

平成 28 年第 2 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年6月16日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月16日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	石 原 裕 介	4 番	水 野 智 見
	5 番	戸 谷 裕 治	6 番	伊 藤 俊 一
	7 番	飯 田 雅 広	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	奥 田 信 宏	12番	吉 田 正 昭
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦	ふ る さ と 振 興 課 長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 安 全 課 長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司		
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環 境 課 長	江場 満
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	伊藤 光彦	子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝
		住民課長	鈴木 敬	健 康 推 進 課 長	小島 昌己
		保 險 医 療 課 長	寺本 章人		
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
		ま ち づ く り 推 進 課 長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満	下 水 道 課 長	加藤 満政
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消 防 署 長	佐藤 安英
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	黒川 静一
		生 涯 学 習 課 長	伊藤 保光		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	松本正美	①安心な障がい者福祉の充実を図れ……………	29
		②教育行政を問う……………	44
2	飯田雅広	町は病児・病後児保育をいつから始めるのか……………	60
3	石原裕介	蟹江町における保険料および、健康づくりについて問う……………	71
4	板倉浩幸	①JR蟹江駅の自由通路等整備事業について……………	79
		②JR東郊線踏切の歩道整備について……………	90
5	戸谷裕治	①防災から考える保育所のあり方を問う……………	99
		②JR蟹江駅橋上化と周辺開発を問う……………	110

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に、板倉浩幸君の一般質問に関する資料、個人番号カード交付事業に関する資料が配付されております。

ここで、皆様にご報告いたします。

国の重要無形民俗文化財に指定されております須成祭につきましては、本年11月にエチオピアで開催されるユネスコの会議におきまして、無形文化遺産への登録の可否が決定されることになっております。したがって、本日は、町が作成したPR用のポロシャツを着用して、須成祭のユネスコ無形文化財への登録を祈念するとともに、住民の方へのPRを図ってまいります。

ここで、町長からポロシャツについての発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○町長 横江淳一君

皆さん、おはようございます。

今、議長から発言がありましたとおり、議員各位におかれましては、ポロシャツを着用していただきまして本当にありがとうございます。若干、理事者側のほうが地味目でございますのがちょっと気にかかりますが、本当に感謝を申し上げたいと思います。

先ほど議長からお話しありましたように、ユネスコ世界遺産に登録される予定であります須成祭、これを我々も一緒になってPRしようという趣旨でございます。

この背中にありますデザインは、実は、うちの職員8名の若手職員が、グラフィックデザイナーの方がお友達にお見えになるということで、無料でつくっていただいたということでございます。ある意味、職員から発案したこの事業に、議員各位にもご賛同いただきまして本当にありがとうございます。

11月28日に向けて、全力でアピールをしてまいりたいというふうに思っております。どうぞ今後とも、夏の期間、冬に着るのは大変寒うございますので、この夏の期間にプライベートでもしっかり着ていただいて、アピールしていただくとありがたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 高阪康彦君

議会広報編集委員長より、議会だより及びホームページ掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、全議員及び一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及びあしたの撮影、放映及び中日新聞社より、本日の撮影の申し出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により

撮影、放映することを許可いたしました。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問される議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 松本正美君の1問目「安心な障がい者福祉の充実を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議長より許可をいただきましたので、1問目の「安心な障がい者福祉の充実を図れ」の質問をさせていただきます。

蟹江町では、障害者の方の安心・安全な、より一層の福祉の充実が求められております。平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行スタートをいたしました。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる共生の社会をつくることを目指していくものであります。行政機関や民間企業に対して、障害を理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められているところであります。

取り組みといたしまして、市町村など役所、会社、お店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しているところであります。また、役所、会社やお店などの事業者に対しまして、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応をすることが求められています。

当町でも、この4月から障害者差別解消法が施行スタートいたしました。障害のある人もない人も、ともに住みやすい蟹江を築いていくためにも、この法律を有効に機能させ、差別解消に努めることが重要であります。

今回、障害者差別解消法の施行に伴い、多くの住民の皆様がこの法律を理解していただくためにも、この法律の概要と、この法律が禁止する差別とはどのようなものを指すのか。また、共生社会を目指すために、この法律による住民の皆様への理解を得るための周知徹底についてはどのように考えてみえるのか、お示しをください。

○子育て推進課長 寺西 孝君

答弁をさせていただきます。

障害を理由とする差別をなくすための基本的な事項や対応方法などについて定めた障害者差別解消法が、この4月1日に施行されました。この法律は、障害のある方もない方も分け隔てなく、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としております。

法律では、障害のある方への不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、この2本の柱が定められておるところでございます。

まず、1つ目の不当な差別的取り扱いについてご説明をさせていただきます。

正当な理由なく、障害があるということだけで、サービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることが、これに当たります。例といたしまして、障害者本人を無視して、同行された支援者・介助者の方に、そういった付き添いの方に直接話しかけることが、これに該当することでございます。

合理的配慮の提供についてご説明をさせていただきます。

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くため、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められているところでございます。例といたしまして、車椅子の利用者の方が利用しやすいようにカウンターの高さに配慮することがこれに当たりますし、また、事業所に一番近い駐車スペースに障害者の方がご利用いただけるような駐車スペースを設けるといったことが合理的配慮に当たると考えております。

また、住民の方への周知につきましては、4月に愛知県障害者差別解消推進条例のチラシを全戸回覧させていただきまして、引き続き、ポスター、チラシも公共施設に掲示をさせていただいたところでございます。また、5月号広報においても、障害者差別解消法の概要について掲載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうから、今回の差別法の改正に伴って、その内容等、若干お話をいただいたわけなんですけれども、今、誰もが差別をしちゃいけないという認識については、蟹江町におきましても、親御さんから報告、差別は今でもまだ起きていると、このようにお聞きしております。

内閣府の調査でも、約7割の障害者が差別、偏見、体験をしているともお聞きしております。当町の平成28年3月の蟹江町障害者計画の中でも、障害者のアンケート調査でも「日常生活の中で偏見や差別を受けたと感じるか」という問いに対しまして、身体が14%、知的が37%、精神で29%の、このような状況にもなっているところでもあります。

今回の障害者差別解消法は、町民全体が障害者の方と支え合い、共生の社会を意識して実

践できるよう、しっかりと対話を積み重ねていくことが重要だと、このように思います。

今、先ほど課長からもお話があったように、広報5月号等でも幅広く周知をされているということでお話がありましたけれども、単に差別をなくすという抽象的なPRだけではなくて、差別をする側も、何が差別に当たるのかをきっちりと知っていただく。また、差別される側も、自分の受けた対応が差別に当たるかどうかを知ることができるような、わかりやすい具体的な例示を示すなど、町民の皆様の関心と理解を深めるような、そういった啓発活動についてはどのように考えてみえるか、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

合理的配慮と合意形成の実現についてご答弁をさせていただきたいと思います。

障害のある方ご本人の心身の特徴や、場面によって必要となる合理的配慮の内容や程度、これは異なってくると考えております。そのため、障害のある方の権利や意思を尊重しながら、具体的にどんな合理的配慮が必要なのか、ご本人を交えて、よく検討しながら進めていく必要があると考えております。

具体的には、本人やご家族、支援者の方から配慮を求める相談を受け、ご本人と話し合い、お互いに合意した配慮の実施を行い、具体的に配慮の見直しを行うことが大切だと考えております。

繰り返しになりますけれども、相談を受け、話し合い、配慮の実施を行い、配慮の見直しを行う、この4つが大切なことだと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうから、合理的な配慮の取り組みということでお話があったわけなんですけれども、問題は、問題解決に向けて、障害者の方の当事者の声をしっかり聞いていくということが大変大事になってくるかなと、このように思うわけなんです。

当町の相談窓口における障害者の相談対応として、相談窓口の明確化、そして、対応する職員の業務の明確化、また、専門性の向上などの体制整備などが求められておるわけですが、本当に問題が起きた際にどのように解決していくのか。具体的な取り組みについて、本当に職員の研修などが行われているのかどうなのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

法が施行されまして、私たち職員といたしましても、この問題につきまして、向き合っていかなければいけないと考えております。

職員の研修につきましては、数年来、認知症サポーターの研修であるとか、そういったものを実施してきております。今回につきましても、今年度、専門の方を招いて職員研修を実施し、行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

問題解決には、今課長のお話があったように、研修もしっかりやっていくということですが、身近でいけば、相談窓口は子育て推進課になるかと、このように思うわけなんですけれども、例えば聴覚の障害者の方が何を望んでいるか。そうした、しっかり聞いていくということも大事になってくるかなと、このように思うわけなんです。

当町の相談窓口におきまして、そうした手話の通訳だとか、そして、筆談の体制は大丈夫なのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

当町におきましては、手話奉仕員の養成講座等も開催しております。これにつきましても、たくさんの方にご参加をいただき、平成27年度も20名以上の方にご参加をいただいております。こういった方々にご協力をいただきながら、コミュニケーションがとれるように日々努めてまいり体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

しっかり窓口をよろしく願いいたします。

それと、特に障害者の方は、車椅子で見える方もあるし、いろんな障害を持ってみえる方もあります。本当に同じ目線で相談窓口の対応は、これは必要ではないかなと、このように私は思っております。

これまでも、各議員さんのほうからも、カウンターが高いのではないかと、受付、そういったカウンターの整備はどうなのかという、そういったお話も、議会の中でも提案がありました。受付カウンターの整備ということですね。

今、各市町の視察に行っても、やっぱり住民目線の、本当に障害者の方、またない方も、住民目線での受付カウンターになっておるわけなんです。本町はカウンターが高い位置にあるものですから、住民目線のそういった受付カウンターの整備というのは今後考えないのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長 浅野幸司君

では、庁舎管理上の関係で、私のほうから答弁させていただきます。

合理的配慮の具体的な措置といたしまして、車椅子をご利用の方が利用しやすいように、本庁舎の中の一部の窓口にローカウンターを設置するように、今現在検討しております。近日にカウンターのほうは配備するような形で、今既に段取りをとっております。

今後も引き続き、障害のある方、高齢者の方に配慮した施設の整備を引き続きしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか障害者の方、また高齢者の方にも、本当に住民目線で受け付けができるような体制を整えていただきたいと思います。

次に、障害者の就労支援の促進についてお伺いしたいと思います。

改正障害者雇用促進法がこの4月1日から施行され、障害者が職場で働きやすいよう合理的な配慮を提供することなどが義務づけられております。また、この4月1日から精神障害者の雇用が義務化され、身体・知的・精神の3障害が平等に扱われることになり、意義は大きいと考えております。

当町の障害のある方の経済的自立や生きがいのある暮らしのためには、就労支援は重要な取り組みだと考えます。法定雇用率の改正などにより、障害のある方の雇用状況は少しは改善はあるものの、依然として雇用状況は厳しい状況となっております。

当町の障害者の就労のアンケート調査の結果から見ると、特に充実すべきだと考える障害者福祉施策は、「障害のある人の雇用促進」、これが身体で14.5%、知的が32.3%、精神で33.6%です。「就労支援施設など福祉的な仕事の場の整備・充実」につきましては、身体が6.9%、知的が25.0%、精神で17.7%であります。現在の仕事についての不安や不満は、「収入が少ない」ということが上げられております。身体で23.5%、知的で30.4%、精神が37.8%で高くなっている状況でもあります。

障害者の地域移行が進められる中、地域の中での受け皿づくりが依然として課題となっております。当町においても、今回の改正障害者雇用促進法の施行により、障害者の就労支援の促進はどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

改正障害者雇用促進法は、障害者の方が職場で働くに当たっての措置、いわゆる障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が規定されております。これは障害者差別解消法と同様でございます。

障害者の方の就労支援につきましては、地元で働いていただくことが大変重要なことだと考えておまして、その情報発信を行っているところでございます。具体的な事業といたしましては、去る5月15日日曜日に、この地域の小・中学校の支援級や特別支援学校の児童・生徒、保護者の方を対象に、“はたらく”情報発信フェアを津島市文化会館で開催いたしまして、この地域の37の就労支援事業所等にブースを設けていただき、就労に対するPR活動を行ってきたところでございます。

また、8月ですけれども、新たに特別支援級の教職員の方を対象に、地域の就労継続支援事業所や障害者雇用企業の見学会を新たに開催することにいたしまして、障害者の方が実際に就労していただいている現場をごらんいただいて、就業に対する見識を深めていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

障害を持つ児童・生徒の親御様にとって、我が子が地元で就労の機会を得て、社会とつながりを持つということは大変重要なことだと思いますので、この地域の障害者自立支援協議会と連携をとって、雇用の促進につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話がありましたけれども、障害者の就労の機会の確保ということでは、地元を中心に考えていきたいということでお話がありました。特に蟹江町におきましても、地元企業に就労施設や、また、就労支援の企業等もございます。そうした就労実態に応じた受注の機会の増大、また、そういった必要な措置がとられているのか。また、障害者の優先調達推進法を活用した発注の拡大などを通じた工賃の確保だとか、そういった雇用機会の拡大などの推進はとられているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

優先調達法についてのご質問でございました。本町におきましては、蟹江町障害者計画の策定に当たって、障害者就労施設等から物品等の調達の推進に関する法律に規定する業者に策定業務をお手伝いいただいたところでございます。

物品の役務の調達における障害者優先調達推進法を活用した発注の拡大を通して、今後も、これが障害者雇用であるとか工賃の確保につながっていくように努力を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今課長のほうから、工賃のそうした取り組み、確保も努めていきたいというお話があったわけなんですけれども、蟹江町に住んでみえる精神障害者を持たれる親御さんから、現在仕事に行っているが、職場で健常者の方と変わらない仕事をやっているのに、頑張っているのに、なぜ給料において健常者と、そして格差があるのか。何とか健常者と同じ待遇で仕事ができないのかという、そういう相談もございました。

また、親御さんから、高齢化とともに、我が子の就労を心配される方も見えます。私のところにも、精神障害の就労支援の相談も多くいただいております。当町では、精神障害者の就労相談はふえているのか、実態把握はできているのか、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

精神障害をお持ちの方の就労支援の相談件数であるとか就労支援の対策について答弁させていただきたいと思っております。

精神障害をお持ちの方につきましては、日によって体調が異なることが多いとされております。つまり、身体の障害をお持ちの方であれば、例えば、先ほど答弁させていただいたよ

うにローカウンターを設けるとか、例えば知的障害者をお持ちの方については、作業の説明をするときに、文字でなくイラストでもって説明をするであるとか、そういった合理的配慮ができるんでございますけれども、精神障害者の方は、日によって体調が異なることが多いと言われておりますので、時差出勤などの勤務形態や休憩時間の確保、それなどによって体調の確保をしていただきながら、柔軟な勤務体系を設ける必要があると考えております。

精神障害者の方の雇用につきましては、海部障害者就業・生活支援センターであるとかハローワークと連携をとりながら、雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、精神障害者の方の就労相談につきましては、年々ふえております。平成25年4月の障害者総合支援法施行以来、相談支援事業所である町の社会福祉協議会において相談された33名の方を、新たに就労継続支援事業所につながらせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

精神障害者の方というのは、非常に、日に日に体の体調等もございまして、体調のいいときもあれば、体調のすぐれないときもあると。そういったこともあるわけなんですけれども、今回の法改正により精神障害者の法定雇用率が引き上げられました。そういう意味から見ても、雇用に対する差別の禁止ということがうたわれておりますので、どうか精神障害者が能力を発揮できるような、そういった雇用促進環境の整備も、しっかり蟹江町の事業者の方、また、この近辺の事業者の方にも、この蟹江町から勤めてみえる方もありますので、そういったこともしっかりとお願いしていただきたいなと思うわけなんです。

だから、そういう意味では、精神障害者の就労支援の雇用対策の強化ということで、もう1回伺いたいと思います。よろしく申し上げます。雇用対策ということで。

○子育て推進課長 寺西 孝君

精神障害者の方の雇用について答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただいた内容と重なりますけれども、こちらにつきましては、海部障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、海部南部障害者自立支援協議会と連携を深めまして、障害のある方の雇用の促進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

最後に、町長のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

障害を持つお子さんを持つお母さん方が一番心配されているのは、子供たちの将来、すなわち、学校を卒業した後の就職についてであります。そこで、障害を持つ子供たちの就労支援にもぜひ力を入れていただきたいと思うわけですが、ぜひ子供たちが、どんな障害のある子供たちに対しても偏見を持たず、お互いに尊重できる心を育てるような取り組みをお願いしたいと思います。

そして、障害を持った方々が個性を生かして、生き生きと活躍する社会のあり方こそ、本当の今、地方創生であると私は確信しているところでもあります。障害者の就労支援について、横江町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えいたしたいと思います。

今、担当者のほうからる、いろんなお答えをさせていただきましたが、就労支援について町長はどう考えているんだということでもあります。

議員はご承知おきいただいていると思いますけれども、障害者基本法というのがもとにありますね。これ、昭和45年につくられました。平成16年にしっかりとしたものができる、いろんな改正法ができて、今ここへ来ているというのは、ご理解をいただいているというふうに思っております。

我々蟹江町も、いろんな障害者の集まりに私も出ていくケースがたくさんございます。まさに議員おっしゃったとおり、今はいいんだと、私が元気なうちはいいんだけど、私が年をとって、この子供たちがどうなるんだか心配だ、そのところのケアをしっかりとすることは、声は大きく聞いておるのが事実でございます。そういう意味でも、今、蟹江町にある就労施設、そして近隣にある就労施設との連携を、先ほど言いましたように、しっかりと密にしながら、より一層頑張ってもらいたいと思います。

ただ、ご理解をいただかなきゃいけないのは、障害の程度によって本当に、中にこもってしまわれる方、ある方は障害をお持ちなのに、いや、うちは障害がないみたいな、どうしてもそういう風潮があるのも事実であります。当然、差別法ができて、我々も全国的に、健全者も障害者も一緒になって暮らせる、いわゆるノーマライゼーションの世界をつくる理想があります。蟹江町もそんな町にしていきたい、十分これは頑張らせていただきますし、皆さんと一緒に努力させていただくつもりでございます。

もちろん就労に関しても、関係機関を通じてしっかりとやらせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○1番 松本正美君

どうか就労支援、障害者のためのそういった取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。次に、障害者等の福祉避難所の確保と対策についてであります。

発生から2カ月を迎える熊本地震、いまだに131カ所の避難所で6,000人超の被災者が避難生活を余儀なくされております。一般避難所での生活困難な内部障害者など、災害弱者といっても、見てわかる人もいれば、内部障害者のようにわかりづらい人もおり、福祉避難所にも行きづらく、このため、周囲への遠慮から一般避難所を避け、車中泊まりにより体調を崩すなどによる二次被害も起きていたと聞いております。

当町では、災害時に支援が必要な高齢者や障害のある人を受け入れる福祉避難所の指定が、

民間施設との連携で、ようやく町内にも3施設が指定されました。蟹江町にも福祉避難所が確保されたことは、大変よいことだと思っております。

今回の熊本地震では、災害弱者に対して、地震の影響で福祉避難所の機能がスタッフ不足などの理由により、十分に発揮されなかったとも聞いております。

国の指針では、小学校区に1つの福祉避難所が望ましいといいますが、当町でも南海トラフ地震の想定がされ、内部障害者や障害者等の多くの災害弱者の福祉避難所への避難が想定されます。さらなる福祉避難所の確保が求められているところであります。

当町では、指定避難所である小・中学校において、要配慮者の方々が避難生活ができるよう環境整備が行われていますが、福祉避難所としての機能を備えた環境整備は、まだ十分とは言えません。当町の福祉避難所の対象となる内部障害者や障害者等の要配慮者の方が十分なケアを受けられるよう、さらなる福祉避難所の確保とともに、指定避難所である小・中学校への福祉避難所としての機能を備えた環境整備の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のありました福祉避難所の確保及び指定避難所の福祉避難所機能を備えた環境整備の取り組みについてお答えさせていただきます。

福祉避難所の確保については、ことしの3月25日付で、カリヨンの郷2施設及びセーヌ蟹江1施設と、災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結いたしました。この協定によって、高齢者や障害のある方など避難所での避難生活に困難を来す方、要配慮者への支援が可能となりました。

ただ、大規模災害時には、協定した3施設で全ての要配慮者の受け入れができない可能性もあります。そのため、小・中学校等の指定避難所においても、福祉避難所に準じた車椅子、スロープ、車椅子用トイレ、介護食、紙おむつなどの資材や物品を8施設に整備を行いました。

今後も要配慮者の方の避難生活を支援するために、必要な整備を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今次長のほうからお話があったわけなんですけれども、指定避難所の現状ということでは、福祉避難所としての機能を有していない場合であっても、機能を整備することを前提として利用が可能となるとも聞いています。当町では、指定避難所の整備が、今も次長のほうからお話があったように進められるわけなんですけれども、福祉避難所としての機能の整備はまだ十分でない、このように私は思っております。

現在、当町の要援護者の方、福祉避難所で避難される方は何人お見えになるか、ちょっと

お聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、今のご質問にお答えさせていただきます。

現在、蟹江町に障害者手帳をお持ちの方は、身体・知的・精神合わせて約1,500名、そのうち、居宅介護サービスなど、自宅でヘルパーの支援を受けて生活されている方が45名になります。一般の指定避難所では避難生活が難しい方が福祉避難所に移ることとなりますが、高齢者を含めると、議員のおっしゃるとおり、大規模災害時には全ての要配慮者を福祉避難所で受け入れることは難しいため、町といたしましても、今後、一般の指定避難所に、先ほど申し上げましたとおり、車椅子とか車椅子用のトイレ、スロープ等の整備を進め、少しでも安心して避難所生活が送れるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうから、福祉避難所では対応ができないということで、数も足りないわけなんですけれども、本当に1,500名の方が見えるわけなんですけど、それにまた、高齢者の方もふえてくるわけなんですけれども、非常に数的には足りないわけですね。そうして見ると、やっぱり一般の指定の避難所も整備していかなきゃいけないというのが現状だと思うわけなんです。

今回の熊本地震におきましても、介護用のおむつが足らなんだということもお聞きしております。また簡易のトイレ、簡易のトイレも整備をされているということをお聞きしているわけなんですけれども、この状況から見て、障害者の方、1,500名の方が見えるわけなんですけれども、非常にそういった面では足りないのではないかなと、このように思うわけなんです。

それと、今回の熊本地震におきましても、段ボールのベッドを急遽つくって対応したということもお聞きしております。だから、非常に、もともと段ボールのベッドもつくっていなかったというのが現状じゃなかったかなと思いますので、蟹江町においては、そういった備蓄の支援の強化ということについてはどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまのご質問の避難所のバリアフリー化とか物資等の整備についてお答えをさせていただきます。

現在、指定避難所であります小・中学校に順次、スロープ、車椅子用の仮設トイレ、簡易ベッド、車椅子等、福祉避難所機能を備えた環境整備に取り組んでいます。現在、8カ所の避難所で整備済みで、順次、今後も整備する計画となっております。

また、紙おむつ、医薬品などの備蓄につきましても、一定量の保管はありますが、不足する場合は、災害時の協定に基づき、必要な物資や医薬品等を調達するとともに、各家庭でも、

ふだんから必要な備蓄品をしっかりと準備していただくよう啓発してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

備蓄のほうもしっかり取り組んでいただきたいわけなんですね。

それと、指定避難所、避難所ですね、一般の。熊本でもケア体制の整備が、やっぱりおこなわれていたということもお聞きしております。特に内部障害者の方は、見ただけではちょっとわからないものですから、非常に食事制限をされる方があります。そうしたときに対応がしてくれたとか、また、感染症の対策もおこなっていたということもお聞きしております。

そういう意味では、本町におきましても、アレルギー食の備蓄もされていると思いますが、非常に少ないのではないかなと。また、感染症への対策として、マスクなどを確保されているのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

初めに、アレルギー食のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

アレルギー食の備蓄についてでございますが、町では、アルファ米、乾パン、缶入りのパン、プチバケット、離乳食、介護食など、非常用食料を約5万7,000食備蓄しているところでございます。

ご質問のアレルギー食につきましては、アルファ米の一部及び離乳食をアレルギー対策として備蓄してございます。しかし、アレルギーの原因はさまざまであるため、それぞれに対応した食料を町が備蓄するには限界がございます。アレルギーをお持ちの方は、自助の観点から、各自で備蓄もお願いしたいというふうに考えてございます。

次に、感染症についてでございますが、避難所での感染症対策といたしまして、多くの住民が避難所生活される中、衛生状態の悪化で感染症の増加が懸念されます。今回の熊本地震の避難所でも、ノロウイルスやインフルエンザの患者が確認されております。

感染症対策の基本といたしまして、避難所の衛生管理の徹底に加え、手指消毒、マスクの着用等が挙げられておりますが、現在、衛生用品等の整備は不十分でありますので、避難所運営に必要な資材の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ケアの体制の整備ということで、今アレルギーの、そういった備蓄もされているわけなんですけれども、そうした感染症の対策もまだおこなわれているということですので、しっかりとこの点も取り組んでいただきたいなと思います。

また、熊本地震におきましても、特に障害者や内部障害の方への対応ということで、非常に要配慮者の避難のスペースの確保だとか、また、看護師、介護福祉士など、医療相談がで

きるスタッフが足らなんだということもお聞きしております。本町は、そういったスタッフに対してどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、内部障害者等の避難スペースの確保と、それから、看護師等の医療スタッフの件でお答えをさせていただきます。

内部障害者や外部障害者など、要配慮者の避難スペースの確保についてでございますが、避難所では、避難してきた人の受け付けを行う際、避難所利用者登録票に記入をしていただくこととなります。その登録票には、病気やけがなど、特に配慮を要する内容も記入することとなっています。その登録内容で、あらかじめ使用する場所を指定するなど、要配慮者を優先に専用スペースの確保が必要と考えます。

今年度、避難所運営マニュアルを作成し、各避難所、町内会へ配付いたしました。このマニュアルを使用し、小学校区、または町内会ごとに、避難所運営訓練を実施する予定でございます。

次に、避難所への医療相談スタッフの常駐についてでございますが、避難所には、利用者の要望・相談を受ける窓口を設置するとともに、要配慮者に対しましては、保健師や民生委員の協力を得て定期的に各避難所を巡回し、体調管理や要望等の聞き取りを行い、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

スタッフの確保ということではありますが、今、各小学校区においても、そういった避難所の訓練も行って取り組んでいくということではありますが、本町におきましても、看護師さん、介護福祉士さんの資格を持った、今現在仕事をされていない方もお見えになっております。そういった潜在有資格者に対しても協力を求めていくということも必要ではないかなと思います。それで、そうした協力をしていただきながら、被災地の外のほうにも、スタッフの派遣体制も強化していただくということにもつながってくるんじゃないかなと、このように思います。

そして、特に傾聴ボランティアなどによる被災者に寄り添っていくということも、今回の熊本地震でも大変重要な取り組みだったということもお聞きしております。だから、こういった傾聴ボランティアの取り組みということを本町はどのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました潜在有資格者の協力及び傾聴ボランティアに関する取り組みについてお答えをさせていただきます。

災害時における災害ボランティアの受け入れ、振り分け等の業務につきましては、蟹江町

社会福祉協議会の支援により、蟹江町災害ボランティア支援本部が学戸ふれあいプラザに設置され、被災者の要請を取りまとめ、災害ボランティアを派遣いたします。ボランティア活動を希望される方から、有資格者、傾聴に対応していただける方を優先的に、そのニーズに当たっていただくという手順となっております。

災害発生時、災害ボランティアのニーズを、ホームページ、マスコミ等を活用し、看護師、介護福祉士等の資格を持つ方、傾聴ボランティアを引き受けてくださる方に呼びかけて、対応したいと考えております。

また、大規模災害が発生した場合、愛知県ボランティアセンターが立ち上がり、社会福祉協議会、日本赤十字社、各NPO団体が活動を開始しておりますので、蟹江町ボランティア支援本部から細部の要請についてお願いすることも選択肢として考えてございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

傾聴ボランティアのほうも、そういった取り組みも、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。支え合いということで、本当に、そばにそうやってお話を聞いてくださる方が見えるというだけで、すごい勇気が出るということも聞いていますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

また、災害発生時の避難所での聴覚障害者や難聴者への対応、コミュニケーションの手段、そういった確保も大変重要となってきております。今回の熊本地震におきましても、聴覚障害者の方が就寝時に補聴器を外したことから、夜間は情報が入ってこなくなり、非常に困ったということも、不安が募るばかりだったということもお聞きしておるところであります。そういった避難所に光回転灯の活用で聴覚障害者の把握の考えはないか、この点もお聞きしたいと思います。

また、筆談のボードやタブレットを避難所に配置して視覚情報を入れる、また、そういった手段、要約筆記者との手話通訳の方の把握、連携もできるような取り組みも必要ではないかなと、このように思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました聴覚障害者や難聴者の避難所での対応についてお答えをさせていただきます。

避難所では、避難してきた人の受け付けを行う際、避難所利用者登録票を記入していただくこととなります。その登録票に、先ほども申し上げましたとおり、病気やけがなど、特に配慮を必要とする内容も記入することとなっております。

聴覚障害者や難聴者への避難所での対応であります。筆談ボードを各避難所に配備し、視覚で情報の入手やコミュニケーションがとれるようにするとともに、要約筆記者や手話通訳者の確保につきましては、県の災害対策本部や県の聴覚障害者団体、聴覚障害者情報セン

ターなどと綿密に連携をとり、対応したいと考えております。

また、避難所での光回転灯の設置につきましては、設置による効果等を検証し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか一般の避難所におきましても、そういった障害者だとか、また内部障害者のためにも、そうしたケアにしっかり取り組んでいただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

最後ですが、次に、ヘルプカードとヘルプマークの導入についてお伺いしたいと思います。

障害や難病を抱えた人が緊急連絡先や必要な支援をあらかじめ記載しておき、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのきっかけをつくるのがヘルプカードでもあります。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、また、外見上援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするために有効なものがヘルプマークであります。

このヘルプマークを作成し、配布する動きが、全国の自治体に広がりつつあります。障害者の中には、みずから困ったことを周りの人に伝えられない方、手助けが必要なのに、コミュニケーションに障害があり、自分の困ったことをうまく伝えられない方、困っていることを自覚できない方もおられ、周囲の方は障害の内容や求めておられることがわかりづらく、どう支援していいのかわからない状況にもあります。その両者をつなげるきっかけをつくるツールがヘルプカードであります。

また、周囲から配慮を必要としているのに、外見からわかりにくい方のために、公共交通機関の電車などの優先座席に座りやすくなるなど、周囲の方に理解していただくための有効なものがヘルプマークになります。

このように、手助けが必要な人と手助けをする人をつなぐ大切なかけ橋になるのが、ヘルプカード、ヘルプマークでもあります。当町においても、手助けが必要な人と手助けをする人をつなぐ大切なかけ橋として、ヘルプカード、ヘルプマークの導入の考えはないか、お伺いしたいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

松本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員からもありましたように、ヘルプカードは、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効なものであり、私たちの名札のように首からカードをかけ、そのカードに住所、氏名、生年月日、障害の状況、緊急連絡先、必要とする支援の内容などを記載することで、災害時や緊急時などのいざとい

うときに役立てようとするものです。

また、ヘルプマークも、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするように作成されたマークです。

ヘルプカードについては、愛知県下では、名古屋市の東区、昭和区、熱田区、それから常滑市、長久手市、武豊町などが現在実施しております。

蟹江町におきましては、昨年6月より災害時避難行動要支援者登録制度の運用を開始し、現在、約210名の方が登録されています。災害時には、この個別計画を利用して、避難した方々のケアを行うこととしています。

また、ヘルプカードと類似した取り組みとしまして、救急医療情報キットの配付を行っております。こちらは現在、約1,200名の方が登録されております。まずはこれらの事業を充実させ、ヘルプカードにつきましては、愛知県下の自治体が統一した制度として導入することにより、より大きな効果を得ることができると考えておりますので、今後は県や愛知県内の市町村の動向を踏まえ、調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

蟹江町にも、要援護者のそういった取り組みがあるわけなんですけれども、実はこれ、東京のほうから、平成24年に東京都が導入して、普及が始まったとお聞きしておるところであります。東京都のほうが進取的に取り組んでおるわけなんですけれども、ガイドラインのほうにも、ヘルプカードがこんなことで役立ったという紹介もされておりました。

聴覚障害者の方が救急車を利用した際に、救急隊がヘルプカードを見て、手話通訳が必要であることを知り、手配することができたとも紹介され、また、パニック障害や内部障害を抱える人は、急にパニックや心臓発作などの病気が併発した場合、専用の薬を携行しており、薬を飲めば安定しますが、それができず苦しんでいるときに、ヘルプマーク、ヘルプカードがあれば、周囲の配慮や援助などの支援の対応がいち早くできるのではないかと思います。

障害者の方というのは、必ずうちにおるとは限らないものですから、外出される方もお見えです。そうしたときには、やっぱりこういったヘルプカード、マークというのは必要になってくるんじゃないかなと、このように思うわけなんです。

当町におきましても、今、蟹江の役場の駐車場にも障害者のマークが設置されておりますが、非常に内部障害の方は、車で見えても、そういうマークがついていないものですから非常にわかりづらく、一般の方の駐車場が満員であるときは非常に、ちょっといろんなトラブルに巻き込まれそうになるときもあるわけなんですけれども、そういった面においても、こういったヘルプカード、ヘルプマークが必需品じゃないかなと、このように思うわけなんです。

そういった意味で、今後、防災訓練、避難訓練などに、ヘルプカード、ヘルプマークを活用して使用していただいて、要援護者の支援につなげればいいかなと、このように思いますが、横江町長に最後にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えいたしたいと思います。

東京から始まったということは聞いておりますし、このご質問をいただいたときに、私も実施している、町村は別といたしまして、お話を聞きました。やっぱりヘルプカード、ヘルプマークを、自分から希望する人はいいんですが、そうでない人も中にはお見えになるようでもあります。そこのところは、先ほど担当の課長が申し上げましたとおり、やっぱり自分をしっかり情報を出せる人には積極的にカードをつくっていただいて、そんなに大きなカードじゃないというふうに私も見させていただきました。ちょうど職員がつけておりますIDカードに近いような大きさだというふうに理解をしております。

ヘルプマークのほうは、かばんとかバッグにつけられますので、まずこちらのほうから、やるとすれば、導入すればいいのかなという考えを今持っておりますが、しっかりとそこも勉強させていただきながら、早く導入ができればいいなと、今こんな考えを持っておりますので、よろしくお願いします。

○1番 松本正美君

どうか、この蟹江町にお見えの障害者の方、また、本当に安心して暮らしていけるように、しっかり施策を前へ進めていただきますようお願い申し上げます、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「教育行政を問う」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

2問目の「教育行政を問う」を質問させていただきます。

現在、地域社会や家庭環境の変化に伴い住民の地域社会への一員としての意識や連帯感が希薄化するとともに、悩みや不安を抱える保護者もふえております。また、地域の自治会への未加入や子ども会活動へ参加しない保護者も見られます。今後、家庭環境の変化で家庭教育力が低下し、青少年に対する社会教育の責任は一層重要となっているところであります。

そのことから、社会教育行政は、地域社会の活性化と地域教育力向上に取り組むとともに、家庭の教育力が課題となっているところであります。親が子供に対して行う家庭教育は、本来、親の責任と判断において、それぞれの親の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものであります。

今日、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、多くの親が子供のしつけや教育に対する悩みや不安を抱いており、家庭の教育力が次第に低下している状況でもあります。学校・家庭・地域社会が連携した地域全体の教育力の向上も求められています。地域の教育力の活性化のためには、地域社会自体が活性化されていなければならないと思います。地域住民による自主的な学習活動や社会参加活動が果たす役割は極めて大きいと思います。

当町の今後の社会教育行政は、地域の課題を的確に捉えた生涯学習活動の提供や、人づくり・まちづくりなど、地域に親しみを持てるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育の振興などに努めることが重要であると考えます。今後、学校・家庭・地域連携・協働による家庭の教育力向上のための社会教育支援体制の取り組みについてお伺いいたします。

また、最近では、青少年をめぐる悲しい出来事が全国で多発しているところでもあります。こうした背景には、ゆとりのなさがもたらす青少年のストレス、生命に対する認識の希薄化、青少年非行の低年齢化・凶悪化など、青少年をめぐる諸問題は、大人社会のあり方や、最近の青少年を取り巻く環境の変化と密接な関係にあり、青少年の生きる力を育む地域社会全体の環境の整備の充実など、抜本的な対策が求められているところでもあります。

今、人・金・物のグローバル社会となり、学校教育だけでは次代を担う教育は困難となっております。当町でも、人間形成の根の部分であるきずなづくり、地域づくりなど、地域に根差した体験学習、地域に愛着を持てる学び場づくりが必要だと考えます。

かつての遊び場は都市化により失われ、学習塾などにより、きずなを育む仲間が消滅している状況にもあり、地域の社会教育の取り組みとして、青少年の豊かな体験活動や仲間同士のきずなを深め、学びの場づくりも必要だと考えます。

当町の青少年の育成としての地域の学びの場の必要性について、どのように考えてみえるのか、石垣教育長にお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のございました、家庭教育の向上のための社会教育の取り組みについてのご質問にお答えします。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを見につける上で重要な役割を果たしております。

そこで、蟹江町としましても、さまざまな家庭教育推進事業を実施しております。

親子で参加してもらうことが条件の「親子キャンプ教室」「オオクワガタを育てよう」「親と子の料理教室」「ちょこっと探検隊」を実施しております。

特に「親子キャンプ教室」は、主管としてキャンプの運営をお任せしています町のスポーツ推進委員や、ほかにもボランティア活動等で活動されていますボーイスカウトさんにもご

協力をいただいております。キャンプ場というふだんと違う自然環境の中で、親子で自炊したりすることにより、親子のきずなや参加者同士の新たな人間関係の構築、さらには運営スタッフとのキャンプを通じた交流を目指して開催をしております。

また、未就学児と親を対象にしました「わくわく子育て教室」、この講座では、地域との関係が希薄化し、子育てに対する不安を抱いている親御さんもたくさんいらっしゃるため、講座を通して、子育てネットワークとの会話で、同じ不安や思いを抱いた親と話をすることで、少しでも不安の解消になればと思っております。今後も親子で参加できる事業を実施し、家庭教育の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

社会教育体制の取り組みにつきましては、先ほど生涯課長が申し上げたとおりであります。

続いて、もう一つの青少年の育成としての地域の学びの場の必要性についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

次代を担う青少年が、明るくたくましく成長することは、私たち大人の願いでもあります。

まず、蟹江町の青少年育成に向けての働きかけであります。最近では町議会議員の皆様にも入っていただいて、年に二度であります。町内の小・中学校のPTA役員、学校の先生方、そして蟹江警察署の担当職員から、青少年の非行についての現状をお聞きし、その後、青少年の非行防止の街頭啓発として、近鉄蟹江駅とヨシヅヤJR蟹江駅前店へ出向いて、町民の皆様に対して青少年健全育成の周知を図っているところであります。

ところで、現在の小・中学生は、議員が言われたとおり、学習塾に通ったり、携帯やゲームが発達したことで、昔のように友達と遊ぶことが減ってきております。そういう面から、生涯学習課では青少年育成推進事業として、子供だけで参加できる「子ども料理教室」「わんぱく料理教室」などを開催し、子供同士のつながりや自主性を持つきっかけになればということで行っております。

あわせて、小学校の高学年であります。 「エコきっず調査隊」というのがありまして、友達とともに、この活動を通して環境学習に取り組む学びの場を含めた事業を展開しているところであります。

また、友達と運動や交流したりする機会の提供も含めて、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブに、町として補助金を出してスポーツの普及に努めているところで、今後も行政としては支援・協力をしていきたいと思っております。

学校で教科を学習する以外に、生涯学習課や地域でいろいろな学びの場を提供していくことは、とても大切なことだというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

地域の教育力向上ということで、本当に今、生涯学習課長のほうからもお話があったわけなんですけれども、親子でのきずなを子供キャンプでつくっていききたいという、そういうお話がありました。

子供キャンプですけれども、今、親御さんのほうからも非常に申し込みのほうが多いということで、参加しにくくなっているというお話をお聞きするわけなんですけれども、今後、バンガローというのが決まっているものですから、定員に枠があると、このように思うわけなんですけれども、キャンプというのは本来、キャンプに行くのに、テントを持って行ってキャンプするというのが本来のキャンプではないかなと、私はこのように思っておるわけなんですけれども、今後定員枠が、なかなかバンガローは数が決まっていますので、そういった意味からも、テントを持って行ってでもそういったキャンプができるような、そういう方向性、そして、親子とのきずながもっと深まればいいのかと、このように思いますが、この点はどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

今、キャンプのことでご質問がございました。

おっしゃるとおり、バンガローの数が今、愛知県設楽町のほうにキャンプのほうに出向いております。14棟でございまして、約5人ほどの定員でございまして、定員が70名というキャンプの申し込みを受け付けております。そのバンガローの中にも、極力2名ないし3名で申し込みのある方につきましては、相部屋になっていただきまして、なるべく多くの方に行っていただくような努力はさせていただいています。

しかし、バンガローにつきましては、制限がございますので、今、松本議員がおっしゃいますように、テントを使用したものも今後は考えていかなきゃいけないなというふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

よろしくお願ひいたします。

今、教育長のほうからも、生涯学習を通して青少年の学びの場をつくっていききたいという、そういったお話もありました。

今、家庭の教育力を支えるということで、現在、家庭学習の生徒への支援というの、社会全体で子育てを高めていく上で、非常に大事であるということもお聞きしております。

現在、家庭学習の生徒への支援として、ICTを活用した無料の学びの場の提供や、学校での土曜子供学習支援の取り組み、家庭環境の事情などで勉強がおくれがちな中学生を対象にした、空き教室を活用した、地域教員OBや大学生がサポートを努めることによる土曜チャレンジスクールなどの取り組みも始まっております。地域での家庭の教育力を支えるためにも、家庭の教育の中でよりよい親子関係をつくっていくためにも、地域社会や行政、学校、

それぞれ親に届く的確な学習支援の取り組みの工夫が今後必要ではないかなと、このように思います。

学習支援の取り組みについて、石垣教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

学習支援への取り組みということでご質問いただいたわけですが、前段で、地域のそういう学習の場ということでお話がありました。当然、教育というものは、単に学校だけで行われるというものではないというふうに私も捉えております。その中の一つとして、学習支援、学校以外のところでの取り組み、いろんな場の提供があろうかと思いますが、それは保護者や子供たちにとって意義のあること、そんなふうに捉えております。

ただ、今、私の立場ももちろんそうでありますけれども、学校というところもやっぱり、基本的には学習の場ということでありまして、日々教師が学習指導を行っているということでもあります。そういった面から、教師にあってはさらに、授業の仕方とか授業の改善とか、あるいは子供たちに合った指導、そういうようなことを研究していくというんですか、そういうことで子供たちへの、さらに学習力をつけていくと。そんな役目が、私はまず基本的にはあるんじゃないかなと。

そんな面から、地域のそういう学習の場も、もちろんあればいいということも思っておりますけれども、学校現場のほうへ、学習の面について、もっとしっかりとってはおかしいですけれども、働きかけていきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうからも、学校も含めて、地域も合わせて、一緒に学習支援をしっかりとやっていきたいということでもありますけれども、地域のやっぱり教育力の向上ということで、具体的な方策といたしましては、放課後子供プランの創設というのがあるわけなんですけれども、これは子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するものであります。この放課後子供プランは、厚労省の放課後児童クラブと文科省の子ども教室を一体化された、連携した取り組みであります。

当町におきましても、働くお母さんから、学校でのトワイライトスクールの要望を多く、今でもいただきます。なぜできないのかと。現在、学童保育が6年生まで拡大したことで、高学年対象に夏休み期間限定で、昨年の新蟹江小学校に続き、本年度は蟹江小学校が空き教室を利用した学童保育、そうした放課後児童クラブの取り組みが行われることになっております。地域で家庭の教育力を支えていくためにも、今後そういった取り組み、要望等に対しましても、学童保育を安全な学校での放課後子ども教室として学びの場を提供するなど、学校・地域全体での家庭の教育力向上に取り組むことが求められているのではないかなと、このように私は思っております。

学校でのトワイライトスクールを実施するに当たりましては、今までも空き教室がなかなか難しいということで、そういったお話を聞いているわけでありましたが、空き教室では管理の問題などにつきましても、今後、学校の空きスペースにプレハブを建てるだとか、また、管理は学校ではなく町当局がやるなど、いろんな工夫をすれば、こうした取り組みができるのではないかなど、このように思うわけでありましたが、石垣教育長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

放課後子ども教室ということで、学校でどうかというようなこと、そしてまた、トワイライト事業と関連したご質問をいただいたわけでありましたが、少し蟹江町での学童保育についての取り組みのお話をまずしたいというふうに思うわけでありましたが、蟹江町では子育て支援として、学童保育所を各学区に設置をして取り組んでまいりました。先ほどお話がありましたように、児童福祉法の改正によりまして、小学校全部、6年生までが対象ということになりまして、お話がありましたように、夏休み限定でありますけれども、昨年度は新蟹江小学校の学童保育所、これは高学年学童保育所、そして本年度は、これから7月に行うわけでありまして、蟹江小学校も開設する予定であります。

ただ、蟹江小学校につきましては、空き教室はなかったものでありますので、でも、そういういろいろな面から、ちょうど北館の1回に教材協議室がございまして、そこに「かっこ見守り隊」の方々が日ごろはそこに見える、そして、何かあったらということで控えてみえるわけでありまして、その控室が教材協議室、夏休みであればそこがあいているというようなこと、そして1階であると、出入りもすぐできるというようなことで、新蟹江小学校に続いて、蟹江小学校も高学年学童保育所をこしは開設するということになりました。

ところで、先ほど議員さんがお話がありましたトワイライトスクールにつきましては、名古屋市の事業であります。そして、蟹江町が今まで取り組んできた子育て支援としては、学童保育の事業ということであります。学童保育につきましては、子育て推進課の事業でありますけれども、議員の言われるようなトワイライトも含めまして、今後蟹江町がどのように進んでいったらいいかというようなこと、ちょっと時間をいただきまして、子育て推進課と生涯学習課で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうからも、トワイライトのこと、また学童保育のこと、お話があったわけなんですけれども、空き教室が非常にないということで、今、非常に大変な思いをされておられるわけなんですけれども、今後当町におきましても、経済的な理由におきまして教育が受けられない方だとか、また、親の世代から子供の世代へ、こういった貧困の連鎖を続けていくということはいけないことだと思っておりますので、そういった学習支援も必要になってく

るのではないかなと思うわけですね。

今、特に貧困の連鎖を防ぐ学習の支援の取り組みということで、文部科学省が2015年度から、地域住民が参加する地域未来塾が国の制度として、中学校区で始まっております。

これは、家庭環境により十分な勉強時間が確保できない中学生を中心とした子供に、学校の空き教室や地域の空き店舗などを活用した学習支援を行うものでもあります。今年度からは、大学進学を後押しするために、高校生も事業対象に加えているともお聞きしているところであります。

こういったことも考えてみると、今後、家庭環境により十分な学習が支援できない子供たちも、蟹江町にもそういった方も、非常にそういった子供さんもお見えであります。そういったことを含めると、今後、小・中学校において、放課後、週末等に学校の空き教室や地域の空き店舗を活用した学びの場というのは、今後考えていかななくてはいけないときが来ておるのではないかなと思いますので、そういった意味も含めて、トワイライトと、それとあわせて、一緒に学習支援ということで、学校での、考えていくべきではないかなと、このように思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

先ほど議員がおっしゃられたとおり、そのとおりだというふうに思っております。これからのそういうような子供たちにとって、そういう学習の場、特に貧困ということをおっしゃられました。愛知県も今、貧困率を、前、中村議員のご質問があったんですけども、調査をしていくというようなところに動きがなまってまいりました。

蟹江町においても、それは経済的支援の問題でありますけれども、学習支援ということで考えていかななくてはならないなというふうに思っております。まだまだそういうような、現在蟹江町においては、そういう特別の場と言ったらおかしいですが、設けておりません。先ほど言いましたように、まずは学習は学校が基本ということで、先生方に頑張っていただきながら、そしてまた、今言われた、そういう放課後におけるトワイライトのことも含めまして、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

よろしく願いいたします。

初めに、教育長のほうが学びの場ということで、ちょっとお話をいただいたわけなんですけれども、青少年の育成の活動ということで、非常に社会情勢も混沌としておるわけなんですけれども、そうした中に、地域での青少年の人材育成ということを踏まえた上で、本当に今後子供たちが、蟹江町の子供たちが世界に羽ばたいていく、また、そういった人材も生まれてくるのではないかなと、このように思うわけなんですけれども、学校を核とした地域と学校を結ぶコーディネーターですね。そういった取り組みを、教育委員会、地域教育コーデ

イナーターを配置していただきまして、そうした青少年の育成、また、地域に必要な学び場の提供も、そういった立場で取り組んでいくことはできないのか、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

地域教育コーディネーターということで、地域住民というようなところの、そういう学習の場ということで、今お話があったわけでありましたが、これは中央教育審議会の答申のところでも、地域コーディネーターというようなことが出ておりますけれども、私が今捉えていますのは、地域住民がそういう学校に支援を送るために、何かこんなことをしたいよというようなところで、コーディネートするような形を今考えているわけでありましたが、また、今議員がおっしゃられたことも含めまして考えていきたいと思っておるわけでありましたが、今考えてみますと、昨年度、新蟹江もそうだったんですけれども、学校のいろんな事業の中に地域の方々の協力をいただくと、そして学校支援をしていただくというようなところで、学校支援から今、協働というような形になってきました。

先ほどのコーディネートというのは、そういう地域の学校でこんなことをやりたいよというようなこと、例えば防災・減災が、学校でこんなことを、自分たちノウハウを知っているから授業に役立ててほしい、だから一緒にちょっと入りたいとか、そんなようなところの申し出があったときに、実際には今、学校では教頭先生が窓口でやってみえます。もちろん、教育課もそれを受けながら、実現するようにはやっているわけでありましたが、いろんな、例えばPTAもそうですけれども、読み聞かせとか、いろんなところの地域のそういうような人材を活用する場合に、コーディネートでいろんなやりくりをする。今、うちはちょうど教育課には指導主事がございます、その役割を果たしておっていただいておりますが、逆に今度は学校が地域へ出て、また地域の皆さん方に何かをというようなこともあろうかと思えます。

そういうようなところで、コーディネートという役割は、私は大切だなということを思っておりますけれども、まだそういう地域のコーディネーターにつきましては、蟹江町に配置をしておりませんので、これにつきましても、また今後の課題としてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか考えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に入ります。

地域の教育力向上のためのボランティア育成であります。

先ほどと関連しますけれども、地域社会はボランティア活動を含め、地域住民の経験・技術を生かせる場でもあります。豊かな社会体験や実務経験を有する高齢者、学習活動で実力を身につけるなど、地域の人材がこうした社会活動の中で活躍できるようにすることが、今後、蟹江町にとっても求められているところであります。

今後、蟹江町でも少子高齢化が進む中、地域の教育力向上として、地域のいろんな人が地域の教育事業など、地域のボランティアとしてかかわることは大変重要であります。当町でも、仕事を定年でやめられた多くの団塊の世代の方も見えます。地域のボランティアに取り組んでみたいという方も見えますが、きっかけがないために参加しにくくなったとも聞いているところでもあります。

そのためにも、地域のボランティアの学びの環境をつくるために、地域の人が積極的に参画できる学びの場所の提供も必要であります。町民の誰でも、いつでも、どこでも学べる環境、学習機会の提供など、学んだ成果を地域に生かす町民をふやすためのボランティアの育成のための生涯学習の活動の取り組み、環境整備は必要であります。講座や事業に参加することで得た知識や経験を地域のさまざまな活動の中で生かすことにより、人と人の交流が広がります。こうした活動は、自分自身の人生を豊かにし、さらには生涯学習活動や地域活動に対する意欲の増大にもつながります。

当町でも、住民の皆様に向けた社会教育として、生涯学習活動に取り組まれています、地域での教育力向上のためのコミュニティを構築するためのボランティアの育成は、大変重要な取り組みだと考えております。地域の教育力を支えるためのボランティアの育成には、学びの場の提供は必要です。地域で知識や経験を継続し、生かすことのできるボランティア育成のための生涯学習活動の環境整備の取り組みについて伺いたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありましたボランティアの育成と生涯学習の環境整備についてお答えさせていただきます。

生涯学習事業としまして、ガイドボランティアの育成を目的として、平成16年度から平成25年度までの10年間、「歴史文化夢案内人養成講座」を開設しました。平成18年には、その講座の1期生と2期生が、自主グループ「かにえガイドボランティア歴史文化夢案内人」を立ち上げられました。平成26年度からは、新たに「かにえ地域学」として、現地学習を通して蟹江の魅力を発見するという内容の講座を実施しており、ガイドボランティアの方々にもフォローアップいただいております。

また、今年度から、まち・ひと・しごと創生事業の一環として「須成祭マイスター養成講座」を開講しております。この講座は、現在ユネスコ無形文化遺産登録候補になっている須成祭について学習・体験をしていただき、マイスターとして須成祭の普及啓発に協力いただくものでございます。また、現地学習の際には、ガイドボランティアの方にもご協力をいただく予定でございます。

そのほか、平成13年度より、「かにえエコきつず調査隊」という高学年の小学生を対象とした講座を開講しており、これは川を中心とした環境学習を行うものですが、この講座でもサポーターとして、受講経験者も含めてボランティアの方々に、現地学習の際、安全対策や

学習支援をしていただいております。今後も、生涯学習講座を受講された方が学んだ知識や経験を生かすことができるよう、内容を吟味ながら続けてまいりたいと思っております。

なお、ボランティアの総合的な窓口につきましては、ふるさと振興課でございますが、活動内容によっては担当窓口が違っております。例えば、防犯につきましては安心安全課になりますし、道路清掃につきましては土木農政課、蟹江川をきれいにする会等の河川清掃につきましては環境課でございます。また、福祉に関することは社会福祉協議会となっております。

平成29年度からは多世代交流施設におきまして、ボランティアに関しては集約する仕組みを構築し、充実を図ってまいります。ボランティア活動を通して、自分の町、地域、年齢、職業を越えたさまざまな人々のつながりが生まれていただければと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからもお話があったわけなんですけれども、さまざまなボランティアの養成講座だとか、そうした事業にも取り組んでおみえであるわけなんですけれども、本年度はユネスコの無形文化財の登録の、28年度の須成祭のマイスターの養成講座にも取り組むということではありますが、あらゆる講座に取り組んでおみえではありますが、本当にスキルアップのための講座も続けていただきたいなど、このように思うわけなんですけれども、一過性でそれで終わるのではなくて、継続してスキルアップができるような講座につなげていただきたいなど。また、町民の方が誰でも気軽に、どこでも学べる環境にずっと入っていけるような誘導というか、そういった取り組みもお願いしたいと思います。

なぜかという、町民の皆様の中には、なかなかそのきっかけがつかれないという方が多く見えますので、きっかけづくりをつくっていただけるといいかなと、そうした養成講座に持って行っていただけるといいかなと。その上でのスキルアップにつながっていくといいかなと、このように思うわけなんですけれども、この点についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ボランティアにつきましては、あくまでも自主性を重んじた活動でございます。ボランティアを通して、地域の方々との触れ合いをもとに、ご本人の自主性を重んじていただければというふうに思いますが、参加者につきましては、皆さん講座の中で友好的にやっておりますので、講座を通して向上していただければと思います。

すみません、以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

今、生涯学習課長が申し上げたということでもありますけれども、自分の気持ちでボランティアを行うというのが、まず一番の基本だというふうに思いますが、気軽ということもあ

りますので、またこれは考えていきたいというふうに思いますが、蟹江町は創年式をやっておりまして、創年式の、あれは最後だったかな、最後にそれぞれのボランティア団体が、こんなことを私たちはやっているよというような紹介もごさいます。

また、そういうような、蟹江町にあるそういうボランティア団体の窓口、これからはふるさとですか、になるように、今お話をしたわけでありましてけれども、そういうところもまとめながら、どんなボランティアがあるかということで気軽にのぞいていただく、あるいはちょっと参加してもらおうとか、そんなことも一つのあれかなと。

例えば、川をきれいにするというのもちょっと、あれは一斉清掃のときですので、様子を見ていただいて、よし、あそこもというような気持ちも必要かなということをおぼえておるわけですが、今言われたことも含めまして、生涯学習の事業として、ちょっと考えてみたいなと思っておりますが、ただ一つ、先ほどエコきっぷのお話がありました。エコきっぷで小学生のときに受けた子供が大きくなって、高校生ぐらいかな、この前、去年そうでした。あれ、小学生だと思ったら、今度教える立場で、私、教えたんじゃないけれども、一緒に指導者として、指導者は大体が、そう言っちゃいけません、大分年配の方であります。そういった年配の方にまじりながら、小グループにその高校生がついて、自分が小学校5年のときにやって、今度は後輩にというような方も見えます。

それから、もう一つ、ガイドボランティアの方も、先ほどマイスターがありました。スキルアップと考えますと、これはこちらからお願いをしたのか、あるいはされたのかわかりませんが、マイスター養成講座にガイド、夢案内人の方もちょっと、全体に知っているから、講師になってもいいよと。あるいは、生涯学習の学芸員のほうですけども、じゃお願いしましょうというような形で、今進めておるわけでありまして、もっともっとそういうようなボランティア活動につきまして、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかそういった、今、教育長のほうからお話がありましたが、蟹江町にもいろんな団体が見えますので、そうした方も機会あるごとに、そうした学習の機会の提供という形で参加していただくといいかなと、このように思います。

また、私も蟹江町は、愛知大学とも連携もされておりますので、講座等も行えておるのも事実でありますので、そういった連携も視野に入れながら、協力要請もしっかりとやっていただきながら、こうした地域での学びの場の、そういった提供ができていくといいかなと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、学力向上のための学校図書館の役割についてお伺いしたいと思います。

学校の図書館は、自由に読書ができる読書センターとしての機能と、さまざまな疑問や学習課題について調べることができる学習・情報センターとしての機能の充実が求められてい

ます。

当町の学校図書館の機能の充実を図るために、蔵書の充実とあわせて、小学校では社会科、総合的な学習時間に調べ学習ができる環境の整備が必要であります。中学校においても授業だけではなく、休み時間や放課後にパソコン等の電子機器を活用し、自主的に学習ができるメディアセンターとしての機能の充実が求められていますが、当町の学校図書館の整備と学校司書の配置状況をお聞かせください。

また、学校図書館の環境整備として、蔵書の充実やパソコン等の電子機器の充実など、一定の環境整備が必要と思われまます。今後、学校図書館について、予算や図書館運営をどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思ひます。

○教育長 石垣武雄君

まず、学校図書館の整備と学校司書の配置状況についてお答えしたいというふうに思ひます。

学校図書館、学校では図書室と言っておりますけれども、図書室の整備につきましては、児童・生徒の学習内容、興味・関心をもとに、図書委員会の児童・生徒と担当教員が図書の整理・コーナーの設置等を随時行っているところでありまます。また、PTAの方にも協力をいただきまして、定期的に読み聞かせなどもしていただいたり、教室にある本を直していただいたりということもあひまます。

また、必要に応じて、図書室の活用ということでありまますけれども、授業時間内であれば、調べ学習に図書室を活用してみえます。あわせて、コンピューターを使うとなると、これはコンピューター室を整備しておりますので、大体1教室、コンピューター室は40台設置してありますので、調べたいことを検索するような学習も進めております。

学校司書につきましては、蟹江町では司書という形では常駐はしておりまません。これは、海部地区全体も多分そうだというふうに思ひまます、司書教諭という方が見えまして、これはちょっと単位をとって先生方が、学校司書ということじゃなくて司書教諭ということで、町より辞令を受けて校務を行っております。

次に、今後の学校図書館についての予算や図書館運営についてお答えしたいというふうに思ひまます。

学校の図書の選定に当たっては、先ほど言ひました司書教諭を中心として、学習内容や児童の興味・関心をもとに検討し、学校ごとに予算の範囲内で蔵書数をふやす、子供たちの心を育てる場として充実した施設になるよう進めていきたいというふうに考えております。

現在、子供たちの読書活動は良好な状況であると聞いております。今後も自由に読書ができる環境を整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうからお話があったわけなんですけれども、学校図書館というのは、人的にも物的にも充実が課題となるわけなんですけれども、特に蟹江町におきましては、学校司書教諭という、司書でなくて司書教諭という、そういった立場で取り組んでみえるということでもあります。

特に、学級担任や教科担任との兼務ということもありますので、学校図書館の職務に専念するということが、時間がとれず十分な活用が、先生としての取り組みが大変じゃないかなと、このように思うわけなんです。そうした意味では、学校司書の配置の拡大・専任化について今後どのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

人の配置というか、先生方の配置、司書もそうですけれども、これは県の辞令というんですか、県段階のそういうような配置でありまして、学校の先生も実は県のほうで配置されております。小学校で、何クラスあれば何人の先生というような基準があるわけでもあります。

ただ、これは10年ほど、もう少し前ですか、学校図書館法の第5条で、学校には、12学級以上は司書教諭を置くというようなことがなりました。普通の市町村立の図書館、これは図書館法であります。これは司書を置くというふうになっております。ということですが、ただ、県の段階、そっちとのかかわりもありますので、先生をちょっと講習を受けて、そして専門性を持たせて、司書教諭というような形で取り組んでいるわけでもあります。

確におっしゃるように、学校の先生、子供たちの指導しながら、特に司書、関心があるそういう資格を取りながら、そちらのほうの図書館の仕事もするわけでもありますので、大変忙しいふうになるわけでもありますので、私どももまた、そういうような応援とか、あるいは県に対して、そういう人員というか、先生方の拡大をお願いしていきたいというふうに思っておりますが、とりあえずは司書教諭で中心となって、そういう図書館活動、図書館のそういう子供たちへの展開をしていきたいというふうに思っております。

○1番 松本正美君

学校司書ということで、教諭という形で取り組んでみえるということで、先生も大変に忙しい中で、そうして取り組んでみえますので、今後もそうしたことも含めて考えていただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願いします。

学校の図書館の環境整備ということで、ICTということで、今、パソコン教室などを使って学習もされているということですが、学校司書とICTの活用というのは今後、国のほうも進めておりますので、これは費用もかかることでもありますので、町長のほうからこれに対する答弁がありましたら、お話ししていただきたいと思っております。

○町長 横江淳一君

学校図書室と我々は言うておりますけれども、そのことについて今、教育長が答弁をさせていただきました。ICTにつきましては、議員各位もご理解をいただいておりますが、こ

れだけSNSがしっかりと世界中を駆けめぐっております。子供のころからしっかりと情報社会に根づくためにも、昔の黒板、これも情緒があつていいんですけども、やっぱり文字体で、媒体で、子供たちに目と感覚で知らせる授業も、私は決して、やめてはいけないと思いますが、ある反面、電子媒体を使って、SNSを駆使して、世界中の情報をとりながら授業をやるというこのような体制は、これからは大変必要だというふうに思っております。

地域の地方自治体としっかり肩を並べるためにも、蟹江町の教育力はすごいな、こんなことを言われるように、教育委員会の皆さんとお話をしながら、昨年度、平成27年4月から始まりました総合教育会議のもとで、またしっかりと議論をもんでいきたい、このように考えております。また、議員各位のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

○1番 松本正美君

しっかり図書環境も整備を、ひとつしっかりお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、次に、インターネットリテラシーの情報のマナーの取り組みについてお伺いいたします。

インターネットリテラシーとは、情報ネットワークを正しく利用することができる能力のことですが、ネットワークにアクセスし、必要な情報を入手できる能力だけではなく、その情報が正しい情報かどうか、判断ができる能力を持つことが重要であります。

最近では、スマートフォンの普及により、LINEやカカオトークといった無料でメッセージや通話ができる通話アプリなど、手軽にやりとりができるようになりましたが、その陰で、無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる子供が急増し、インターネットの普及による社会の情報化は、子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしております。

このように、パソコン並みの性能を備えたスマートフォン（スマホ）は、長時間利用による健康や学習への悪影響、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど、多くの問題が浮上しているところであります。ネットの適切な活用方法や情報マナー向上の取り組みが一層求められております。

総務省が昨年11月に公表いたしました青少年のインターネットリテラシー指標によりますと、平成27年度のスマホ保有者は全体の91.5%と、平成26年度の88.1%と比べると3.4%上昇しました。85.5%の青少年が主にスマートフォンでインターネットを利用し、平日は1、2時間、休日は2、3時間の利用が多く、これはパソコン等の他の機器の利用時間よりも長くなっていて、1日のインターネットの利用時間が2時間を超えると、リテラシーが低くなっていくという結果が示されております。

また、スマートフォンの利用時間が長くなるにつれて、就寝時間が遅くなる傾向、また、利用時間のうち、SNSが占める割合がふえる傾向があるとの報告がされているところであります。

蟹江町における小・中学生の携帯電話の持ち込みは、原則禁止ということになっていると

聞いていますが、家庭においては、携帯電話やスマートフォンを使うことに対しましては、使用目的を考えさせたり、使う時間を決めさせたりして、自己管理について学級指導を行っているとのこと。当町における最近の小・中学生の携帯電話、スマートフォンの所持率、使用実態についてお聞かせください。

また、文部科学省は、2019年までに児童・生徒1人1台の情報端末の教育を目指しております。このことから、学校でのICT情報技術を推進するためには、学校でのネットの依存対策とあわせて、子供たちに対して、いろんな情報を自分で正しく利用していくインターネットリテラシーへの教育の充実は、今後、大変重要な取り組みとなっているところであります。

このことにつきましては、平成26年6月議会での青少年のインターネット依存対策で石垣教育長へ質問させていただきました。石垣教育長は、今後、総務省が主催しているe-ネットキャラバンなど、出前事業を利用促進するなど、情報モラル教育については、学校のコンピュータ教育の中で子供たちに教えていくことが大事であるとも言われておりました。その後、当町の小・中学校でネットによるいじめは起きていないか。また、その後、小・中学校におけるインターネットリテラシー、情報マナーモラルの取り組みについて、石垣教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

まず、携帯電話の使用状況についてお答えしたいというふうに思います。

蟹江町では年度当初に、携帯電話の使用状況について、各学校に調査をかけております。28年度につきましては、5月現在の調査であります。携帯電話の小学生の所持率、これは小学校1年生から6年生までの平均であります。約38%、中学生の所持率は約61%で、小・中学生とも学年が上がっていくにつれて、所持率は多くなっております。

所持している児童・生徒の実態につきましては、電話機能のみという割合が小学校では26%、中学生では8%とわずかであり、残りは電話とメール両方の機能を使用しております。

また、実態ということで、2時間以上の携帯電話、スマートフォンもそうではありますが、使用する割合は、児童・生徒総数に対して、小学生は約0.5%、2時間で、中学生では約40%の調査結果が出ております。

次に、その後、当町の小・中学校でネットによるいじめということで、今ご質問いただきました。それについてのその後というのは、松本議員からご質問いただいた平成26年度のことだというふうに思いますが、本年度、この5月までの生徒指導のそういう報告も合わせて、学校からいただいておりますけれども、その中で、友人との仲たがいか仲間外れというようないじめ、そして部活動でのトラブルという事案は、幾つか上がっておりますが、メールを通してとか携帯を通して、いじめにつながるような問題は聞いておりません。

最後に、インターネットリテラシー、情報マナーモラルの取り組みについてどうかという

ことであります。

町内どの学校におきましても、SNSを介して子供たちが犯罪に巻き込まれる、また、気付かないうちに加害者になってしまうというような危機意識を持ちながら、常に児童・生徒らの声に耳を傾け、いじめの前兆を見きわめ、指導に当たっているというところでもあります。

毎年、総務省主催のe-ネットキャラバン、先ほどお話がありましたが、そういうところとか通信関係団体から講師をお招きをして、ネット社会に潜む危険性等について学習をしているところでもあります。今後も継続的に講師の方を招いたり、情報教育の一環として、先生方もお持ちでありますけれども、「情報モラル キックオフガイド」というような先生用のパンフがありますので、そういうものを利用したりして、学校・学年の実情に応じて取り組みができるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、石垣教育長のほうから答弁をいただいたわけなんですありますが、蟹江町におきましても、小学校、中学校、上に行くほど、そういった利用が多いということだそうです。

教育長のほうからも、さまざまなそういったリテラシーの取り組みをされているということで、今お話があったわけではありますが、冒頭でもご紹介させていただきましたが、総務省が青少年のインターネットリテラシー調査結果をもとに公表した青少年のインターネットリテラシーの使用において、2つの結論づけをされておるところであります。

1つには、スマートフォンなどを使う際、家庭でルールを決めている青少年のリテラシーが高いということ。そのことから、正しいネット上のリスクの認識、家庭での話し合いによるルールづくりやフィルタリングの意義など、保護者の意識を高めることが重要であるとまとめております。

2つ目には、フィルタリングの意義について理解している青少年のリテラシーが高いという結果を受けて、フィルタリングの必要性、意義などを青少年みずから考える機会を設けることが重要であるということにもまとめておるところであります。

そういったことを考えてみると、小・中学校でネット利用に関する学校におけるガイドラインなどは作成され、ルールについても現在どのように取り組んでみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

先ほど申しあげました先生用の「情報モラル キックオフガイド」というものを参考にしながら、コンピューター、低学年も数時間、わずかな時間ですけれども、学年が上がっていくに従ってコンピューター室も使っております。その中に当然、リテラシーというか、そういうような情報教育に対してのものが入っておりますので、そういうようなカリキュラムを組みながら、学校は取り組んでいるということでもあります。

それから、あと、子供たちの意識づけということで、今お話ししたんですけれども、以前、飯田議員からもご質問があったわけですが、子供たちがなかなか時間を、気にせずじゃないけれども、やっているうちに夢中になってしまって、長時間やってしまうと。そういうことで、先ほど議員からお話がありました、家庭のルール決めが必要じゃないかとか、あるいはフィルタリングということで、これについても情報教育の一環として、学校のほうやっているわけですが、また、今お話を聞きしましたので、例えば保護者学級のときとか、そういう場面も通じながら、親御さんにも、訴えと言ったらおかしいですけども、理解をしていただきながら、やはり子供たちが健全な姿でいけるような、だから、絶対にやってはいかんということでもないと思うし、これからそういうネット社会に子供たちは進んでいくものですから、そういうルールをしっかり肌で感じると。それは甘えさせてはいけませんので、でも、厳しくも難しいところでもありますけれども、学校と保護者が連携しながら、子供たちの育成に取り組んでいけたらというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうから、るるお話をいただきました。本当に蟹江町の子供たちが、全国的にもそういったネットによるいじめ、そういった事件が起きております。蟹江町ではそういった事件が起きていないということでもありますので、どうかインターネットのリテラシーのマナーの一層の向上を図っていただくことをお願いいたしまして、2問目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分より再開いたします。

(午前10時52分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時10分)

○議長 高阪康彦君

質問2番 飯田雅広君の「町は病児・病後児保育をいつから始めるのか」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○7番 飯田雅広君

7番 飯田雅広です。

まず初めに、去る4月14日、熊本・大分県で大地震が発生し、今なお地震が続いています。亡くなられた方々に心よりご冥福を申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、町は病児・病後児保育をいつから始めるのかを質問します。

この「町は病児・病後児保育をいつから始めるのか」という題目ですが、当初は、「弥富市はことしの4月から、大治町も来年の4月から病児・病後児保育を始めます。横江町長、蟹江町はいつから始めますか」という題目でしたが、長過ぎるということで変更になりました。横江町長、端的に申し上げますと、今回の質問の趣旨は、変更になる前の題目でございます。せっかく時間をいただきましたので、もう少し担当課長に幾つかお聞きしようと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

昨年の9月の議会において、子育て支援の一つとして、病児・病後児保育に関しまして質問をしました。それから1年もたっていないんですけれども、再度、病児・病後児保育に関して再質問をさせていただくんですけれども、なぜ今回このタイミングでというふうに申しますと、近隣の市町村、どんどん病児・病後児保育を開始、もしくは開始のめどが立ち始めている状況を見て、蟹江町がおくれているというふうに感じているからでございます。

そこで、担当課長にお聞きします。

平成27年9月に一般質問して以降、蟹江町の病児・病後児保育事業の進捗状況と、医療機関にやっていただきたいという基本姿勢ということでしたけれども、これに関しての変更はございますでしょうか。また、愛知県は、病児・病後児保育事業を普及させたいとのことで、新たに病児・病後児保育普及促進事業を始めました。この県の普及事業、せっかく新しくできたものですので、活用すべきだと思っておりますけれども、どのような検討をされていますか、お答えください。

○子育て推進課長 寺西 孝君

まず、最初の町の基本方針についてのほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

病児・病後児保育の現在の進捗状況につきましては、医療機関で実施していただく場合の問題点、町が直営で行う場合の問題点を内部で検討しておるところでございます。

町では平成25年度に、小学生児童と就学前児童を持つ保護者の方、約2,000名の方に子育てに関するアンケート調査を実施いたしました。アンケートの設問で、平日の教育保育を利用する保護者の方に、病児・病後児保育等の利用希望をお聞きいたしましたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答された方が44.3%、「利用したいとは思わない」と回答された方が54%ございました。病児・病後児保育施設等を利用したいとお答えされた方に希望するサービスをお聞きしましたところ、「小児科に併設された施設で子供を見てくれるサービス」が78.8%と、約8割の方が、小児科に併設された施設で子供を見て

くれるサービスを望んでおみえですので、医療機関の方に病児・病後児保育を実施していただくのが最もふさわしいと考えております。

また、今議員がおっしゃいました県事業の活用についてお答えさせていただきます。

愛知県でございますけれども、平成31年度末までに国の病児・病後児保育事業に移行することを条件に、病児・病後児保育基盤整備事業を開始いたしました。補助基準額は、国の子ども・子育て支援交付金事業よりも有利な条件でございますので、制度を活用する際はぜひ検討して、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

小児科ということで、医療機関へということですので、変わっていないということですよ。なかなか、ただ正直なところ、医療機関でというのは、見つからないのが現状かなというふうに思っております。私も以前、数カ所声をかけさせていただいたんですけども、なかなかいい返事ってありませんでした。多分、町長含め、担当課のほうの皆さんも、思いつくところに声をかけていただいているとは思っているんですけども、なかなか見つからないのが現状だと思っております。

私、ことしの1月なんですけれども、3才児未満の受け入れ事業の運営委託先である社会福祉法人の理事長さんにちょっとアポをとりました。新たな施設で病児・病後児保育をやっていただけないかというようなお願いをしました。3月にも、またアポをとって伺って、お願いもしました。5月にも、ちょっとたまたまお会いする機会がありましたので、その際にもお願いはしているんですけども、やはり新しい事業がスタートするというので、まずはそちらに集中したいというようなお話でしたけれども、病児・病後児保育事業に関しては、必要な制度ということできちんと心にとめて、もしできるタイミングがあれば、やりたいなというようなお答えはいただいております。

また、先月末ですけれども、来年4月よりスタートする予定の大治町役場のほうに少し内容を聞きに行ってきました。

福祉部長の伊藤部長様と福祉部子育て支援課の安井課長様に対応していただきました。安井課長様からは、蟹江町の寺西子育て推進課長とは連携をとって、お互いに勉強し合っているというふうに聞いておりますので、寺西子育て推進課長はよくご存じだと思っておりますけれども、大治町では町民アンケートで、病児・病後児保育事業をやってほしいという要望が多かったということで、町の担当者が町内全ての医療機関を訪ね、説明をして、やっていただける医療機関を見つけたというようなことでした。

そこでお聞きしますけれども、蟹江町でも蟹江町内の全ての医療機関に出向き、説明をしていただいて、協力をお願いするのはいかがでしょうか。先ほど、愛知県の事業のほうでも、国の補助よりも多いというような話も聞いておりますので、そのお話もしていただいて、な

るべく負担がかからないよというような話をさせていただいて、一度説明に行かれたらどうでしょうか。

また、新たな保育所の運営委託先である社会福祉法人のほうにも、許可をお願いされているかどうかわかりませんが、お願いされているのであれば、どんな反応だったのか。また、お願いしていないのであれば、行かれるのはどうでしょうかというのをお聞きしたいんですけれども。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ただいま飯田議員のほうから、大治町においては全ての医療機関を回られたということでございます。私どもにおきましては、昨年度新たに開院された医療機関の方に、事業の概要をご説明させていただいたところでございます。

いいお返事ではございませんでしたけれども、検討していただけるということではございました。引き続き、今後におきましては、医療機関の方と町の会議の場で、病児・病後児保育について、その概要についてお話をさせていただく機会を設けたいと思っております。

いずれにいたしましても、当事業につきましましては、対象児童をかかりつけのお医者様に診ていただいて、受け入れの決定を行うこととなります。また、症状の急変等、緊急時に子供を受け入れていただく協力医療機関の設定も必要となつてまいります。でございますので、医療機関の皆様方とは協力関係を築いていく必要があると思っております。ぜひやっていきたいと考えております。

引き続き、社会福祉法人について、委託の意思がないかということでございました。

町といたしましては、まだ事業が進んでおらない状況でございますので、あらゆる可能性を検討していく必要があると思っております。今、乳児保育の建設について社会福祉法人に委託、先ほど決定して、お願いしておるところでございますけれども、建設前の段階でございますので、現時点では今のところ、考えておりません。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

本当に医療機関でという要望が多いということですので、やはり、とりあえず蟹江町内全ての医療機関に話を聞きに行つて、やってくれるかどうかを確認しないと、次のステップには進めないんじゃないかなというふうに思っておりますので、町長、そのあたり、いかがでしょうか。説明しに行けというような指示をさせていただくことはできないでしょうか。

○町長 横江淳一君

町は病児・病後児保育はどう考えているかということで、昨年度もご質問をいただきました。

具体的に、蟹江町の全ての医療機関に問い合わせはどうなんだということでございますけ

れども、はっきり言いまして、いろんな科がございます。海部郡の医師会に入っておみえになります。また、蟹江班というグループに入ってみえる方、みえない方、たくさんの事情がございます。特に、高齢者に関する医療機関が多いのも事実であります。これは蟹江町だけに特化したわけではありません。

先ほどご質問の中で、我々はできる限りのお医者さんとコンタクトをとりながら、お話をさせていただいているつもりであります。ただ、全ての医者に必ず行ってこいという指令は出してはおりませんが、私も含めて、いろんな医療機関にお話は、実はさせていただいております。

また、もう一つ、冒頭のお話がありました、弥富、そして大治、あま市は今年度からやるというニュースが入ってきておりますね。あま市民病院の中に託児所をつくったんだが、なかなか利用がないということで思いついたということで、前もって村上市長からは、その話は聞いております。

大治につきましても、医療機関との折衝状況につきましては、実は私も村上町長とのコンタクトをしっかりとらせていただいておりますので、たまたま医療機関が見つかってよかったということでもあります。偶然ではありません。必然だと私は考えております。そういう意味でいけば、その努力はしっかりと重ねていく所存でありますし、また、福祉法人につきましても、今お話をさせていただいたそれ以上、まだコンタクトはとっておりませんが、可能性としては、この先お話をさせていただくことがあるのではないのかなということも含めて、お答えしていきたいというふうに考えております。

できるだけたくさんの医療機関とお話をし、病児・病後児保育がいち早くスタートができるような、そんな努力はしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○7番 飯田雅広君

医療機関になるべく声をかけてやっていただくこと、よろしく願いいたします。

とはいいつつ、医療機関が見つからない可能性もあると思います。その場合、次の手を検討する必要があるかなと思います。例えば千代田区、渋谷区、足立区等に関しましては、民間のシッターに病児・病後児を預けた場合に、利用料金の助成を行っています。認可外保育施設の一つであるベビーホテルにおいても、病児・病後児保育を行っているところがあります。

とはいえ、蟹江町となりますと、このような民間のシッターに助成ですとかベビーホテルを使ってというの、なかなか難しいかなというふうに思っておりますので、現実的には、ファミリー・サポート・センター事業で行う病児・病後児の預かりが現実的かなというふうに思われます。

ファミリー・サポート・センター事業で行う病児・病後児の預かりに関しましても、稲沢市や弥富市が今行っておりますので、出かけて話を聞いてきました。その際いただいた資料

は、寺西子育て推進課長にもお渡ししてはおりますけれども、稲沢市においては、愛西市にあります特定非営利活動法人れんこん村のわくわくネットワークさんへ委託されております。こちらには津島市のほうも委託されております。

また、弥富市においては、平成28年4月から病児・病後児保育事業を始められました。キッズルームえがおという施設を建設して、子供と協力会員が1対1で保育を実施しているということです。私も、弥富市役所の児童課課長のオオキ様をお願いしまして、このキッズルームえがおの見学に行ってきました。その際、お聞きしたところによると、キッズルームえがおの土地に関しましては寄附をさせていただいたということで、私も行く前にグーグルのストリートビューで見ましたけれども、まだ民家が建っておりました。行ったところ、新しい施設が建っていて、建物自体は内装も含めて2,400万円ほどの建築費だったということです。海南病院の近くですので、海南病院と連携をとっているということですが、

蟹江町も、なかなか医療機関が見つからないという場合に、このようなファミリー・サポート・センター事業で病児・病後児保育の預かりを行う、もしくは他市町村のファミリー・サポート・センターに委託する等々の検討をされたことはございますか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

今ご質問のありました、ファミリー・サポート・センターを活用とした事業でございますけれども、平成26年度に瀬戸市、平成27年度に弥富市が、県の病児・病後児保育促進モデル事業として実施したところでございます。これは、病児・病後児預かりの担い手となる保育士不足を、ファミリー・サポート・センターの援助会員さんに養成研修を受けていただいて、人材を確保するとともに、預かりスペースの整備に要する費用に補助が出るという事業でございます。

本町におきましては、病児・病後児保育の援助について、児童の病気の急変やファミリー・サポート・センターの援助会員さんのご負担を考え、援助することをしておりません。また、他の市町村の当事業の活用におきましては、課題も見えてきておるところでございますので、当事業をファミリー・サポート・センター事業として行う予定は、今のところございません。

また、今、飯田議員おっしゃいました、他の市町村のファミリー・サポート・センターの状況でございますけれども、今議員おっしゃいましたように、お隣の愛西市さん、津島市さん、稲沢市さん、その3つが共同して、愛西市にございますNPO法人に委託する形で、各市がファミリー・サポート・センターの事業として取り組んでおられます。

現時点では、蟹江町の利用者の方のことをお考えしますと、移動の距離のこと等もございまして、あくまでも町内でやれたらというふうに思っております。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

ファミリー・サポート・センター事業で行うというのも、確かにいろいろうまくいっていないというケースを聞いております。弥富市に関しましても、4月の利用状況は1名だったというふうに聞いております。余り利用率が伸びていないのは、まだ新しく始まったばかりの制度ですので、周知が徹底していないというようなお話も、担当課のほうから聞いてはおりますけれども。例えば、これは資料なんですけれども、開設日時、時間、月曜日から金曜日、午前8時半から午後5時までとありますけれども、もし私がドクターでこの事業をやるのであれば、8時半から午後5時までなんて絶対だめです。来るわけじゃないじゃないですか、普通に考えたって。

なので、当然、利用される人が少ないというのであれば、何かしら問題が必ずあるはずなので、当然、ほかのところうまくいっていないのであれば、何でうまくいっていないのかの調査をして、こういう理由でうまくいっていない、だったら、蟹江町はこういうふうにしたらうまくいくんじゃないか、そこまでの調査をしていただく必要があるんじゃないかなというふうには思っております。ですので、うまくいっていないからやりませんでは何も進まないで、そのあたりはしっかりと、ほかのうまくいっていないところを確認していただいて、どうやったらうまくいくのかを考えていただきたいなというふうに思っております。

では、今のところ、ファミリー・サポート・センター事業をやらないということですので、では、自前でやるのはどうでしょうか。

昨年の9月の議会で質問させていただいたときには難しいということでしたけれども、例えば施設的なことでしたら、今計画中の多世代交流施設、まだつくっていないので、ここに1室入れ込むということもできるかなと思っておりますし、町内6つの保育所、どこか1カ所、例えばあいている部屋があれば、改装していただいて、対応していただくことも検討していただけないでしょうか。

職員の配置に関しましても、平成27年12月28日付の事務連絡として、厚生労働省雇用均等児童家庭局保育課から、各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課宛てに、一定の条件を満たせば保育士や看護師の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能となるというような文書も出ております。

このようなことを踏まえまして、実施していただける医療機関がない場合は、多世代交流施設や保育所の一部などで、みずから行うというような考えはありませんでしょうか。多世代交流施設に関しましては、寺西子育て推進課長の管轄外だと思いますので、また後で町長にお聞きしますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

医療機関に委託できない場合、町の事業としてということでございます。

当事業の問題点でございますけれども、施設の基準の面と人員の配置、2つの面が課題としてございます。1つ目の施設基準でございますけれども、保育室、安静室、調理室を設け

る、この点が必要となってくる点が課題でございます。2つ目は人員配置で、保育士と看護師をそれぞれ1名以上置かなければならない点でございます。

今、議員さんおっしゃっていただいたように、常駐でないという緩和措置も出てきておるところではございます。医療機関に委託する方法をまずは第1といたしておりますけれども、もちろん直営で行う方法等、あらゆる方法を検討していく必要があると思っております。

今申し上げました2つの施設基準と人員配置の基準、ここを満たした上で、町の事業として実施する場合、かかりつけ医さんの診断を受けてから、町の施設を病児・病後児保育室としてご利用いただくのに、その施設が利用しやすいかどうかというところをよく検討して、事業を行えるかどうか詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 飯田雅広君

本当に医療機関が見つからない場合は、やはり自前でやっていくことも検討していただかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そのためにはやはり、やってくれる医療機関があるのかないのかというのを先に決めないと、この問題に関しては先に進まないのかなというふうに思っております。

町長にお聞きします。地の利を生かしたまちづくりが必要だと思っております。この地の利を生かしたまちづくりという言葉、昨年12月の議会の一般質問でも、私、出させていただきましたが、大切なキーワードだと思っております。

名駅地区の発展、またリニアインパクト、特に愛知県も、リニアインパクトを生かしたまちづくりを推進しております。平成28年の県の予算ですけれども、リニアインパクトを生かした地域づくりということで、2027年のリニア中央新幹線開業を見据え、名古屋駅を起点とした鉄道を初めとする総合的な交通ネットワークの充実・強化を図るとともに、リニアインパクトを生かした地域づくりを進めることということで、名古屋駅スーパーターミナル化推進費補助金3,900万円、名古屋市が行う、わかりやすい乗りかえ空間の設備計画の取りまとめの検討・調査に対する補助を行う。リニアインパクト関連事業推進費713万6,000円、名古屋駅から40分交通圏内の拡大、豊田市方面への速達化の具体化検討を行い、名鉄三河線速達化についての便益調査、具体化に向けた鉄道事業者等の調整・協議を進めるというふうに、県のほうも予算をかけています。

本当に、さっきの名古屋駅から40分圏の交通の拡大、豊田市のほうまで40分で、名古屋駅まで行けるようになると、そういう意味ではどんどん、この蟹江町も地域的な有利性を失っていくと思っております。

また、航空宇宙産業特区によって、働く方、製造業が盛んになっておりますので、このような地域情勢を踏まえて、蟹江町は名駅地区へ通勤される方も、また、リニア開通後は首都圏へ通勤される方も、民間航空生産拠点など、航空宇宙産業の高度集積化を支える方の暮ら

す町に蟹江町はなっていくと思っておりますので、このような地の利を生かしたまちづくりが本当に必要だと思っております。

そんなときに、働くお母さんを応援できる仕組みがない町を、いろんな方が選ぶとは思えません。近隣市町村は、どんどん病児・病後児保育が始まっております。私も稲沢市、弥富市、大治町に行ってきましたけれども、それぞれがそれぞれの仕組みで取りかかっています。横江町長、蟹江町も蟹江町の状況に合わせたやり方で、いち早く始めるべきだと思っておりますし、そのためにも柔軟な対応をお願いしたいというふうに思っております。

先ほど、多世代交流施設のほうもどうですかという話もさせていただきましたので、そのあたりもあわせてお答えいただきたいなと思っております。

多世代交流施設に関しましても、パブリックコメントを22日間行ったということですが、21名、提出意見が56件ですね。21名の56件の意見がパブリックコメントかどうなのかは、正直わからないところでありますけれども、その中でも、ターゲットを絞るべきだ、あれこれの企画もどうかと思うという意見もありますが、その中でも町のほうは、それぞれが満足いただける施設を目指すというふうにお答えいただいておりますので、ぜひともこちらのほうで、もし病児・病後児保育をやるところがないんでしたら、入れていただいてもどうかというふうに思っておりますので、そのあたりもお答えください。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

大変多岐にわたってご質問をいただきました。

昨年度もお答えをいたしました。今、担当の課長もお答えいたしましたとおり、決して指をくわえて経過を見ているわけではございません。それだけのご理解をいただきたいと思っております。

ただ、いろんな事例を見ておきますと、他の市町村、他の自治体の事例、今いみじくも議員おっしゃいましたが、うまくいっている事例ばかりでは実はございません。それをここで出すつもりは全くございませんが、その轍は踏みたくはございませんので、とりあえず蟹江町に合った、先ほどまさに申された、地の利を生かした施設にしていきたいというふうに考えてございます。

可能性のあるところにつきましては、先ほど来答弁が重複しますが、そういう場所につきましては、これからもしっかりと積極的に話をさせていただきます。お約束をさせていただきます。可能性をしっかりと探りながら、一日も早く病児・病後児保育が進められるような、そんな施策をとらせていただきたいと思っております。

また、県事業についても、そういう事業がありますので、このことも非常に有利に働くと思っております。新たにつくられる、特に今おっしゃいました蟹江町、名古屋に近い、リニアインパクトの一番大きな影響を受けるすばらしいまちづくりをしていかなきゃいけない、それに

はやっぱり人づくりだと考えております。若い人たちがしっかりとここに定住していただけるような、そんなロケーション、シチュエーションをこれから蟹江町はつくってまいりたい。そのためにも、乳児保育、幼児保育、子ども・子育て保育はしっかりと、これは充実をしていかなきゃいけません。もちろん高齢者対策も、未来永劫しっかりと続けていくのはもとよりであります。

そういう意味で、この対策につきましては不可欠でありますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。そんなに時間が多分かかるわけではないと思っております。

ただ、先ほど申しましたとおり、やはり内科の健診を受けて、しっかり診ていただくという、そういう責任があるということならば、絶えずお医者さんが出入りができ、なおかつ、看護師さんが常駐に近い状況であり、しかも、そばに給食施設があるということになりますと、本当に限られた施設、既存の施設を使うとなると、限られた施設になってきます。新たにつくるとなると、先ほどの事業費を使ってでもできますが、場所、そしてタイミング、これも必要になってきますので、あらゆる考え方を駆使して、進めてまいりたいというふうに思っております。

誰もが住みたくくなるような、そんなすばらしいまちづくりを目指すためにも、子育て、幼児保育は不可欠だと思っております。どうぞご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 飯田雅広君

人口減少時代に入りまして、若年層に選んでいただける蟹江町にしていく必要があると思っております。

朝日新聞の5月23日月曜日の夕刊ですけれども、病児・病後児保育、働く親の味方、急に子供の発熱でも仕事が休めない、まさに本当にこのとおりでと思っております。男女共同参画社会のニーズを満たすためには、病気の子供を預かる施設が必要です。

本来ですと、子供が病気になったときに会社が休める、そういうような社会にしていくのが一番いいというふうには思っております。しかし、そういう社会にしていくには、やはり国も地方も民間も努力していかなきゃいけないですし、すぐにはそういう社会にはなりません。そのためにもやはり、まず早期に、蟹江町に病児・病後児保育事業を実施していただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

(「議長、すみません。答弁漏れがありました」の声あり)

○町長 横江淳一君

多世代交流センターのことについてどうだということがありまして、すみません、ちょっとメモして、余りにもたくさんありましたので、答弁漏れで申しわけございません。

ことしから、名古屋市と広域連携をさせるために、うちの職員を1年間ありますけれども、そのポジションに今、実は派遣をしております。いろんな情報を今、名古屋市から吸収

をいただいて、蟹江町にとってプラスになるような、先ほど申しましたリニアインパクトも含めて、広い視野に立って情報がとれるような、そんなところにまず人を派遣しております。子育てについても、名古屋市の先進例、いい例も、もしも模写ができれば、模写は最大の発見だと申しますので、そのことについてもやってまいりたいと思います。

最後に、多世代交流施設を使ってということもおっしゃいました。このことにつきましても、まだ今、これから設計の段階、パブリックコメントが20人がどうなんだということも確かにあります。もうちょっと幅広い意見を、これからもしっかりと聞いていきたいと思っておりますが、多世代交流センターにつきましても、まさに名前のおり多世代でありますので、そういう情報を取りつつ、施設の運用も図れるような、そんな設計内容にしてまいりたい、このことをしっかりと前へ進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○7番 飯田雅広君

お医者さんが出入りする施設じゃないとというお話がありましたので、そこで多世代交流施設の事のお答えかなと思っていたんですけども。

今、名古屋市のというお話もありましたけれども、この朝日新聞のほうでも、名古屋市には14カ所あるけれども、昨年度は延べ1万3,455人が利用したと。インフルエンザなど流行期はキャンセル待ちも相次いでいて、千種区、瑞穂区、熱田区、中川区の4区には今施設がないため、市は19年度までに各区一、二カ所ずつの整備を目指しているということが書いてありますので、そういう、今、名古屋市はどのように取り組んでいるのかということも確かにまねていただいて、早期に蟹江町にできればなというふうに私も思っております。

最後に、蟹江町子ども・子育て支援事業計画のところを見ますと、平成30年度から開始するということが書いてあります。実質あと1年半ですので、例えば、一般事業会社で経営計画、地域の経営計画をつくるのが必要ですという話を私、サラリーマン時代に社長にはよくしておりました。何も計画なくして航海に出かけたら道に迷ってしまうと。やはり経営計画、中期の経営計画というのは、5年ぐらいですけれども、航海で言うならば羅針盤です。それを単年度に落として、毎月に落として、毎月の数字と計画しているその月の売り上げ等々をチェックしながら、何が足りないのか、どうしたらもっと売り上げが上がるのかというのを精査してくださいという話をしております。

まさに、この事業計画というのもやっぱり一緒だと思います。計画が立っている以上、これに向けて進んでいただく、進まないんだったらどこがいけないのか、そういうのをしっかりチェックしていただいて、早期に病児・病後児保育事業が始まるようによろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、少し早いですが、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

(午前11時44分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 高阪康彦君

質問3番 石原裕介君の「蟹江町における保険料および、健康づくりについて問う」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原裕介です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問事項、蟹江町における保険料及び健康づくりについて質問させていただきます。

初めに一言、昨年6月に一般質問をさせていただきました。私も議題に上げさせていただきましたが、蟹江ヨシヅヤ店東側の横断歩道に信号機を設置してほしいと要望させていただきました。ことし3月に無事信号機が設置され、これにより近隣住民の方々の安全が確保されたと思っております。迅速に対応していただき、感謝申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

我が国では国民皆保険制度により、原則全ての国民は何らかの公的医療保険に加入しております。この公的医療保険は通常、健康保険と呼ばれ、病院にかかるときに持っていく、いわゆる保険証が加入のあかしとなります。公的医療保険には大きく分けて、健康保険、共済組合、国民健康保険等があり、これに75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度があります。

市町村が運営し、国民皆保険制度の最後のとりでと言われる国民健康保険は、加入者が支払う国保税で主に運営され、国や県の補助金も財源の柱です。それでも足りなくなった場合、自治体の一般財源から赤字を補うことになります。

国保税の税額は、加入者の所得や世帯人数、所有資産の価値によって変わります。近年、加入者が減ったり、低所得者の割合がふえたりして、国保税の収入が減る一方で、高齢化や医療の高度化で医療費の支出がふえたことから、国保の赤字が膨らんでいる市町村が少なくありません。

新聞の記事によりますと、西尾張地域の自治体でも数年前から財政悪化が表面化し、一宮、清須、北名古屋市の3市がそろって、国保税額の増税の方針を決めました。一宮市では、2005年に尾西市、木曾川町と合併して以来、2014年度に初めて赤字に転落をしました。清須市は、2005年合併以来、初めての税額の引き上げをし、北名古屋市は2014年度に次ぐ税額引

き上げをしました。

国は制度を改革し、国保の運営は2年後の2018年度にも、運営母体を現在の市町村から都道府県に移す見通しであります。お隣の津島市においては国保の赤字がさらに深刻で、一般会計から国保会計に繰り入れるお金のうち、国の補助や人件費分などを除いて、独自の判断で赤字を補うそうです。国保の赤字が市の財政難にさらに追い打ちをかけていると危機感を持っています。国保の赤字補填分を確保するため、一般会計では、貯金に当たる財政調整基金を取り崩したり、ほかに取り組めたはずの事業をやめたりして工面されています。津島市の場合、2014年度の終わり、国保の収支悪化が表面化したようです。

さて、ここで、蟹江町における国保についてお聞きします。

蟹江町における過去5年間の1人当たりの医療費の金額を教えてください。お願いします。

○保険医療課長 寺本章人君

ただいまの質問に回答させていただきます。

国民健康保険に加入されている方のみの医療費になりますが、平成22年度、25万8,918円、平成23年度、26万8,095円、平成24年度、27万4,141円、平成25年度、29万2,808円、平成26年度、29万731円となっております。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。過去5年間の1人当たりの医療費については、多少増加傾向のようであります。

では、蟹江町における、過去5年間の1人当たりの国保税額についてはいかがですか。

○保険医療課長 寺本章人君

蟹江町における過去5年間1人当たりの国民健康保険税の税額でございます。

平成22年度、9万3,190円、平成23年度、9万3,675円、平成24年度、9万3,326円、平成25年度、9万2,090円、平成26年度、9万1,392円となっております。

以上です。

○3番 石原裕介君

今お聞きしたところによりますと、過去5年間の1人当たりの国保税額は、若干減少しているものの大きな変化はないようですが、今回の議案に目を通した中で、蟹江町国民健康保険税条例の一部改正により国保税の税が引き上げされるようですが、そのことについてお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

今回改正される国民健康保険税条例ですが、これは税率の変更ではなく、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税条例を改正するものです。内容は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準を見直すものです。これにより、国民健康保険の被保険者

間の保険税負担の公平の確保と中低所得者層の保険税の負担軽減を図るものでございます。
以上です。

○3番 石原裕介君

ということは、税率等の見直しではなく、限度額の見直しということによかったでしょうか。

○保険医療課長 寺本章人君

はい、そのとおりでございます。

○3番 石原裕介君

限度額の見直しとのことですが、冒頭でも述べさせていただきましたが、他の市町村におきましては、国税の収入が減る一方で、高齢化や医療の高度化で医療費の支出がふえ、国保の赤字が膨らんでいる現状がありますが、蟹江町はどのようになっていますか、お聞きいたします。

○保険医療課長 寺本章人君

他の市町村との比較ということによろしかったですね。他の市町村ですが、赤字補填のための一般会計繰入金を行っている状況と聞いております。

蟹江町の平成27年度の国民健康保険特別会計の決算見込みは黒字と見込んでおります。これは、一般会計繰入金9,000万円をいただいておりますので、赤字ではないという状況でございます。

以上です。

○3番 石原裕介君

しかし、今のままの状況が続くとは限りません。ちょうどきのうの新聞にも載っておりましたが、消費税先送りに当たって、国が支援圧縮を検討することも懸念されております。他の市町村が陥っている状況になってから考えるのでは遅いのではないのでしょうか。今のうちから何か策を考えていく必要があると思います。

ここまでは、蟹江町の医療費、保険料についてお聞きしました。この先は少し視点を変え、医療費を軽減するにはどうしたらよいのか考えてみたいと思います。

医療費を軽減するには、病院にかからないようにすることです。病院にかからないということは、健康な体でいるということです。

蟹江町では、国保加入者を対象とした特定健診を行っていると思いますが、どれぐらいの方々が受けているのかお聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

国民健康保険被保険者の割合になりますが、平成27年度の実績で33.4%、ここ数年の受診率の平均は30%でございます。

以上です。

○3番 石原裕介君

33.4%ということは、ちょっと低いとは思いますが、愛知県の中ではこれは高いほうになるのでしょうか、それとも低いほうの水準になるのでしょうか、お聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

こちらは、平成26年度の結果ではございますが、蟹江町、平成26年度は割合が31%でございました。受診率は平成26年度、県平均で38.4%でございます。蟹江町は自治体の中では、名古屋市、大治町に次いで、下から3番目に低い数字となっております。

以上です。

○3番 石原裕介君

私自身も国保加入者なので、7年ほど前から特定健診を受けさせていただいております。

特定健診の認知度や利用する方の割合が低いと思います。広報やホームページで知らせるだけでなく、例えば健康診断ポスターのようなものを作成して、公共機関に張るといったのがいでしょうか。知らない方もまだまだいらっしゃると思います。より多くの方々に知ってもらえるよう、募集や告知の仕方を検討していただければと思います。

さて、蟹江町には、もちろん国保加入者以外の保険加入者の方がいらっしゃいます。

では、ここで質問します。その方々の医療費、また保険額、健康面の把握はできていますか。

○保険医療課長 寺本章人君

お答えさせていただきます。

蟹江町民の国民健康保険加入者以外の保険加入者の医療費、保険額、健康面については、把握できていないのが現状です。

以上です。

○3番 石原裕介君

把握はなかなか難しいとは思いますが。近年、市町村は、国保加入者だけ把握していればいいという考え方ではなく、横のつながりとして、全国健康保険協会、協会けんぽという共同・連携を図る動きがあります。こちらの目的としましては、両者の間で特定健診、がん検診の受診促進や、中小企業に対する健康づくり支援事業の連携、特定健診の結果の分析など、保険事業の連携・協議を行い、保険事業をより効果的に実施するとあります。

平成28年4月1日現在、愛知県内だけでも、名古屋市、稲沢市、津島市を含む24市町村が協定を結んでいます。蟹江町はこのことについてはどうお考えか、お聞かせください。

○保険医療課長 寺本章人君

お答えさせていただきます。

協会けんぽと連携内容は、先ほど議員も少しおっしゃられましたが、国民健康保険加入者と協会けんぽ加入者に対する特定健診とがん検診の共同開催や、市町村イベントの案内を協

会けんぽ加入者へ通知して、共同でイベントを開催することなどです。

蟹江町としては、協会けんぽとの連携をすることにより、がん検診などの受診率向上が図れると考えております。受診率向上となり、協会けんぽ加入者の方の健康増進となれば、退職等による国保加入時に健康なまま移行していただけることになり、町の医療費の適正化につながると期待できますので、連携はメリットがあると考えております。

以上です。

○3番 石原裕介君

町長は、協会けんぽと連携ということについてはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○町長 横江淳一君

大変意義のあることだと思います。我々公務員は共済組合に実は入っております。それで、我々も年に1回、一応受けさせてはいただいておりますけれども、国保になりますと、大変やっぱり商売屋さんが多いということと、私も月に一度、個人でありますけれども、しっかり体をチェックしていただいております。

やはり、いろんなデータ、どこかにデータはないのかなと僕も思うんですけども、個人情報情報の塊でありますので、なかなかそれをとということは難しいかもわかりませんが、できる範囲で情報を開示していただいて、やれる団体から国保と共同してやっていただけるといいのかな、そんな対策もやっていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番 石原裕介君

健康づくりという観点から見ましても、今後必要になってくると思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほど、健康な体でいるというお話をさせていただきましたが、蟹江町は健康づくり対策として、どんな取り組みを行っているのかお聞かせください。

○健康推進課長 小島昌己君

蟹江町の健康づくりについての取り組みについてお答えします。

蟹江町では平成27年3月に、第2次の「かにえ活き生きプラン21」という健康づくりに関する計画を策定しております。これは、住民の方々の健康に関するデータ分析を行い、健康づくりをどのように進めていくかを計画したものであります。

第2次の「かにえ活き生きプラン21」では、生活習慣の確立と改善という基盤とともに、今後ますます進む超高齢化社会に向けて、生活習慣病の発症予防と重症化予防の視点を新たな柱に加え、推進していくことを計画させていただいております。

この計画に基づいた健康づくりの健康推進課としての取り組みとしましては、住民の方々からご要望をいただくなどした場合は、保健センターに在籍する保健師などの専門職により出張健康教室を開催し講話を行うことや、町民まつり、ニュースポーツフェスティバル、学

区・町内会単位で行う各種イベントにおいては特別なブースを設けるなどした、生活習慣病の発症予防と重症化予防の啓発活動、健康教育活動を町内各所で行っております。

以上です。

○3番 石原裕介君

例年行っているもの以外に何か目新しいもの、また、今年度から取り組んでいるものなどがありましたら、紹介のほうをよろしく申し上げます。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えいたします。

今年度におきましては、6月1日から全戸配付させていただき、既にご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、愛知県の愛知健康マイレージ制度と共同した形で、「キラッとかにえ健幸ポイント」という健康づくり事業を始めさせていただきました。

この事業は、町内に在住・在勤の方、小さなお子様から高齢者の方までが参加していただける健康事業でありまして、軽い運動を継続していただいたことをお配りさせていただいたチラシのポイントカードに記録していただき、手続を行っていただきますと、愛知県が協定した県からの事業者への買い物などの際に各種割引サービスが受けられることや、蟹江町の記念品が抽せんにより当たるといった、健康づくりを楽しみながら継続していただける仕組みとなっております。

健康推進課としましては、基本的な計画に基づき、健康づくりが住民の方々に浸透していきますよう、今後もこれらの健康づくりの事業の啓発や健康教育などに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○3番 石原裕介君

蟹江町もいろいろな取り組みをされているようですが、健康づくり対策の取り組みとして一つ、三重県いなべ市の例をご紹介したいと思います。

いなべ市は、民間事業を委託する形ではありますが、介護予防、健康増進活動「元気づくりシステム」を掲げ、この運動を通じて医療・介護費用の抑制を図りながら、地域の活性化に取り組んでいます。

まず、専門のコーディネーターが市内の拠点や集会所などで元気づくり運動体験プログラムの参加者に、ストレッチ、ウォーキング、ボール運動などの指導を行います。次に、元気づくり運動体験プログラム参加者の中から自発的に希望者を募り、このプログラムを普及する地域のリーダーとして、4日間のリーダー研修を受講してもらいます。元気リーダーとなります。

元気リーダーは、地域集会所で仲間を募りながら、習得した元気づくり運動体験プログラム、10人から30人規模で週2回を実施し、実施に当たっては、各地域の自治会と連携・共同

することで、老人会を含めた地域住民の横のつながりを活性化させ、事業として広げていく。参加者の自主性を促すことによって、元気づくりシステムの活性化を図るだけでなく、マンパワーを地域活動に生かし、地域のつながりを創出するという成果が生じているようです。

いなべ市が実施した医療費調査では、国保加入の自宅生活者、元気づくりシステム非参加者と比べ、元気づくり体験事業参加者の1人当たりの年間平均医療費は約7万8,246円低く、全体約2割の国保の国民医療費の削減が出たということです。医療費削減効果だけでなく、元気づくりシステム参加者は健康になったと実感し、地域のつき合いも活性化したと感じているようです。このような取り組みも参考にできるのではないかと思います。

では、ここで質問します。

健康づくりという点において、最近スマートウェルネスという言葉があります。これは、健康で幸せという意味で、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心・安全な豊かな生活を送ることですが、このことについてはご存じですか、お聞かせください。

○健康推進課長 小島昌己君

スマートウェルネスについてお答えします。

スマートウェルネスとは、議員が先ほどお示しされたとおり、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心・安全で豊かな生活を送ることのできるまちづくりを目標に掲げたものであり、言葉としては、スマートは賢い、ウェルネスは一般に健康を意味します。スマートウェルネスを発想した団体によれば、健康と幸福という言葉で足した造語で、「健康と幸福」という言葉を意味しているとのことでもあります。

平成21年11月には、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルの構築に当たり「Smart Wellness City首長研究会」が発足し、現在では40余りの自治体がこの会に加盟し、平成23年には、このうち7市町村や大学の研究機関、民間企業が共同したことによる地域活性化総合特別特区が国から指定され、健康長寿社会を創造する取り組みが行われているようです。

具体的な取り組みの一例をご紹介しますと、自動車の流入を制限する地区をつくり、近隣の住民が歩くようになると、日常の身体活動量が増加することで健康度が向上し、医療費が抑制されるという仮説が成り立つかどうかなどの、まちぐるみでの社会実験が平成24年度から新潟市で開催されております。これは、健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区に指定されております。

健康推進課としましては、さきのご質問でお答えしました「かにえ活き生きプラン21（第2次）」の計画、健康づくりに関する計画を進め、実施していく上で、スマートウェルネスを提唱する事業が蟹江町の健康づくり計画にさらに有効に取り入れられるかどうかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番 石原裕介君

健康課長の話にもありましたけれども、スマートウェルネス、健康で幸せの理念をまちづくりの政策の中核に据え、推進する町、スマートウェルネスシティというものが、少しずつ広がって見せております。市や町や歩く道の環境を整備し、歩くことの大切さを働きかけるのです。スマートウェルネスは、特に歩くということに重きを置いています。歩きは身近で手軽な運動です。歩きやすい道は、車椅子にも優しい道になります。人が歩くと町がにぎわい、地域のつながりも結びつきます。

歩くと聞くと、有酸素運動のウォーキングのような長時間の歩行をイメージいたしますが、そうではなく、1日の生活の中で近くの買い物にちょっと歩いてみるとか、駅まで歩いてみるなどのような短時間の歩きの足し算方式で歩行数を増加させ、日常の活動を活発にしたりして、ウェルネスエリアを設けて、ウォーキングやジョギングなど運動する機会を促進するなど取り組みをしています。

蟹江町におきましても健康づくりの支援という観点から、例えば蟹江町の公園内に短時間で気楽に歩けるコースをつくったり、日光川ウォーターパーク、図書館周辺の佐屋川創郷公園、また多世代交流センターを結ぶウォーキングコースをつくり、健康づくりを促進するのはいかがでしょうか。図書館への立ち寄りもふえ、また、多世代交流センター等で足湯もご利用いただけると思いますが、何かほかに施策があればお聞かせください。

○健康推進課長 小島昌己君

健康づくりの観点からのウォーキングコースのご提案についてお答えします。

現在、蟹江町では、蟹江町と観光協会が共同して作成した、身近な自然に親しんで名所・旧跡をハイキングで楽しんでもらえるような観光散策マップや、観光施設や娯楽施設、特産品、歴史、文化などを1枚のマップで紹介した蟹江イラストマップ、また、町内のオレンジコース、グリーンコースを無料で運行しているお散歩バスの時刻表と路線図が示された、マップ形式のものが発行されています。例えば、観光散歩マップでは、足湯と文学の里散策コースを初めとして、約5キロのコースが6コースほど示されています。

ウォーキングの効果としましては、血液の循環がよくなり、自律神経のバランスが整い、周りの景色を見て季節を感じながら歩けば、気分のリフレッシュになり、ストレス解消にも大きな効果があり、適度な運動量で基礎代謝が活発になるので、生活習慣病の予防とも言われております。ただ、おのこの年齢や体格、体力、その他体調、気象条件などによる体調管理や、場所や時間帯による安心・安全を十分に考慮して行っていただく必要もあります。

健康づくりの観点からのウォーキングコースの考案として、健康推進課としましては、既存のマップなどを参考にさせていただくなどして、もう少し短い距離でも気楽に長い期間続けていただけるコースを検討させていただき、議員からお示しいただいた健康づくりの観点

をアピールしていくため、体格により消費するカロリーを端的に示すことは難しいものの、コースのウォーキングによる消費カロリーの参考値を表示することなどで、皆さんに興味を持って続けていただけるお散歩、ウォーキングのコースを提案していけるよう検討していきたいと思います。

あわせて、さきにご紹介した「キラッとかにえ健幸ポイント」のポイント付与にもつなげていただけるよう、健康づくりに工夫を重ねていきたいと思います。

以上です。

○3番 石原裕介君

今後実現できるよう、よろしくお願いいたします。

今回は、医療費や保険料、それに深くかわる健康づくりに関して述べさせていただきました。少子高齢化の進展により、医療費、介護費などの社会保障費の増加が懸念され、15歳から65歳未満の生産年齢人口が減少する中で、全ての人々が心も体も元気でいられることができれば、医療費の削減や保険料の負担も軽減されると思います。

蟹江町も健康づくりに積極的に働きかけ、健康寿命の延伸に向けて取り組んでいただくようお願い申し上げ、以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で石原裕介君の質問を終わります。

質問4番 板倉浩幸君の1問目「JR蟹江駅の自由通路等整備事業について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

私は、1問目として、「JR蟹江駅の自由通路等整備事業について」と題して質問させていただきます。

初めに、3月議会の代表質問の中でも質問いたしました。昨年、駅のホームが狭く、混雑ときには人であふれ、お年寄りや車椅子、また、ベビーカー利用者にとっては使えない駅、北口の改札時間を改善してほしいと。また、駅のバリアフリー化など、JR東海利用者のアンケートで改善を求める声が多かったJR蟹江駅でもあります。

このことも参考にしながら、我が党の町委員会でもJR蟹江駅の橋上化及び自由通路を、建設費もあわせて町民に知ってもらうためにアンケートに取り組みました。数多くのご意見をいただき、その結果の内容について、報告と質問をさせていただきます。

まず、JR蟹江駅の橋上化及び自由通路のご意見ですが、町全体のアンケートをとりましたので、賛成が42%、反対58%となり、地域とJRと近鉄利用者に分かれる結果となっております。

ります。

J Rの利用者の方々は、ほとんどの方が賛成でしたが、それでも数多く意見はあります。そこで、アンケートで多くあったご意見について伺います。これは、町民の方に伝えるつもりでお答えください。

1点目として、北口の改札口を設置していただければ問題ない。なぜできないのか。

2つ目として、ホームの改善は一緒にされるのか。

まず、この2点についてお願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございましたことについて、順次お答えをさせていただきます。

まず、北口の改札の設置についてですが、北口の改札の設置につきましては、今まで議会でも説明をさせていただいたとおり、桜地区の区画整理事業が決定された後、平成10年から具体的な協議・要望を幾度も続けてきました。

その主な内容としましては、まず1つ目としまして、J R蟹江駅北側に新たな改札口を設置していただきたいという要望を行ってきました。その回答としましては、新たな経費が発生するものは認めないということ、また、たとえ町が経費について全額負担するという約束がなされても、経常経費については将来まで約束される担保がなく、そして、表面上はJ Rの負担が全くないように思われるが、新設される改札のトラブル等についてはJ Rの責任となるという回答でございました。

次に、2つ目としまして、現在ある北側の臨時改札口を常設に開設してもらうこと、また自動改札機、券売機を設置していただきたいという要望を行ってまいりました。それについての回答としましても、当初から臨時改札としての設置であり、常設を目的にしたものではなく、全国的にも前例もなく、不可能であるという回答でございました。

このようなJ Rの考えの中、唯一J Rが認めた計画は、現在の駅の機能を拡大するものでなく、駅の南北に配する駅前広場を自由通路で結び、駅を橋上化することにより、南北両方からのアクセスを図るものでございました。

次に、ホームの改善についてでございますが、今回の自由通路の新設及び橋上駅舎化事業の施行に伴いまして、一部ホームを改修する予定でございます。その内容としましては、橋上駅舎化にすることで、ホームを利用する際には、階段またはエレベーターで昇降することになります。それを設置するには、現在のホームの幅員では不可能でございますので、影響を及ぼす範囲で拡幅を行うものとなっております。

J R蟹江駅については、議員のご質問のとおり、駅のホームが狭く、混雑時には人であふれるというお話は聞いております。今までのJ Rの協議の中でも、駅利用者よりホームの拡幅の要望があることは伝えてございます。今回の改修により、一部は改善が図られると考えてはおりますが、ホーム全部が改善される計画ではないため、J Rに対しては引き続き、利

用者の要望として伝えていく考えでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

あと2点ほど質問いたしまして、ちょっと再質問をさせていただきます。

J R蟹江駅を利用している他市町村に負担をしてもらうことはできないのか。

次に、東側に歩道橋があり、そこにエレベーター等をつければ、南北自由通路に支障は余りないのではないかと、このようなアンケートがありました。これについてお願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

2つのご質問にご回答させていただきます。

まず、他市町村の負担についてですが、現在の蟹江町内全ての駅の利用状況ですが、人の交通パターンを分析しますパーソントリップ調査からは、J R蟹江駅、近鉄蟹江駅で約3割、近鉄富吉駅では約4割の方が、町外の方が利用しているような状況になってございます。このような状況からも、町としましても、議員のご質問のとおり、負担をしていただけるものであれば非常にありがたいことではありますが、今まで近鉄蟹江駅、近鉄富吉駅のバリアフリーの整備についても、他の自治体からの負担を受けずに整備を行ってきたことが実情でございます。

事業費の負担は他の自治体の意思であります。強制的に負担を義務づける方法は、今のところございません。また、負担をしていただくことで、行政運営の面へも影響が予想されるため、要望等についても慎重に検討する必要があると考えております。今後も何らかのルールに基づき、少しでも他の自治体から負担等を得る方法がないか、検討は続けてまいります。

次に、歩道橋のエレベーター設置についてですが、ご質問にあります駅東側の駐輪場の跨線橋は平成4年に設置されております。当時の設計ではエレベーターの添加等は考慮されておらず、構造的に、またスペース的に、エレベーターを設置することは不可能であると考えられます。

仮に、大規模な改修を行い、エレベーターを設置したとしても、駅の利用方法は今までと変わらず、北側から名古屋行き電車を利用する際には、一旦南側に渡り、次に駅構内の跨線橋を使い、北側のホームにおりにすることになります。このようなことから、鉄道利用者及び地域住民の安全性や利便性を図る自由通路新設及び橋上駅舎化事業が適当であると判断をいたしました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

橋上化及び自由通路に賛成の方でも、北口の改札口を設置すればいいとのご意見、本当に数多くありました。私も、どうして改札口が終日できないことになるかと橋上化になるのか、私もなかなか理解ができません。住民、またJ R利用者も思っているわけでありまして。この

点について、再度お答えをお願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

先ほどご答弁させていただいたとおり、2点の観点からJRとは協議を進めてまいりました。最終的には町長、あと、当時の区画整理組合の理事長みずからがJRに行って、協議をさせていただきました。その結果、先ほどご説明したとおり、たび重なる協議をした結果ですが、やはりJRとしては認められないということで、最終的には常時の北口の改札の設置については、お認めいただけることはできませんでした。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この北口の改札口、ほかの議員さんからも質問、前回でもあったと思います。この北の改札口の質問をし出すと、余り時間もちょっとないように思いますので。

今回、要望書、あま市長から、JRの蟹江駅自由通路新設及び橋上化の要望書が出ております。これについても、要望を出すだけで、つくってくださいよとお願いして、それで終わりなんでしょうか。お願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

先ほどご質問にお答えさせていただいたとおり、JRの蟹江駅につきましては、約3割の方が町外の方が利用している中で、もちろん、あま市の方はご利用されているような状況でございます。そんな中で、やっぱり北口からの改札ということで要望書をいただいておりますが、今回、要望書をいただいておりますが、負担については今のところ、あま市からいただくようなご予定はございません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

JR蟹江駅、あま市のほうから、津島市のほうから、たくさん利用しております。例えば、お願いしてみたらいかがなんでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

要望につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、慎重に考えるべきだと考えております。要望することによりまして、蟹江町の行政の運営についても、やはり何らかの影響があるとは考えられますので、要望については慎重に考え、今後、あま市、津島市等と検討していく必要はあるとは思いますが、要望についてはもう少し慎重に考えるべきだと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今のあま市長、その辺、町長自体どのように、今の段階では考えていらっしゃるんでしょうか。

○町長 横江淳一君

いろいろご意見をいただきました。私も、あま市の方ばかりではないんですよ、利用してみえるのは。弥富の方もお見えになれば、名古屋の方もお見えになるわけでありまして、パーソントリップで、確かに町外の方という一くくりの調査は出ております。ざくっとした調査でありますので、仮に負担金を求めるとすれば、話の中で負担ぐらい、ちょっとぐらいしてくれないかなぐらいのことは、たびたびお話を実はしております。

ただ、先ほど担当が申しましたとおり、非常にナーバスな話になりますので、物をつくってお互いに受益者負担を分け合うという、そういう類のものではございません。非常に難しい問題になると思いますが、そこはそこ、お話としては、させていただくつもりではございますが、先ほど言ったように、慎重にこれはやっていかなきゃいけない問題だというふうに考えております。

○2番 板倉浩幸君

私も、町民の負担を本当に減らすために、どうだということの質問です。

次に、建設費についてのご意見ですが、先ほどの橋上化及び自由通路に賛成ですが、建設費については反対として、賛成15%、反対85%となり、町民の皆さんはこのことについて、心配また疑問を感じております。ここで、アンケートで多かったご意見について伺います。

1つ目として、費用の負担割合で、J Rの負担が余りにも少ないのはなぜか。

2点目として、財政的な問題はないのか。

この2点についてお願いいたします。これも、町民の方に伝えるつもりでお答えください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

質問のありました2点について、またご回答をさせていただきます。

J Rの負担割合についてですが、これについては、国土交通省が要綱を定めてございます。鉄道をまたぐ自由通路の整備・管理について、法律上の位置づけと費用負担を明確にするため、平成21年に自由通路の整備及び管理に関する要綱を定めました。今回のJ Rの負担金は、この要綱に基づき算出を行ったものであり、その内容としましては、評価に基づく現駅舎の建てかえ相当額と、駅構内のエレベーター等のバリアフリー設備費となっております。この要綱の施行後は、このルールに基づきまして、どの自治体も同様の費用負担により事業を行っております。

次に、財政的な問題についてということですが、今回の事業に係る資金計画につきましては、平成26年12月の全員協議会から、たびたびご説明をさせていただいております。また、平成28年1月の臨時協議会では、平成28年度の3カ年を基本に、予測される主要事業を加味した平成36年までの町全体の財政計画についてもご説明させていただいております。

町としては、このような計画の中で、財政的にも事業実施については可能であると判断をいたしましたので、事業の推進を行ってまいります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

約30億円かける事業です。中には、JRがつくってくれるんじゃないの、そんな立派な駅にしなくても、幾らかかってもやるべきだ、町の本気度が全く感じられません、このようなアンケートは共産党ではなく町がやるべき、このような声もあります。

今質問したアンケートのご意見、またこのことについて、どのように考えているのかお聞かせください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今ご質問のありましたアンケートについてですが、資料としては拝見してございます。やはり、JRを使われる方、近鉄を使われる方、富吉駅を使われる方、三者三様にいろいろなお意見もあるところでございます。ただ、今回、JR蟹江駅については、このような方針で整備をしていくということで、町的意思として決定しましたので、何とかその辺をご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁が、町のやりたい、本当にやりたいんだということで理解していいということでよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

町の事業を行っていくという意思でございますので、ご理解をしていただきたいと思えます。

以上です。

○産業建設部長 志治正弘君

すみません、ちょっと手を挙げるタイミングを逸してしまいまして、ちょっとおくれしてしまいました。申しわけございません。

町の本気度が感じられないというのは、ちょっと非常に、私どもとしては寂しいお答えだと思っております。もう前から何度もご説明をさせていただきましたとおりに、平成9年当時、あの北の開発が決まった当時から、JRとは真摯に、この件につきましては協議を進めてまいりました。全く、町も本気でJRと交渉に当たって、最終的な手だてとして、今の自由通路整備に、橋上駅舎化に取り組んでおりますので、どうぞご理解をください。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、部長からの答弁、これが本当の町の本気度ということで理解しておきます。

次に、事業者の負担割合ですが、ことし秋にも完成するJR新春日井駅自由通路を調べてみました。この駅の割合では、国は20億円、市が34億円、JRは1億円の負担となっております。

ます。総合事業55億円で、国の交付金がJRの蟹江駅と比べ割合が違うと思うのですが、この点についてお聞かせください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問ありました国庫補助率の比較についてお答えをさせていただきます。

昨今の国庫補助の動向としましては、国の予算配分額はほとんど変わらない状況の中、年々市町からの要望件数がふえてございます。そのため、市町に配分される金額の割合は低下傾向になっているのが現状でございます。

ご質問にあります春日井市の例でございますが、平成23年度から国庫補助の採択を受け、現在も事業中でございます。内示率の動向を調査しますと、平成26年度から国費の内示率が低下してございました。このような低下傾向にある中、5年、10年前に着手した事業とこれから着手する事業とでは、やはり国費の充当率については差が出るのが想定されます。そのため、町としましては、補助率の算出に当たっては、事業の着手前より国や県に情報収集を行い、昨今の補助率の動向や安全率を考慮して試算をしております。

また、このような状況の中でも、国費が1円でも多く配分されるよう、町長みずから国会議員などに、事業着手前より何度も陳情を行っていただいております。担当部局としましては、国庫補助の採択のヒアリングにおきましては、事業の必要性をしっかりと国に説明を行いまして、少しでも多くの国費が配分されるよう努力をしておりますので、どうぞご理解をお願いします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

少しJRの負担の割合、これ自体、春日井駅とほぼ同じと思うんですが、そもそもおかしいんですよ。JRの駅に税金を使ってつくってもらって、JRがこれでもうけて、またそのもうけたお金で今話題になっているリニアをつくる。それにも税金をつぎ込んで、そのような事業、これで本当にいいのかと思います。皆さんの国の税金、また市町村の税金を使ってJRがもうけるその仕組み、何とかしていきたいと思います。思いますが、今後、JRのこの4,200万円で、何とか交渉しながら、もっと、本来なら全部出せと言いたいぐらいだと思います。そのように、これからもちょっとJRとも交渉しながら、よろしく願いいたします。

続いて、国の交付金に戻りますが、平成27年12月議会の報告では、国の交付金が7億4,500万円でしたが、この6月議会では、国の交付金が7億1,760万円となっております。この減っている原因はなぜなのか、お答えください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

国費の金額が変更された内容についてご説明をさせていただきます。

当初、自由通路及び橋上駅舎化事業ということで、国費対象部分について精査をしております。

ました。今回改めてお示しさせていただいた金額につきましては、再精査を行った結果、確実に国費がつく部分について計上させていただいております。ファジーな部分については今回控除させていただいて、国費が最低限つく範囲をお示しさせていただいておりますので、当初お示した国費よりは多少減額という形になってございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

町長も以前、いただける国の交付金については調べさせてもらい、少しでも町民の負担が減るように頑張らせてもらおうと言っておられました。この点について、町長にお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

いろんなご意見あるというふうに思っております。私も町民の1人でありまして、1円でも税金は無駄に使いたくはございません。国交省の決められたルールのもと試算をされた、我々としては、概算から本予算に至るに当たって、しっかりと担当者が交付金をとるに当たっての試算が、今報告させていただいた試算でございます。

先ほどの新春日井駅の問題、たくさんの駅の試算状況を、私も国土交通省に先般行ってまいりまして、ざっくりお話を聞かせていただきました。新規に駅をつくった幸田町、新春日井駅もそうありますが、若干の交付率が違うようであります。後で開始をしたものについては、おおむねこのような算定割合で、国の社会資本整備交付金が交付されておるというふうに聞いてございます。

過日、国土交通省の幹部とお会いして、我々といたしましては1円も無駄に使いたくないので、何とぞ社会資本を含めたほかの交付金の算定方法、そして、交付金が余分に出るということはありませんけれども、ほかに出るような方法がございましたら、何とぞお教えくださいということ要望してまいりました。

町民の皆さんのお考えはよくわかります。しかしながら、公共交通機関としての重要な位置づけであります鉄道、これはやはり、国の管理がしっかり行き届いている意味もありまして、こういうふうになっているという、いたし方ない状況なのかなということも思っておりますが、決して諦めているわけではございません。我々、粉骨砕身、頑張っておってまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

まだまだ、いただける交付金あるかないか、いろいろまた調べてもらい、ほかの方法で何とか町民の負担を減らすようにしっかり調べてください。よろしく願いいたします。

次に、建設事業費のことについてお伺いいたします。

建設事業自体、他市町村でもそうですが、過去の例から見ても、予算がふえるのは通例だ

と思います。この点について、町はどのように見ておられるのか。また、ふえた場合、負担はどこなされるのか、お伺いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

建設事業費の増加についてご回答させていただきます。

自由通路新設及び橋上駅舎化事業につきましては、事業費の削減について、たび重なるJRとの協議の中でも確認してございます。

平成20年以降に自由通路新設及び橋上駅舎化事業に着手した駅は9駅ございます。そのうち1駅だけが、事業費が工事協定額より増額したと聞いてございます。基本的には、自由通路新設及び橋上駅舎化事業は、協定額の大幅な変更がないように、事前の基本計画調査や概略設計をしっかりと精査した結果をもって協定の締結を行ってまいります。

また、もしふえた場合の負担割合ということですが、これは工事協定の中でうたってございます。自治体とJRが協議し、負担割合についてはその中で検討することになると思われまます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、割合について答弁をもらいました。

実際、JRがつくって、建設費が足りません、お願いいたしますと言われても、実際には困ると思います。私も製造業をしておりますが、実際にはこんなこと通用しません。この点について、もう少し詳しくお願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

増加の理由についてですが、工事の増加にはいろいろな理由があるところでございます。その中でやはり、工事協定の中にもうたってあるとおおり、まず協議を行います。その理由が、何が原因かを見定めた上で、負担割合については、やはり双方が話し合った上で割合を決めることになるかと考えてございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

他市町村も結構、事業費がふえる傾向にもあります。事業費、予算内で済めばいいんですが、その辺で、今も答弁あったように9つの駅のうち1つ、その1つの例にならないように、ちゃんとした予算の中でおさめるようにいただきたいと思ひます。

次に、我が党としても一番心配しているのは、アンケートでも数多くあった、福祉施策や子育て支援施策です。子育て、福祉や暮らしの予算に影響が出てくるのではないかとと思ひますが、この点についてお伺いいたします。

○産業建設部長 志治正弘君

それでは、事業担当部署からご答弁申し上げます。

先ほど、まちづくり推進課長から、財政的な問題につきましてお答えをさせていただきましたが、本年1月に開催されました臨時全員協議会におきまして、現在計画を進めておりますJR蟹江駅自由通路新設及び橋上駅舎化計画の状況の報告と、整備事業に要する事業費を含めた平成36年度までの全体的な財政計画をお示しさせていただきました。

この財政計画につきましては、中長期的な歳入・歳出の見込み、財政調整基金及び実質公債費比率等の推移などを試算し、さらに、各部署の実施計画書に示されております将来的な主要事業などの事業費も精査し、作成をいたしました。

これまでご説明させていただいておりますとおり、JR蟹江駅周辺整備事業には多額な資金を要しますが、事業に係る資金計画や、この財政計画の結果から、議員がご心配されております子育てや福祉、そして直接町民の皆様の生活にかかわる予算には、大きな影響は出ないものと判断しております。

今後におきましても、健全財政の維持を図りながら、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、多世代交流施設の有料化を検討されております。町民の中では、この有料化の検討も、この事業、JR蟹江駅の橋上化及び自由通路のためだとの声も若干聞こえてまいります。そんなことないと思いますが、このようなことが原因で福祉や暮らしの後退につながっていくのではないかと私も心配しております。この点について、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

たくさんの町民の皆さんが、いろいろご心配をいただいているのはもったもであります。私もむやみやたらに、無我夢中で突っ走っているわけではございません。特に多世代交流センターにつきましては、まだこれから、いろいろ詳細設計をするに当たりまして、議員の皆さん、町民の皆さんからも声をいただきたいというふうには考えております。有料化とイコールにさせていただくことは、すみません、ご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

福祉政策につきましても、社会保障に係る国のお金が、増税をなくしたらなくなっていくんじゃないかという、今そんな話題までが来ておりますが、決して私はそうではなくて、やっぱり無駄だとか、そういうのをしっかりと省いていけば、社会保障制度に回すお金はまだまだ、潤沢とは言いませんが、あるように思っております。

当蟹江町にいたしましても、町制128年、歴史と伝統の町であります。私が担当させていただいている部分は、パートは本当に短い期間であります。次につないでいく部分にも、しっかりと財政状況を堅持しながら、次の世代につないでいかなきゃならない、しっかりとした義務がございます。そして、その責任を全うするべく、皆さんとともに、これからも健全

な財政計画の中、福祉の充実した住みやすいまちづくり、これに向かって邁進してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番 板倉浩幸君

今、町長から、消費税の増税の延期、このために社会保障に回らない、そんなことはないとおっしゃられました。実際、本当にそうだと思います。別に、無駄な経費を削減すれば、社会保障を充実することもできます。蟹江町でも本当に、子育て支援、介護、これからどんどん、ますます必要になってくる人もふえてくる傾向にあります。福祉のサービス、暮らし全体を考えていく中でも、この事業、実際に町民、また町政にとって本当に必要なのか、考えなくてはならないと思ひます。

最後に、このJR蟹江駅の事業について、町民に説明する場、先ほど答弁あった町の本気度もいろいろありますが、なかなか町民に理解されていない、そんなこともあります。そんな中で、町民に説明する場所を持つことも必要ではないかと思ひますが、このことについてお聞かせください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

事業の説明についてお答えをさせていただきます。

自由通路新設及び橋上駅舎化事業の実施につきましては、自由通路を都市計画道路として決定をする必要がございました。その都市計画を定めるに当たっては、手続の中では説明会を開催する必要がございまして、平成27年8月1日に蟹江中央公民館分館で説明会を開催し、事業概要等について説明を行いました。

その説明会では、事業の内容についての質問や、議員のご質問にありましたホームが狭く危険であるというご意見もございました。この議会で、今回この予算をお認めいただければ、工事協定を締結し、その後、広報等により事業概要や事業スケジュールについて周知を行い、また工事の着手前には、工程や工事に伴う駅の利用方法等について説明会を開催する予定でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

町民の皆さんも本当に蟹江町のことを心配しているということが、改めてこのアンケートでもわかりました。我が党としても、本議会に出された補正予算、慎重に審議をすることはもちろんですが、町当局も町民の立場に立った町政を、また、住みたい、住み続けたい、そんな蟹江町にするためによりよくお願ひいたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で、板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「JR東郊線踏切の歩道整備について」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

2問目として、「JR東郊線踏切の歩道整備について」と題して、町長並びに関係部課長に伺っていきたいと思います。

1問目の質問で取り上げた町政アンケートの中にも、東郊線踏切の歩道についても数多くのご意見をお寄せいただきました。この踏切にはほとんどの方々から、拡幅、もしくは歩道をつくってほしい、どうして踏切のところだけ狭くなっているのか、一日でも早く歩道とと思っている住民ばかりでした。

我が党としても、改めて要求実現のために調査を行いました。東郊線踏切から、それ以外の富吉第6号、蟹江第1号などの踏切を、幅員をもとに実際の踏切の幅、また、その前後の道路の幅をはかり、東郊線踏切がいかに前後の道路に比べ狭い踏切、それも歩道がないことを再確認いたしました。町としてもその点は理解していると思いますが、東郊線開設から23年、踏切の拡幅と歩道設置の要望が出てから21年がたっております。

そこで、JR東郊線踏切の経過と拡幅計画の状況を改めてお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、JR東郊線踏切の経過と踏切計画の状況につきましてご答弁申し上げます。

東郊線踏切の拡幅に関しましては、平成25年9月議会補正予算審議の補足説明資料として、東郊線踏切の開設から拡幅要望に至る経過について資料を提出し、これまでの経過等をご説明させていただきました。

改めて、経過の概要をご説明させていただきます。

東郊線踏切は、平成2年10月からJRと踏切道新設計画の協議を開始し、平成3年9月にJRと工事協定、覚書、確認書をそれぞれ締結してございます。それまでございました大辻踏切のかわりといたしまして、平成4年9月東郊線踏切が開設されました。

その3年後の平成7年6月に、開設された踏切が狭小であったことから、JRに踏切の拡幅と歩道設置を要望し、翌年の平成8年3月には、4,501名が署名されました陳情書を持って、町長、地元議員、町内会長の皆さんが直接JRに要望しております。

平成17年5月には、再度町長がJRに出向き、直接踏切の拡幅交渉をしておりますが、JRは開設時に双方で取り交わしました確認書に基づく暫定踏切という主張を変えず、踏切拡幅を望む町の主張との合意を見出すことはできませんでした。

その後も継続的に、JRと協議・交渉を続けてまいりましたが、平成25年7月に行った交渉で、他に1カ所踏切を廃止すれば、東郊線踏切の拡幅を可とするJRの考え方を確認することができました。その協議を踏まえまして、議会にもご報告させていただいておりますが、平成27年3月に廃止踏切に伴う住民説明会を開催いたしました。住民の皆さんのご理解を得るには至らず、進展を見ることはできませんでした。

その結果を受けましてJRに出向き、廃止踏切については地元合意が得られなかった報告や、開設当時とは交通量も横断される方もふえている旨の現状を訴え、理解を求めているところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今報告があった閉鎖の踏切、拡幅のJRの条件として検討した踏切ですが、蟹江町にはもう1カ所、日光川右岸堤防の伊勢田踏切があります。県の防災道路になっておりますが、利用者もほとんどない踏切であり、この踏切の廃止は検討されませんでしたか、お聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

議員ご指摘の日光川右岸堤でございます伊勢田踏切は、昭和62年度より防災道路事業に着手し、計画段階で道路がアンダーになることから、踏切利用者と道路が交差し、危険を回避するため、愛知県が鉄道事業者と協議する中で、廃止することが既に決まっております。以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

既に閉鎖になるということらしいんですけども、だから蟹江川踏切か八ヶ島踏切のどちらかだったと理解してよろしいんですね。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん、防災道路のほうが早く進んで、協議が進んでおりますので、一応蟹江町としての廃止踏切には、当初から入れることはできなかった状況でございます。

以上でございます。

○産業建設部長 志治正弘君

補足の説明をさせていただきます。

議員の質問の中で、伊勢田踏切が蟹江町の踏切というようなご質問をいただきましたが、実はここは愛西市内の踏切でございますので、ご了承をお願いします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

あれ、愛西市ですか。

(「そう、愛西市です」の声あり)

住宅地図を見ると蟹江町……

(「愛西市です」の声あり)

住宅地図で蟹江町の枠内でしたので、蟹江町の……管轄も愛西市ということ。

(「はい」の声あり)

次に、平成25年9月議会議案第46号の補正予算として、東郊線踏切拡幅概略設計委託料、

業務委託料315万円が予算化されていますが、これについて執行されたのか。されたなら内容をお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

補正予算におきます東郊線踏切道拡幅概略設計業務委託料、そこは執行されたのか、また内容はということのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの東郊線踏切の経過のところでは答弁させていただきましたように、平成25年7月にJRと協議した中で、他に1カ所踏切を廃止すれば拡幅を可とする確認ができましたので、今後JRと東郊線踏切の拡幅に向けまして協議を進めていく上で、東郊線踏切拡幅後の計画概要図など、基礎資料の作成が必要となってまいりました。

この業務につきましては、平成25年9月議会で補正予算としてお認めいただき、東郊線踏切道拡幅概略設計業務を委託してございます。業務の内容につきましては、現況測量を行った上で、道路構造令、関係法令との整合性を図りながら、踏切内の歩道設置や車道拡幅などの概略設計を行い、第1案として、交差点位置ですりつける案、第2案として、踏切両側に直線区間を設け、左右車線を平行させる案、第3案として、踏切両側に直線区間を設け、左右車線を個々ですりつける、この3つの案の業務成果を得ております。

なお、この業務の内容につきましては、平成26年第1回定例会の一般質問の答弁の中でご説明をさせていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

先ほど答弁にあった資料、平成25年9月議会で提出された議案第46号の補足資料、当局からいただいて、ここにあります。この資料によりますと、平成2年10月の踏切道新設計画の協議から始まって、平成25年7月までの東郊線踏切道拡幅、また歩道設置等の交渉の経過が述べられています。そして、平成25年7月18日の協議では、蟹江川左岸堤防の踏切を閉鎖することで、JRは東郊線踏切拡幅を可とする確認をしたので、拡幅に向けた物理的条件の検証を実施となっております。

そこで、平成25年9月議会において、町当局としては、東郊線踏切道の拡幅事業に向けた概略設計料として315万円の補正予算の提案となった。何とか住民の皆さんに納得をいただいて、具体的にどのような踏切道にするのかを検討のために、概略の設計が必要になったと思います。しかし、当局の事前の根回しが不十分であったのか、この提案について待たがかかりました。思い切った決断をした提案だと推測するが、住民の意見をよく聞く必要があるのではないか。今さらなぜ踏切の構造を変えるなどという提案なのか理解できない。この議案は精読になっているので、最終日までにきっちりと整理して説明してほしい、このような議員から質問がありました。

そこで、前の水野産業建設部長の最終的な答弁では、しっかり拡幅に向けて、いろんな障

害を乗り越えていくというような意思表示の一つでございますので、何かとご理解をいただきたいと存じます、このようになっております。

最終日の議決には質疑もなく、全会一致で可決しております。議事録ではこのようになっていたようですが、その後の動きは、先ほどの答弁でも概略設計委託料は執行されたみたいですが、その設計に基づく次の動きが全くありません。

さらに、翌26年9月議会においても、大原議員の蟹江川左岸堤防、左岸踏切道閉鎖反対の一般質問、また、伊藤議員の町当局の蟹江川左岸踏切道廃止で、住民の意見を聞きながら粛々と進めていきたいとの一般質問がありました。

一方、蟹江川左岸堤防の踏切道閉鎖については、地元の住民の強い反対もあって、きょうまで平行線のまま閉塞状態になっている、このように私は判断、今の答弁を含めて判断しておりますが、この理解でよろしいか、お伺いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今、板倉議員が言われましたとおり、このような経過で進んでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

次に、町当局もお考えのように、東郊線踏切の構造を変更また改良する上で、お互いに検討し、学習することが大事になってくると思います。議会も住民も一緒になって検討するために、今答弁があった設計委託料、この設計図があったら、お見せいただくことはできないのでしょうか。お願いいたします。

○産業建設部長 志治正弘君

この計測図、図面のページの開示を求めると受けました。

今、次長のほうから答弁をしましたが、JRとの東郊線踏切拡幅協議に必要となる基礎資料として、今回の業務でもって作成をしたものでございます。業務成果といたしまして、次長がご説明した、答弁したとおり、3案についてJRと出ておりますが、実はまだJRと詰めの協議に至っていない状況でございます。現時点では、まだ最終的な計画も定まっておりません。まだ、その3案それぞれの計画によりまして、個人の財産、土地の収用が伴いますので、そうしたことから、個人情報にかかわるものも含まれておりますので、未確定な個人情報があるということから、開示は差し控えさせていただきたい。

ただし、議会から、これは公費によって業務成果が出ておりますので、公費を使ってこの業務をいたしましたので、議会からその辺の資料請求があれば、当然出すべきだと私は思っておりますが、そういったことで、個人情報が入っていますので、その辺に影響のない範囲で開示はやぶさかではないと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○2番 板倉浩幸君

議会も町当局のほうも、一緒になってこの拡幅、また歩道の設置を進めたいと思っております。

で、またそのあたりをよろしく願いたします。

次に、国交省が全踏切を対象に、踏切交通実態総合点検を実施し、緊急対策踏切を1,960カ所抽出し、平成15年4月に公表した中に東郊線踏切が入っております。これについては国交省のほうにも確認してあります。

また、平成28年には、改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として全国58カ所の指定が行われました。この指定には愛知県は入っておりませんが、踏切道指定基準から見ても東郊線踏切は今後指定されると思うのか、お答えください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

改正踏切道改良促進法に基づきまして、全国で58カ所指定がされたということは、新聞紙上に載ったのを皆さんご存じかと思えます。その中に愛知県は入っていないということでございますが、今後、東郊線踏切は指定されるかということについてご答弁申し上げます。

まず初めに、本年4月1日から施行されました改正踏切道改良促進法につきましてご説明をさせていただきます。

法の骨子は大きく3つに分けられ、1つには、改良すべき踏切道の指定期限を平成28年度から32年度の5年間延長し、改良方法が合意されていなくても指定する仕組みとなりました。2つ目には、踏切の改良方法が拡充され、ソフト・ハードの両面から対策ができるようになりました。そして、3つ目には、改良方法を検討するための協議会制度が創設され、地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた対策を検討することができるようになりました。

以上が法の内容でございますが、議員が言われますとおり、国は全国で58カ所の踏切を改良すべき踏切道として指定し、早急な改善を求めています。その多くは、俗に言う開かずの踏切や通学路で安全を確保する必要があるもので、鉄道事業者と道路管理者において協議が進んでいる踏切道でございました。

しかしながら、そこには愛知県内の踏切道は1カ所も含まれておりませんが、法の改正以後、国は、全国で改良すべき踏切道として1,960カ所を抽出してございます。その中で、愛知県内では89カ所あり、東郊線踏切もこの中に含まれてございます。国は、抽出した全ての踏切を順次指定する方向で検討していると聞き及んでおりますが、早期指定に向け、今後も国の関係機関等へ働きかけをしてまいります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そもそも踏切道改良促進法に係る、後の資料でも使いますが、この指針でも、踏切道の拡幅と踏切道の統廃合についての考え方で、踏切道に歩道がないか歩道が狭小、つまり狭いことなどの場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、踏切道の統廃合を行わず実施できることとするとあります。また、鉄道事業者及び道路管理者は相互に協力をするとあります。

実際に、今の話ですと、JRと町、また町とJRは対等、また協力して話し合っているの

か、この点についてお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、お答えをさせていただきます。

議員が言われますとおり、踏切道改良促進法の基本方針には、歩道が狭小な場合の歩道整備については、緊急性に鑑み、統廃合を行わずに実施できることとするとありますが、経過のところでもご答弁をさせていただきましたとおり、東郊線踏切は、開設した当時にJRと交わした覚書、協定書、確認書をもってできた、あくまでも暫定踏切であるということから、法の指針にはそぐわないという見解が示されております。

なお、東郊線踏切の拡幅につきましては、JRとこれまでに17回程度に及ぶ協議を重ねておりまして、対等に協議はしてございます。また、JRと直接協議に限らず鉄道事業者、国・県、関係市町村で構成されました中部地区踏切道調整連絡会議の中でも相互理解を図るべく、意見交換を行っておりますが、現在は合意に至ってございません。

なお、今後におきましては、東郊線踏切拡幅の実現に向けましては、踏切道改良促進法の指針に基づく対応が最善と考えておりますので、国土交通省に改良すべき踏切として指定していただくよう強く要望し、あわせて愛知県に対しても、東郊線の県道昇格も要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁で、現時点での町としての踏切道拡幅、また歩道についての打開策ということではよろしいでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今言われますとおり、国の改正踏切道改良促進法に基づきまして、国の今後指定していくという中に含まれている東郊線踏切でありますので、指定されるように強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

日本共産党としても、前議員の時代から強い関心を持ち、住民運動をしてきたところでもあります。私としてもこれを引き継いで、早期の実現をしたいと考えています。

ここで、もう一步踏み込んだ、我が日本共産党の提案をしたいと思っております。それこそ町も議会も一緒になって、全力を挙げたいという思いで提案をいたします。あわせて、ここにいらっしゃる皆さんに理解していただくためにも資料をお配りしたほうがよろしいと思ひまして、皆さんにお配りいたしましたので、参考にしてください。

この資料は、この道路と軌道、鉄道に関する事務用欄の重要な部分のコピーであります。国交省は、平成13年に踏切道改良促進法の一部改正を行いました。その後、平成18年、23年、

28年に改正が行われ、期限がそれぞれ5年ごと延長されております。その特徴としては、促進法第3条の改正であります。

この第3条第2項には、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であって前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、平成28年度以降の5カ年間に於いて立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備または保安設備の整備による改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができることとあります。

この部分をさらに具体的に指針として、都道府県知事、各地方整備局長、運輸局長、鉄道局長宛てに通達が出されました。それがこの、皆さんにお配りしたのはその指針でございます。

この指針の中には、ページでいきますと485ページになりますが、「踏切道改良促進法の一部を改正する法律」について。

1 趣旨

「交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため昭和36年に制定された法に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良あるいは踏切保安設備の整備を進めてきたところであるが、踏切事故件数は逐年減少傾向を示しているものの、平成11年度においても依然として465件の踏切事故及び292名の死傷者が生じており、引き続き強力に踏切事故防止対策を講じる必要がある。また、交通遮断の著しく高い、いわゆるボトルネック踏切が全国に1,000箇所存在しており、その早期解決が緊急の課題となっている。

このような状況に鑑み、今般の法改正では、踏切道の改良措置を講ずる期間を平成13年度以降さらに5箇年間延長するとともに、地域の実情を反映した踏切道の改良を進めるために、都道府県知事が関係者の意見を聴いた上で、国土交通大臣に対して法に基づく踏切道の指定をすべき旨の申し出を行える制度を創設したものである。

また、踏切道改良の円滑かつ確実な実施を促進するために、鉄道事業者と道路管理者が協議して立体交差化計画又は構造改良計画を作成する際に、その協議が調わなかった場合の措置として、鉄道事業者又は道路管理者からの申請に基づいて、国土交通大臣が裁定する制度を創設したものである。

2 立体交差化又は構造の改良が必要な踏切道の指定について。

法では、国土交通大臣が、平成13年度からの5箇年間に立体交差化等により改良することが必要と認められる踏切道を指定することとなっているが、現状では、早急に改良する必要があるにもかかわらず、鉄道事業者と道路管理者の事前調整に時間を要するなどの理由により、必ずしも法の趣旨に沿った指定がなされていない。

しかしながら、今般の法改正により、都道府県知事の申出制度及び国土交通大臣による裁定制度が導入されたことを踏まえ、鉄道事業者と道路管理者との調整が必ずしも円滑に進ん

でない場合であっても、国土交通大臣において、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るために優先的に改良することが必要と認められる踏切道の指定については、これを速やかに行うものとする。」と書かれております。

何が言いたいかという、都道府県知事が関係者の意見を確認した上で、国土交通大臣に対して、本法に基づく踏切道の指定すべき旨の申し出を行える制度を創設したものであるとあります。

そこで、この指針からすれば、JRと町の協議が難航している状態であっても、知事の申し出で、危険な踏切として指定を受けることが可能のようです。ぜひ、知事に申し出制度に沿って動いてもらうように運動を進めてはどうかというのが、我が日本共産党の提案でございます。

そして、構造まで踏み込んで事前に検討を加えると、いろんな意見が出てくるかと思えます。また、時間を要するので、とりあえず指定を受けることに焦点を絞って見たらということが日本共産党の提案でございます。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの踏切道改良促進法、改正になりましたけれども、それ以前の13年のときからのお話をさせていただいていると思えます。どうして13年にできているにもかかわらず、県知事を通して申し出をやらなかったのかということについて、お答えをさせていただきます。

まず、愛知県は指定するために、申し出につきましては、本日議員が配付されました一般質問資料の後ろから2枚目、はねていただきました495ページの平成14年2月18日付の通知文書の中段に「記」とありまして、その下のなお書き以降のことでございますが、読ませていただきます。

なお書き以降でございますが、「指定は踏切道の改良の必要性、都道府県知事の申出の状況及び踏切道調整連絡会議における調整状況等を勘案して行う。」とあります。したがって、現在、今までも愛知県を通して指定すべき申し出ができない理由といたしましては、鉄道事業者と道路管理者が協議を進め、調整はされているものの、確約書に書かれている、鉄道事業者が主張する都市計画決定された立体交差道路が整備されるまでの暫定踏切であることや、統廃合することに理解を得ることが困難な状況である中での手続をとることができませんでした。

したがって、この踏切道調整連絡会議の中では、もちろん先ほども述べさせていただきましたが、中部地整局、もちろん国ですが、愛知県鉄道事業者、市町村が入って、中で協議を行うものがございますが、その中で検討していく中で、こういった問題があるから、愛知県のほうとしては申し出を上げて、ここまではきちっと話をつけてから上げてくださいなということで、上げられなかった状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

法の改正後、上げていなかった答弁でしたが、今回、平成28年度の法改正で、改良すべき踏切道の指定機関も、先ほども答弁でも私も言うておりますが、5年間延長されています。また、改良方法を検討するための協議会制度の創設もあります。地域の関係者と連携をし、地域の実情に応じた対策も検討となっております。

法改正前は指定踏切として、改良の方法を定めての指定でしたが、今回の法改正では、課題のある踏切はJ Rと蟹江町での改良方法が合意できなくても、大臣が指定をする対策を促進することとなっております。

今後、国交省も現時点で、緊急対策踏切を中心に、改正法に基づき、課題ある踏切を指定とありますが、東郊線踏切は先ほどの答弁のように、いつ指定されるか今現状わからない、このように国交省も確認したら言うております。一日でも早く安全な踏切にするために、今申した知事に申し出を行い、指定すべき旨を国土交通大臣に申し出てもらうということが、先ほどから言うている提案ですが、この提案についていかがでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほどご答弁申し上げましたとおり、改正踏切道改良促進法に基づきましては、28年からさらに5年間延長になったという中で、今度は、私どものほうから愛知県に申し出を上げ、申し出を上げたもので指定していただくというような段階を経ては、いつまでたっても時間がかかってしまいますし、全国に1,960カ所あるところが、その都道府県を通じて上げていたのではなかなか進まないという中で、今回の改正法に基づきまして、国のほうが直接指定をするという形になりまして、今年度から5年間かけまして1,000カ所以上を指定するというふうに聞いてございますので、何とかそこに入れていただけるように、国のほうに要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

今、何とかしてほしいということで、それは私ども、我が党としても同じなんです、国交省にも確認を私もしておりますが、今の現状では東郊線の踏切、本当にいつ指定されるか、5年以内に指定されるのか、また法改正が行われ、また5年延びる間に本当に指定されるのか。その中で、県知事の申し出があればまた違うかと、そういうことも国交省自体、私もお話をしている中で伺っております。

そういう意味で、県知事制度も利用しながら進めていってはどうかということをお伺ひいたします。

○町長 横江淳一君

先ほどから幾度かご答弁を申し上げておりますとおり、この改正法では直接私も、今答弁したとおり、知事に上げないということじゃなくて、知事に上げずに直接トップダウン方式でいったほうがいいのかないかなという考えを実は持っております。

過日、国土交通省にお邪魔をしたときには、このことには触れませんでした。しかしながら、今回こういう状況になり、再度国土交通省のほうに、58カ所の指定には残念ながら町は入っておりませんので、この危険な踏切の状況をしっかり国土交通省の幹部にお話をして、5年間と言わずに次の機会にしっかりと認知していただくようお願いするのが、ちょっと早いのかなと。

当然ご存じのように、我々、東郊線を県道に格上げをしてほしいということ、3年ぐらい前から実は要望しております。そのことも踏まえて、当然、県のお力もおかりしなきゃいけないのは十分わかっておりますけれども、それよりもまず最初に、国土交通省にまず、直訴という形はちょっと大げさでありますけれども、直接お話を、これだけ危険だよということをお訴えしたほうが、この状況は早いこと打破できるんじゃないかなと、今の時点ではそう考えております。

決して県を通さないということではありません。ご理解をいただきたいと思っております。

○2番 板倉浩幸君

我が党としても、県にも通しながら、国交省にもお願いしながらやっていると、一日でも早く指定されるのではないかと私どもは考えました。我が党としても、国交省にまたレクチャーも受けるつもりです。今回、町も議会も一緒になって、全力を挙げて、東郊線踏切に歩道をつくるつもりは同じだと思いますので、一緒になって頑張っていきたいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

(午後2時42分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時05分)

○議長 高阪康彦君

質問5番 戸谷裕治君の1問目「防災から考える保育所のあり方を問う」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○5番 戸谷裕治君

5番 戸谷裕治でございます。無党派でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお申し上げます。

「防災から考える保育所のあり方を問う」ということで、東北の震災から5年が過ぎたと

ところで熊本の大地震がありました。熊本の大地震の発生は、私には予想外の出来事でありませ

す。我々の住んでいる中部地方は、30年以内に震災があると言われてい

ます。5月24日の中日新聞に「南海トラフひずみ蓄積」と題して、ひずみの観測結果を海上保安庁のチームが英科学雑誌「ネイチャー」電子版に発表していました。海上保安庁によると、ひずみが蓄積している地域は国の防災計画の想定内で、今までの被害想定

の拡大にはつながらないという見通しであります。

しかし、被害の拡大はなくても大地震は来る。これは、当町を含む周辺自治体が想定していることであり、甚大な被害も想定している。また、政府広報として国交省により、「雨が

多い季節。命を守ろう」と題して、住んでいる地域の特性を知り、日ごろから備えることが大事、その中に、ハザードマップ、避難経路の確認を、大雨・台風などが近づいたら、最新の気象・河川情報に注意をと広報されてい

ました。また、サミットでも、地球の気候変動についても話合われております。

行政としては、最悪の事態を想定して、防災に取り組んでおられると思います。また、本町も少子化対策として、民間保育所に補助金を出し、新しい保育園が開園予定であります。

ところで、現在の公立保育所の防災・減災の現状と、指定避難所としての機能を質問いたします。これは、南海トラフ地震が平日の昼間来

ましたということ

を想定して質問申し上げます。

1番目に、「水浸津波ハザードマップ」が6月1日に全戸配布されました。本町には、蟹江保育所、蟹江南保育所、蟹江西保育所、須成保育所、新蟹江北保育所、舟入保育所と、6カ所の保育所がございます。舟入保育所を除く5カ所の保育所が避難指定されてい

ます。指定避難所ですね。5保育所に避難されてくる人数と、どれくらいの期間の滞在、どれくらい

ということ

をまず想定されているかということ

を、まず1問目としてお伺いいたしたいと思

います。よろしくお

願い申し上げます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ただいまご質問のありました5カ所の保育所への避難想定人数と滞在期間につきま

してご

答弁申し上げます。

まず、避難所への想定人数は、昼間人口及び夜間人口に差があるとともに、安全に避難するためには状況に応じた避難が必要なため、町としましては、地域ごとに避難所を指定して

お

らず、避難所ごとの避難想定人数は算定しておりませ

ん。

避難所の収容人員につきましては、一昨年度、各避難所の初期収容、長期収容、使用可能教室の調査を行いました。その結果、保育所では、蟹江保育所、初期収容202人、長期収容76人、蟹江南保育所、初期収容264人、長期収容93人、蟹江西保育所、初期収容293人、長期

収容106人、須成保育所、初期収容237人、長期収容88人、新蟹江北保育所、初期収容216人、長期収容76人、保育所の合計といたしまして、初期収容1,212人、長期収容439人となっております。

また、滞在期間の想定自体はしておりませんが、広範囲な浸水被害が発生した場合、孤立した施設からの早急な避難者の救助が必要となります。救助されるまでの間、避難施設にとどまっていただくこととなります。

ちなみに、今、戸谷議員のご質問にありました「浸水津波避難ハザードマップ」、ことしの6月1日に全戸配布させていただいた資料は、こちらのものでございます。

説明は以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

今ご答弁いただきましたんですけれども、東南海の地震が起こった場合の被害を想定いたしますと、まず蟹江川周辺から日光川に、そして福田川と、この3つの河川が氾濫するということが予想されております。そのときに、今、保育園自体は指定避難場所にされております。先ほども、夜間と昼間とでは違おうとおっしゃいましたけれども、私は昼間のことを想定いたしましてご質問申し上げました。

そして、昼間にそのことが起こった場合、そこに駆け込んでくる一般の人はどれぐらいいるんだろうとか、そういうことをお聞きしておるので、想定人数を夜間とか分けていただくと、長期にわたるといふ、大体、浸水被害というのは蟹江町で想定されていますので、ほとんどの保育所が80センチから1メートルぐらいの浸水があると、須成保育所を除いて。そういう想定がされております。

そうしますと、そこに、いかに長時間滞在、3日とか4日とかいう滞在の日にちが出てくると思っています。そういうときの大体人数をお聞きしたいなと思ひまして、再度ご質問申し上げます。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまご答弁申し上げました避難想定人数でございますが、昼間、夜間ということで申し上げますが、昼間自体でも、それぞれの安全な経路を通過して避難するというところで、その地区にどれだけ集まるかということ自体が、当町では今のところ、避難所ごとの想定をしていないのが現状でございます。

○5番 戸谷裕治君

今申し上げたとおり、そういう河川の氾濫が起こりますと、ほとんどの交通機関がストップするというところで、そして、80センチから1メートルの浸水がありますと。それを堤防が決壊していると、それを補強するまではずっと水が出ているということですから、なかなか引かないと。排水機の問題じゃなくなりますもので、そのときに、その場所に指定避難場所として保育園があるということになっておりますから。

簡単に申し上げますと、そこの保育所の今通っている子たちと保育士たちがまず避難されると、蟹江保育所だけで、ちょっとお答えいたしますと、蟹江保育所は今、131人の定員がございます。入っておられます。そこに、保育士が23名ぐらいお見えになります。それをトータルしただけで約150名、この子たちが、この人たちが避難の対象となりますね。避難の対象と申し上げるのは、2階に行かれるということですよね。外には避難できないと。

ですから、そこに滞留されるということですから、そういうことをこれから少し考えて、避難所対策とかしていただきたいなと思っております。またこれは、後ほどもちょっと質問いたしますので。

続いて、2番に移ります。

町内全体として緊急避難場所の確保がおくれている、指定避難場所にたくさんの人々が集まる可能性が高い。緊急避難場所確保の進捗状況、蟹江南、蟹江西以外の保育所の近辺には指定避難・指定緊急避難場所がないに等しい。今の以外のやつですね、ないに等しいと。こういうことで、少しお答え願えますか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまご質問のありました緊急避難場所の確保の進捗状況についてでございます。

町の指定緊急避難場所としまして8施設、こちらは、各小・中学校及び希望の丘広場の8施設でございます。また、民間事業所と協定を締結し、施設を一時的に緊急避難場所として使用可能となる施設が15施設ございます。また、町内会と民間事業所による同様の協定を結んでいる施設が、町で把握している限り9施設、合計で町内で32施設の緊急避難場所があります。

ただ、ご指摘のありましたとおり、現状の指定緊急避難場所が町内の全ての地区に存在するとは限りません。今後引き続き、町内会の要望を確認しながら、短時間で浸水する緊急性の高い地域から民間との協定を進めるとともに、平時から隣近所のつながりを持ち、いざというときの避難行動へ迅速かつ適切に移せるよう、町内会、班単位での訓練を通じた避難経路等の確認を、今回作成いたしました「浸水津波避難ハザードマップ」等を活用し、推奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

先ほど申し上げたとおり、蟹江南、蟹江西以外の周りには緊急避難施設がないということで、なぜかと申しますと、マンション等はございますけれども、オートロックのところが多いと。そこには町として、いかに対応がおくれているかということですね。そちらのほうに一般の方々が緊急避難、そしてまた、指定避難場所として指定していただくと、そちらのほうに一般の方々が行っていただけると。そうしないと、保育士と子供たちの区別がつかなく

なると。保育園自体にそれだけの人たちが集まった場合の区別ですね。これも後ほど申し上げますけれども、また再質問でさせていただきますけれども、その辺も考えて、これからやっていただきたいなと思っております。

それでは、3番に移ります。

保育所は地域バランスを考えて、本町内にうまく配置されているが、本町の地域特性は河川の多い場所である。福田川、蟹江川、日光川周辺では、ほとんど15分程度で、歩行避難が困難な浸水30センチまで来るとされている。それから徐々に浸水が広がり、園児と職員は2階へ避難することとなると思われる。もちろん、交通機関は当面ストップするであろう。

保育所は地域の避難所として指定されているが、浸水時に2階へ避難した場合、全園児と職員とスペース的にいっぱいになるのではないかと。職員はほぼ女性であり、また、職員は園児につきっきりなると思われるが、そこに一般住民の皆様方が避難された場合、どのようにスペース配分をするのか。これをひとつお答え願いたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまご質問のありました、保育園児と職員と一般住民の避難所のスペース配分につきましてお答えをさせていただきます。

保育所の開園時に南海トラフ地震が発生し、被害想定のように、河川の堤防が液状化により沈下し浸水した場合、急激に浸水が進む地域にある保育所と、ゆっくりと浸水が広がっていく地域にある保育所とでは避難行動は異なります。

急激に浸水が進む避難困難地域にある保育所へ住民が避難することは余り考えられませんので、在園者のみが避難所である保育所にとどまり、洪水等で孤立した場合は、2階部分で救助を待つこととなります。また、ゆっくりと浸水が広がる地域にある保育所では、住民が危険から逃れるため、保育所に避難し、保育所が過密状態で孤立することが考えられます。この場合は、状況に応じた可能な手段、例えば消防署、消防団等の舟艇により速やかに救助するという方法で対応したいと思います。

いずれにしましても、避難所の運営は施設管理者、行政担当者、町内会、自主防災組織などの協力により運営され、施設管理者である保育所長は、要配慮者である乳幼児の保護を優先されるよう配慮すべきであると考えます。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

先ほども申し上げましたとおり、今次長がおっしゃったように、保育園は満杯状態になります。現在いる児童と保育士さんで2階に入れた場合は、これで満杯状態です。そこに一般の方が逃げてこられる可能性、避難されてくる可能性は大でございます。これが避難所として、指定避難所という位置づけになっておりますから、当たり前のように皆様はそう思っておられます。

そうしますと、そこで満杯状態の中で、例えば男性陣の避難者がたくさんこられたと。そのときに、保育園児と保育士の女性たちですね。これの保育士のプライバシーの確保も必要になってくるだろうし、園児と大人を分けないかんだろうし、そして、お迎えにはなかなか、お母さん方、お父さん方も、そういう場合には、働きにお出かけになっていると戻ってこられないという状況ですから、そこら辺もちょっとご質問したいんですけども、施設の中でどういう区分けをしていけますか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまご質問ありました、避難所が園児と、それから一般住民の方でいっぱいになった場合の方法でございますが、とりあえず、まず一番大事なのが、発災時のまず命を守るという緊急的な対応ということで、その時点では、いっぱいであってもしょうがないのかなと思っております。

ただ、それ以降、ある程度落ちついてからの避難所運営ということになりますと、まず、先ほども申し上げましたとおり、施設管理者、それから町職員、あとは自主防災会とか町内会の役員さんとか、そういった方が全て協力し合って、避難所運営ということで。ただ、場所もちろん制限がございますので、なかなか難しいところがございますが、いっぱいになった状態での孤立ということになりますと、災害救助法というのが適用されて、こういった場合は優先的に、県がそういった孤立の、避難所に孤立になった住民の方を避難させるといいますか、移動させるといいますか、そういった対応をしていただけますので、そちらのほうで早目に対応したいなと思っております。

また、園児につきましては、もちろん要配慮者にも該当するものですから、そういった個別の部屋とか、そういったところで、ほかの一般の方とは区別して救助を待つといったことになると思います。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

保育園自体が指定避難場所になっていますもので、これをこれからどういうぐあいに扱っていくかというのを考えていかないと、今おっしゃったとおり、一般の方が入ってこられました、そして次に、その方たちにどこの避難所に行ってもらおうの。ここは指定避難所だよ。指定避難所だからここへ来られますと、今の状態では、ここに来て当たり前ということですから。その方を、例えば水がたまっている、1メートルぐらい、80センチから1メートルたまっているときに舟に乗せて、一般の方々を蟹江小学校へ行ってくださいとか、そういう対応をとるのか。

そういうことも考えていかないと、どういう、子供たちと保育士さんを本当にその場所では優先していただけるのか。そこら辺をしっかりと考えて、避難所指定というのは、これから

また変わってくるんじゃないかなと。

災害は夜ばかりに起こらないということですから、東北の震災のときには昼間にそういうことが現実には起こっておりますので、そのときには、保育園の方々の逃げ場所とか、ふだんの行動とか、いろいろ資料も集めたんですけども、東北の震災の園児の命の確保の仕方とか、そういうことがあったんですけども、蟹江町としてもそこら辺も少し考えていって、ただ、指定避難場所はここの建物、公共の建物だからという物の考え方をちょっと改めていかないと、やっぱり子供たちでいっぱいになるようなところに大人がいっぱい来てはだめというのも、これは基本だろうしね。

今の保育園のスペース的なことを考えますと、2階に行きますと、ほとんど満杯になります、どこもかも。そこで一晩過ごす、二晩過ごすという可能性がありますもので、そういうときに一般の皆様方と、老若男女というんですか、その人たちをうまく振り分けができる方法を考えていかないと、今のうちに。これは、震災が来る、来ると言われていまして、そういう準備は行政としては当然していくべきであって、それがやっていると、当日になったときに右往左往することですからね。そういうことであります。

続きまして、ちょっと単純な質問なんですけれども、舟入保育園の園児と保育士さんの避難経路、これは、舟入保育園は指定避難所じゃございません、建物から見ましても。ただ、舟入小学校だとすると、直線で移動する場合は、ハザードマップで見ますと、15分ぐらいで浸水30センチに、真っすぐに行きますとなると、想定されております。その地図を見ますと、舟入小学校へ保育園から真っすぐ行きますとね。

15分の間に震災が来て、15分の間に子供たちを集めて、本当に15分以内に舟入小学校まで行けるんだろうかと。経路の確認とか、そういうことでちょっとお尋ねいたします。どちらでも結構ですよ。

○子育て推進課長 寺西 孝君

舟入保育所の避難訓練についてお問い合わせがありましたので、答弁をさせていただきます。

例年、年に1回でございますけれども、舟入小学校のほうへ全園で避難訓練を行っております。乳児さん、幼児さんありますので、まず乳児さんのほうからお話をさせていただきたいと思っております。避難者、いわゆる乳母車を使つての避難というのは想定しておりません。保育士によるおんぶによる、乳児は送りをやっております。舟入小学校への到着時間は、実施いたしましたところ、約10分。幼児さんでございますけれども、舟入小学校への到着時間は約7分。なおかつ、屋上まではさらに少しお時間はかかると思っておりますけれども、なおかつ避難経路につきましても、外壁が倒れるとか、そういったところも想定して、広い道ができるだけ通るような工夫はされておると聞いております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

今、広い道を通られるということですが、このマップでお示し願えたらありがたいんですけども、どこを通られるんですか。一番近い道じゃなしに。

○子育て推進課長 寺西 孝君

舟入小学校への、児童館のほうから校門に向けて歩いていくと聞いております。

以上でございます。

避難経路につきましては、今議員のほうから、15分、浸水までにかかるということですが、実績で申しますと、乳児さんでも10分ということで、何とか到着できるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

自信を持って10分以内で行けるということですが、この避難マップ、浸水マップを見ますと、どうしてもちょっと疑問点が出ます。ですから、安全経路というのはもう少し考えられたほうがいいのかと、これは意見として申し上げますけれども。

そして、舟入小学校に例えば避難されましたと。先ほど申し上げていた区別ですね、子供たちと保育士さんをどこに入れるのということは、まだお決めになっていないと思うんですけども、その辺も考えていただきたいなど。やっぱり乳幼児、ゼロ歳から5歳までの子供たちを預かるということですから。

そして、保育士さんも着の身着のままですということですから、これからお考え願いたいのは、保育士さんにも、せめて一晩ぐらいの着がえは常備して保育所に置いていただくと、そういうことも啓発していただきたいなど。下着からそういう、女性特有のこともありますから。そういうことも考慮しながら、自分たちで少しは、そういう状態になったときでも大丈夫なような考え方をしていただきたいなど思っております。その辺は、これからいろいろレクチャーしていただけますよね。いかがですか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいま避難経路の件でお話でしたが、「浸水避難ハザードマップ」自体が、まだ6月1日に全町内会に配られたばかりでございますので、今後はこの内容を精査して、各保育所も含め、町内会にも、せんだっても富吉町内会で、こちらのハザードマップを使って、地区の危険な箇所とか、そういったところの確認をしていただきました。

今後も町内会、各小・中学校、それから保育園も含めて啓発していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番 戸谷裕治君

それと、区別の問題ですが、これも、私は区別をしたほうが良いと思っておりますんですけども、行政の方々は、そういう保育園から来た人たちに一室与えるとか、そうい

う区別とかは考えておられませんか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

園児の避難所でのスペースといいますか、区別でございますが、先ほども申し上げましたとおり、園児も災害時の要配慮者ということで、例えば、同じ一般住民の方と避難所で生活した場合に、園児特有の泣くとかそういったことで、ほかの方となかなか一緒に生活ができないような場合もございますので、私は区別して一室を与えるなりして、避難所生活をしたほうがいいのかと思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

今そうおっしゃったとおり、どこの避難所もそうですけれども、そういう区別をしていかないと、熊本の震災を見たときでも、私のほうもそういう気がいたします。そういうことをこれから準備されることも、この部屋は主にこういう具合に使いますと。例えば蟹江小学校でも、舟入小学校でも、新蟹江小、どこでもそうですけれども、少しはそういうことをされていくほうが、右往左往しなくて済むんじゃないかなと思っております。

続きまして、先日、園児の皆様方にヘルメットを支給されました。そこでちょっとお尋ねいたしますけれども、保育士さん、職員には全員、当然支給されていると思います。そして、役場の職員さんにも全員支給されておるとは思っておりますが、そこら辺はいかがですか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまのご質問にありました、職員のヘルメットでございますが、一般事務職員、保育所長にヘルメットを支給しております。それ以外の保育士並びに役場臨時職員への支給は、非常配備等の班員に含まれていないことから、行っておりません。

しかし、勤務時間中の発災を考えますと、災害から身を守るためにヘルメットは必要であると考えておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

やっぱり、そこら辺は区別をしたらだめなところで、役場に勤めている臨時さんも、これは職員と同じような扱いをしていかないと、同じように災害を受けられているときに、自分たちばかりヘルメットをかぶっているという状態をつくってはだめだし、保育士さんでも同じことが言えると思います。だから、全員に配っておくべきです。

まず、子供たちを助けるのは誰だと思ったら、保育園の場合は保育士さん、そして、臨時職員さん、役場の臨時職員さんは女性が多いですね、だから、そこら辺の考え方も少し、今まで間違っていたんじゃないかなと思って。これが変なふうにとられると、女性差別にまでとられるようなやり方だから、少し考えて配備していただきたいと思っております。

続きまして、蟹江保育所について質問いたします。

なぜ蟹江保育所かといいますと、須成保育所は周辺に民家も少なく、浸水被害の想定も低いです。蟹江南保育所はご存じのように、まだ新しく、並びに児童館が建てられています。また、近辺に指定避難所の蟹江小学校がございます。蟹江西保育所は、学戸小学校や蟹江町庁舎があり、十分に安全を確保できると思われます。これは、一般の方が入られた場合ですね。一般の方が避難される場合の話です。

新蟹江北保育所は、平成31年度完成予定の蟹江警察署が近くにあります。そして、周辺にはオートロックでないビルが多く見受けられますので、以上のことから、一般の避難者が保育所に避難されるより、そちらに行かれる率が高いだろうと。

ところが、蟹江保育所の近辺には、指定避難所としては産業文化会館がありますが、蟹江川に向かって移動することになります。当然、川に向かっては、一般の方は避難されません。そして、保育所内で避難すべきであるが、周辺住民の方が避難されてこられた場合、先ほども質問いたしました、園児と保育士の先生がいっぱいいっぱいになると思われる。零歳から5歳までの子供たちと保育士の先生方は女性ばかりである。そこに一般男性、女性、年齢を問わない人々が集まってこられる。そんな場所で園児と先生方が、身体的・精神的健康を確保できるのだろうか。

本町町内からも、防災に役立つ施設が欲しい、また、子供たちが安全で遊べる場所が欲しいと、たくさんの意見が出ております。本町に公共用地がありますが、未使用状態で町が管理しています。公共用地と隣接して蟹江保育所があります。蟹江保育所は昭和49年に建築され、平成13年に東園舎を改築されていますが、時代とともにバリアフリーや、建物自体の危険箇所が見受けられるようになってきました。また、東日本大震災、熊本の震災から学ぶべきことが多く、災害備品や防災グッズの見直し等により、災害備蓄品をふやさなければならぬと思われます。今現在でも手狭な状態である。

そこで、蟹江保育所の建てかえはできないだろうか、今の公共用地に保育と防災の複合施設はできないだろうか。ありがたいことに、公共用地は保育所に隣接しております。公共用地に複合施設を建設すると、その間も保育所は運営することができます。そして、完成後は、現在の保育所が広場にでき、そうすることにより、町内、また保育園を利用される人々の要望に応え、安心・安全な子育てモデル施設となるのではないかと。また、少子化対策としても町内外に発信することができると思われます。

ただ、単独施設を多くつくると、維持費、ランニングコストの増加等が考えられます。また、電気、ガス、太陽光等のエネルギーの多様化を考えることはできないですか。これを質問させていただきます。

○子育て推進課長 寺西 孝君

今、戸谷議員のおっしゃいましたのは、旧佐藤化学跡地についてだということで答弁させていただきます。

平成26年度に蟹江保育所園庭等整備工事として、避難スペース2,216平米、蟹江保育所駐車場部分として641平米、これは駐車場、車23台分でございます。園庭拡張部分として507平米を整備いたしました。

蟹江保育所は、昭和49年築の保育所本体に、今議員おっしゃいましたように、平成13年度に東園舎を増築いたしまして、平成22年度には福祉給食センター改築工事により、保育所本体部分の西側に接続して一体利用をしております。

今議員からご提案いただきました防災と保育が一体となった施設は、老朽化が進む蟹江保育所の将来を考えると、大変意義のある選択肢だと思っております。しかしながら、今のところ、福祉給食センターが、現在の町立保育所乳児給食約200食を賄っております重要な位置づけを担っていますことから、しばらくお時間をいただき、避難スペースの最も有効的な利用方法であるとかニーズをつかみながら、検討していきたいと思っております。

また、エネルギーの複合化につきましては、現在のところ、火を使うことのリスクを考え、オール電化にて調理をさせていただいておりますが、先の震災事例を受けとめ、研究してまいります。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

今少し、ちょっと疑問に感じたんですけれども、給食センターの件ですけれども、そちらのほうは、例えば新設されますと、同時にそちらにつくられたらいかがですか。スペース的にはあると思いますから。

そして、つくっている間は運営ができていますもので、別段何も、大丈夫じゃないですか。そこが何か、断る理由も何も、ちょっと違うんじゃないかなと思われましたので、再質問で、そこだけちょっとはつきりしてください。

○子育て推進課長 寺西 孝君

今答弁させていただきました福祉給食センターの部分でございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、平成22年度の新しい施設でございます。それが保育所本体とつながって、一体となって今利用されているというところで、まだ引き続き、新しい施設として利用可能ということと、現在200食の乳児給食を毎日賄っておりますので、その辺を考え、答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

さすが課長ですね、新しい建物を長く使いたいと。効率は悪くなるけれども、まあいいかと。そういうことじゃなしに、丸々新しいことを考えていくときも来ているんじゃないかなというご質問を差し上げているので、そういうことでひとつ、蟹江町の保育の目玉になるような、そして、町民皆さんが本当に安心して子供たちを預けられるような、蟹江町の地域特

性として、どうしても地盤が低いと。そこでも安心、大丈夫だと、保育していただくと、そして、ほかの保育施設は、今のところ、蟹江保育所に比べると、南保育所以外のところも建て直したらいいと思うんですけれども、土地の確保、そしてやり方が、今、僕自身がまだ頭が回らないもので、まず蟹江保育所から提案させていただいております。

22年に幾らつくられても、いいじゃないですか。また新しい、全く総合でつくられたら。その一部だけを残すというのもおかしな話だし、ですから、全く新しいものをつくられたほうでいいと、僕は要望を申し上げます。

最後になりますが、先ほどから何回も申し上げますけれども、保育所の児童と保育士の避難と一般避難者の区別の見直しが本当に必要だと思っております。そして、それ以外の小学校の避難施設に関しましても、今のうちに、こういう使い方をしようという、先の見通しをつけてやっておかれるほうがいいんじゃないかなと思っております。

そういうことをお願いいたしまして終わりにいたしますが、これは最後になりますが、質問でなく、一応報告、要望ということで申し上げますけれども、ふれあいサロンがございますよね、あそこで、独居老人と子供食堂を始めたいなと思っております。それは、周辺の飲食店の理解と応援が望めそうになってきましたもので、ですけれども、月1、2回のことかもしれませんけれども、一応努力してみようかなと思っております。

これはこれからの、秋ぐらいから始められるかなと思っておりますけれども、これが始まりましたら、また町のほうとしてもご協力を、老人と子供ということで、独居老人ですね。そこで、できましたら1食100円とか200円以内で、独居老人は200円ぐらいで、子供たちは100円ぐらいで、子供食堂でもやってみたいと思っておりますので、またその節はご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で1問目を終了いたします。

○議長 高阪康彦君

以上で、戸谷裕治君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「JR蟹江駅橋上化と周辺開発を問う」を許可いたします。

○5番 戸谷裕治君

2問目といたしまして、JR蟹江駅橋上化と周辺開発を問うということで、まず最初に、ヨシヅヤ東側の信号設置には、道路改良を初め、3年以上の年月がかかりましたけれども、無事に完成させられたことは本当に、関係理事者の皆さんには本当にご苦労をおかけいたしました。どうもありがとうございました。

そこで、また質問に入ります。

JR蟹江駅の北側駅周辺は区画整理も済み、民家、マンション、商業施設と急速に発展してきている。ご存じのように、駅の北側の改札口は朝の通勤・通学の利用に時間制限があり、橋上駅化するにより、関西本線以北の人々の通学・通勤は、また私用で出かける方にと

っては便利になります。

雨天には、現在の北口では道路が狭く混雑し、軽微な自転車と車の接触事故とかが頻繁に起きております。南北の自由通路で人々の行き交うことも便利になります。危険回避、そして利便性の向上については大賛成であります。しかし、人口減少や少子高齢化による駅利用者の減少等のことによる費用対効果が大変気になります。

他の市町村の橋上駅化为視察した際、感じたことは、周辺の道路と広域の開発がセットで行われています。

そこで、まず、1問目をお願い申し上げます。

まず、JR蟹江駅南側の開発予定をお聞かせ願いたいと思います。

新本町線はマスタープランによる、もともとの都市計画道路である。今回、補正予算を出され、新本町線延伸と周辺開発を考えるということですが、調査とは具体的にどのような調査をされるのか。マスタープランにはJR蟹江駅の自由通路化も入っていない。駅前広場の整備と新本町線の整備はマスタープランには入っているが、その辺も含めて、どのような調査をされるのか。マスタープランの位置づけも少し説明していただきたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問ありました新本町線の延伸と周辺の都市マスへの位置づけ等についてご回答させていただきます。

まず、新本町線につきましては、平成28年3月1日の自由通路新設及び橋上駅舎化事業に伴う都市計画決定によりまして、JR蟹江駅から南の消防署までの区間の未整備区間でございますが、南駅前線と名前が変更されてございます。

今回の自由通路新設及び橋上駅舎化事業によりまして、南北の市街地が一体化されれば、このJR周辺のまちづくりにおいて、南駅前線の整備は優先順位も高く、必要不可欠になってくると考えてはございます。

今回の検証業務でございますが、その南駅前線の整備と周辺のまちづくりについて、今回補正予算で計上させていただきまして、駅周辺の町の将来図をしっかりと描くとともに、実現化に向けた手法やスキーム、概略スケジュール等について、あわせて整理をする予定でございます。

その内容につきましては、まず駅周辺における今後のまちづくりの方向性の検討、2つ目としまして、駅周辺における都市施設等の整備の優先順位等の検討、3つ目としまして、駅北側からの駅利用者の増加等が見込まれることから、北側からの駅への広域タウンアクセス道路の整備の必要性等について検討を行ってまいります。

そのほかに、都市マスのほうには、現在南側で市街化調整区域の部分がございます。そこについては、まちづくり検討地区として位置づけをしてございますので、そこについてもあわせて、今後どのようなことをやっていくのか、どのような開発をスケジュールを立ててや

っていくのかについても検討していくことを予定してございます。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

先ほど申し上げましたけれども、マスタープランには駅前広場と、そして、新本町線の整備とかが入っておりますよね。そして、自由通路をつくることによって、これが動き出すと。本当に、前から申し上げておりますけれども、順が逆だなと。本来同時で、自由通路を言われたときに同時でやるとかということも、最低限望まれたことだなと思っております。それを自由通路をつくらんがために、こういうことを言われているかなというように理解されちゃうもので、行政的には僕はおかしいなと思っております。

今、そういうことをあえて申し上げましたけれども、ちょっと時間の都合で次に移りますので、また後ほどそういう話もさせていただきます。

2番といたしまして、蟹江町は国が推奨するコンパクトシティ化には、町全体がまさに合致しております。全町市街化でもおかしくない、コンパクトで便利な利便性の高い町です。しかし、最近の少子化や高齢化による空き家の対策、または食物の自給化を促進する等の政府方針により、市街化を抑制することになってきております。

当町は、雨や河川の氾濫による防災のためにも、保水機能を持った土地はどうしても必要であります。しかし、30億円近い金額をかけてJR蟹江駅の橋上化を、利便性を優先して行おうとするのではなく、また、今だけの人々の利便性だけでなく、周辺開発による使用者の増加を計画して、橋上化の費用対効果を上げる方策を考えるべきであると思う。

そこで、今からは、関西線以北の開発のお考えをお聞きしたいと思いますが、その前に少し、蟹江町の庁舎前から北進する今・須成線についてお聞きします。

今・須成線は、尾張中央道と並行して北進できる道路として、防災上ますます必要性が高くなってきている道路であると思われれます。現状では大災害時、蟹江町庁舎は孤立状態になる可能性が高いような気がいたします。水が引き、いざ復旧課程に入ったときに、尾張中央道1本では復旧のおくれが心配されます。先般の中央道沿い大火災の混雑の比ではないと思っております。

それでは、現在の今・須成線を、町としてはどのようなお考えになっているのかをお伺いいたしたいと思っております。現在の今・須成線の進捗状況とあわせてお答え願いたいと思っております。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、今・須成線の開通の現状につきましてご答弁申し上げます。

今・須成線は、都市計画道路としての位置づけではありませんが、町内を南北に結ぶ西尾張中央道の補助幹線としての位置づけでございます。現在は、JR関西本線によって行きどまり道路となっておりますが、須成西地区は立体交差化事業予定地として、土地の取得は済んでございます。

しかしながら、県道弥富・名古屋線東河原の交差点からJR関西本線まで、今西地区につきましては、平成14年度より拡幅計画用地の買収を進めておりまして、全31筆中14筆は取得済みでございますが、まだ全ての用地を取得できていない状況でございます。

今後も引き続き予算計上し、用地の取得に向けまして進めてまいりたいと考えておりますが、あくまでも地権者との交渉に時間を要しますので、開通時期につきましてはお答えできる状況ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

先ほども申し上げましたとおり、今・須成線というのは、震災が起こったときの重要な幹線道路になり得るものだと思っております。都市計画にはないですけれども、今、蟹江町の都市計画道路を全部見渡していただいても、ほとんど都市計画化されているだけで、何も役に立っていないところばかりじゃないですか。どれを、何を優先してということは、本当に時代とともに考えていただかないとだめだと思っております。こういう時代に来たらこういうことを考えて、それは常々やっぱり、行政の皆さん方が町民のために、そして今のために、そして次代のために考えていかないと、今本当に必要なものが何かということをもうちょっと理解してやっていただきたい。ただトップダウンで来たことをこなされているというのは、僕は違うと思っておりますので、どうしても町民目線に立っていただきたいなと思っております。

そうしましたら、次の質問に入ります。

現在、須成地区の今・須成線は7、8分ができて上がっております。これは高架になっていないですけれども、道路としては機能しております。ただ、関西線でストップしております。

この道路をつくることにより、沿道の開発を志したと思っておりますが、関西本線を南北に通過できないために、関西線以北の開発もストップしたように思われます。須西小、蟹江北中学周辺の開発計画を考えてこられなかったのですか。それとも、今までに、これを通したら、何かあると思って今・須成線を計画されたと思うんですけれども、行政というのは。そのときからさかのぼって、いろいろ、ちょっとご返答いただけますか。どういう理由で今・須成線をつくられたか、計画されたか。

○産業建設部長 志治正弘君

それでは、私のほうから、まず今・須成線がつけられた経緯、これにつきまして、私が知り得る限りのことをご説明、ご回答としてさせていただきます。

今次長がご説明させていただいたとおり、今・須成線というのは、本当に議員もおっしゃるとおり、非常に重要な路線というふうに位置づけております。都計道路ではございませんが、将来的にはJR関西本線をオーバーで、当時アンダーにするかオーバーにするかという協議が、平成7年当時でしたかね、ございましたけれども、そうした中で、非常に重要な、西尾張中央道に沿う重要幹線ということで位置づけて整備を考えました。

粛々と用地買収のほうもやってまいりまして、北につきましては全部用買は済んだ。南につきましては、今次長がご答弁申し上げたように、まだ17筆残っておりますが、将来的にこれ、稲沢までつながる道路でございますので、本当に役場のすぐ西の北へ抜ける道路。

ただ、あの当時、今地区の区画整理事業が施行してございました。この計画を立ち上げた当時、既に区画整理事業が始まっておりまして、その区画整理の事業、基本的には都市計画施設を優先的につくと。あにはからんや、先ほども答弁の中にも出ましたように、都計道としての位置づけがなかったものですから、単独町事業ということでやってまいりました。

そうした経緯で今まで来ておりますが、非常に重要な道路というふうな考え方は変わっておりませんので、これからも計画的に、まず用地買収、用地をまとめることから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

そこでお尋ねしていたのは、もう1点なんですけれども、関西線以北、須成地区ですね。そちらのほうの道路は一応通っております。もともと道路を通すということは、周辺開発を考えられたのかなと思っておりました。ですけれども、周辺は何も開発されておられません。ですから、そこら辺もちょっと、周辺開発を志されたのか、ただ道路をつくりたかったのか、それだけちょっとお聞かせ願えますか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

関西線以北の開発についてご答弁させていただきます。

先ほどからのお話にありますとおり、今・須成線は西尾張中央道の補助幹線として、整備の予定を計画されてございます。町としましては、道路の沿道や周辺の開発を促進する目的で計画を持ってはございません。

また、先ほどからお話がある都市計画マスタープランにおきましても、当該地区につきましては、優良農地の保全、集客内居住、環境維持区域として位置づけられてございまして、町としても今のところ、積極的に開発を誘導する地域としては考えてございません。

しかし、先ほどのご質問からあるとおり、市街化調整区域内で広幅員の道路が整備されますと、やはり都市計画法の許可をとった開発等が進んでいることは実情でございます。

今後は、今・須成線の整備状況や開発の状況を見ながら、まちづくりとして誘導・規制等の必要性が高まれば、都市計画としての土地利用の変更等も検討することは必要かと考えてございます。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

先ほども時代の話をしていただきましたけれども、これを志した時代というのは、この道路を通すことによって、庁舎前からずっと北進して稲沢まで抜ける道路の沿道が豊かになるだろう

という発想があったと思うんですよ。それを全く、今みたいな災害道路というような感じでは、その当時は考えておられなかったと思うんですよ。大地震が来るとかそういうことも、その当時は言われていなかったもので。

ですけれども、今現在、須成地区はそういうぐあいに、用地買収も終わって道路が整備されてきているんだから、あの辺に少しは人口がふえるような施策を考えていくべきだろうし、そういうぐあいに私は考えております。

続きまして、東名阪蟹江インター周辺の開発についてお聞きいたします。

これは、今・須成線と並行して尾張中央道というのが、歩いてでも行ける距離でございます。そこでちょっとお尋ね申し上げます。

インター周辺は産業立地推進地域になっております。ただ、産業といっても各種あり、インター近くには運輸業、そしてエンドサービスの店舗も多く見受けられる。一方、道路から中に入ると、豊かな農業地が広がります。ただ、豊かな農業地も、時代とともに後継者不足、そして、実質的な利益が出にくい現状から開発が望まれます。しかし、先ほど申し上げましたが、食物の自給率アップすることや市街化を抑制することが政府の方針になっております。また、本町の防災のためにも、保水機能を持つ土地はどうしても必要であります。

J R蟹江駅からは自転車で10分程度の距離にインター周辺があります。これから質問するのは提案が主の質問であります。これは夢物語と聞いていただいても結構でございますので、一度お答えできるんだったらお答えしていただきたいと。

そこで、質問申し上げます。

昨年1月に、志摩市とサミットで有名になった相可高校に視察に行っていました。これはサミット決定前のことでもあります。なぜ相可高校かということ、地産地消ということで、その高校が地産地消ということ売りしながら、また、地域に貢献するというような学校であります。相可高校というのは4つの学科がありまして、そのうちの2つの学科に着目し、視察をいたしました。それは、食物調理科と生産経済科であります。

今回の一般質問では、食物調理科にヒントを得た提案をしてまいりたいと思います。

食物調理科は、食のスペシャリストの育成、その中には、地産地消、食育の視点を持った食産業の担い手を育てるがコンセプトの学科であります。また、皆さん方ご存じのように、サミットで生徒たちは大変有名になりました。また、その生徒たちは、世界に羽ばたきたいというような夢を抱くようになりました。生徒たちは大変頑張っております。

そこで、1点目ですけれども、産業にもいろいろございますけれども、インター周辺の1次産業である農業を主にした米作農家の今後について、町としてはどのようなお考えでおりますか。まず1点目ですね。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

まず、1次産業の関係で、今後ということでご答弁を申し上げます。

まず、須成、西之森、北新田の大半は農業振興地域でございます。昭和55年度、平成5年度に土地改良事業による圃場整備が完了し、水稻を中心に優良農地がまとまった地区でございます。

議員が言われますとおり、農産物の直売なんかをやっていくような方向性に行くのが一番いいのかと思いますが、現在蟹江町では、農家の大半が水稻で、畑作では露地野菜も三十数品目というものの、量も多く産出しているところではございません。

したがって、今後、安定した農業経営を図る面から、蟹江町では農業者の集まりのあります、農業の発展を図るために会員相互が連絡・協調し、連携強化する中で、生産技術の向上や経営の合理化を図るため、農業改良推進会という組織がございます。この会は、事業を推進するために、農業生産物を一般に広く知らしめるために、各種催しへ参加・出品しております。

主なものとしては、朝市部会は露地野菜やハウス栽培した生産物を給食センター、特に収量の多いもの、タマネギ、大根等でございますが、を給食センターに、また、名古屋西流通センターのほうには三十数品目の露地野菜を出荷してございます。今後も農家経営が安定できる仕組みを、この組織をもとに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

そうしましたら、米作農家のことに、水稻のほうもちょっとお答え願えますか。それをこれからどういう形にされていくのか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

すみません、答弁が漏れてございました。

水稻中心の考えでございますが、こちらにつきましては、蟹江町の大半は、先ほども水稻であるというお話をさせていただきました。そんな中で、やはり今後経営していくのに非常に、次の経営やる方が見えないという中で、前にも佐藤議員のほうから、今後をどうしていくのかという話の中で、実質はオペレーターさんのほうに、北は北にオペレーターさんが見えになりますし、南にもオペレーターさんが見えになります。そういった形の中で、オペレーターさんを中心に据えて、まとめていただいて運営していくのが、蟹江町にとっては一番いいのではないかな、早くまとまるのじゃないかなというほうで、今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

農地の集約というのは進められるべきだろうなと思っておりますけれども、集約されて、本当にそれが継続されるのかな、そこら辺も心配でございます。地権者がいろいろお見えに

なって、1人のオペレーターに任せるといような形になりますもので、それが本当に農地を守れるかなということもちょっと心配しております。

そこでですけれども、インター周辺で1次産業から6次産業化へ、農業と農地を守りながら産業は起こせないか、開発はできないだろうかと考えて質問いたします。

インター周辺に調理師学校は誘致できないだろうか。これは、相可高校をヒントに提案することです。民間調理師学校を誘致することにより、地産地消を含め、6次産業化への一助になるのではないかと。そして、たくさんの土地を使うこともありません。農地をたくさん壊すわけでもございません。

蟹江町には、農家もそうですけれども、中央市場や柳橋にかかわる魚関係の仕事をされている方もたくさんございます。町内でも多種多様な食材を提供できる可能性もあります。また、農家にとっては、生産物の開発のヒントになるかもしれません。また、調理師学校と提携した、次には相可高校の「まごの店」的なものがないかと。「まごの店」というのはコンセプトは、将来そこに働く人たちの起業を目指すための店であるというのがコンセプトでございますね。

そういうものができると、消費者が集まります。消費者が集まると、蟹江町の物産がまた見直されたり、物産と申しまして農業だけじゃございません。蟹江町ではいろいろ、お漬物屋さんからうどん屋さん、いろんな商売されている方がございます。そういうものが販売できる、次は道の駅的なものまで考えられる。そうしますと、観光客がふえる。農業関係者には利益の出る生産物の情報を提供することできる可能性がある。情報を提供すると、農業をもう一度やってみようという人材がふえる可能性がある。そこに、1次産業には高齢者や障害者雇用につながる可能性も大であると思われまます。

そこで質問ですけれども、これは夢物語かもしれませんけれども、これは提案でございます。そういうことを一度考えて、調理師学校とかを誘致できないか。調理師学校と申しますと、若い人たちがまず集まります。これはJR蟹江駅から歩いてこられる距離ですよ、自転車でも10分ぐらいの距離にあります。そういうことは考えていけないか。今まで、あの近辺は何も手つかずできております。そういう何か考える一助になればと思ひまして、提案申し上げます。

○政策推進室長 岡村智彦君

では、まず、調理師学校の誘致等についてお答えいたしたいと思いますが、先ほども議員から説明していただいております相可高校の話でございますが、こちらは食物調理科と、一流料理長を目指す調理コースというものがございます。こちらのほうは、先回の伊勢・志摩サミットで有名になりましたということで、お話をさせていただきました。

ほかの調理学校より秀でた教育が行われているというところで、そして、この相可高校の生徒たちが日常において腕を振る舞っている場所が「まごの店」ということでございまして、

この食堂店は、三重県の多気町に立地する五桂池のふるさと村の中に設置がされております。このふるさと村には、「おばあちゃんの店」と命名された農産物の直営施設がございまして、「まごの店」は、そこで取り扱われている食材を用いて、相可高校食物調理科の生徒が運営する調理実習施設として位置づけがされております。

このように、ふるさと村、多気町、相可高校という産官学の協働によって、話題性、集客、売り上げなどの波及効果も大きく、地域の活性化につながっているものでございます。

これらの取り組みにつきましては、あくまで地元の農産物を取り扱うという大前提がございまして、調理系の学校の立地からスタートしたものではありません。また、道の駅的な施設における産直の店舗は、あくまで地元の農産物の種類と安定的な収穫量があってこそ成り立つものでございまして、他地域からの商品を取り寄せる、そういうような施設とはちょっと異なるものでございます。

このように施設をつくることや、6次産業化を図ることというのが目的ではありませんので、議員からご質問の意図を理解し、まずは農業振興に資する取り組みについて、その先の利益や雇用の拡大も視野に入れながら、どのような施設から着手すべきかを検討してまいります。もちろん蟹江町におかれましては、先ほど議員が言われたとおり、農家ばかりではなく、魚屋さんとかいろんなものとかございますので、そういうものも6次産業というところで考えて、金融機関等におきまして、いろんなファンドもございます。そういうところもいろいろ研究して、検討してまいりたいと思っております。

現在町が考えている現状ということで、取りまとめてご答弁をちょっとさせていただきたいと思えます。

平成23年3月に6次産業化、また地産地消法が施行されたことによりまして、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出が全国各地において促進されております。中でも、農業を1次産業としてでなく、加工などの2次産業、さらにはサービス業や販売などの3次産業までを含めて、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするのが、6次産業化と呼ばれているものでございます。町といたしましても、地域資源を活用した、新たな付加価値を生み出す取り組みとして、その意義を理解しております。

そこで、まずは、6次産業化に取り組むための手法や成功事例等について学ぶため、昨年度に、ある金融機関を招いて、庁舎内での金融機関との勉強会を開催いたしました。金融機関によっては、6次産業化のためのファンドを設立したり、その実現をサポートする仕組みを備えているところもございます。

しかし、6次産業化の実現には、農家等の当事者に、取り組みに向けた確固たる意志をお持ちいただかなければなりません。今ある農産物等を地域の特産物として拡大させ、農業等の担い手や若手の育成に尽力していただくとともに、新たな食材としての提供方法が必要となってきます。

当町には近年、特産として注目が高まっているイチジクもありますので、まずは農業振興を担当する部門において、農家等の実態に向き合いながら、6次産業化に取り組むメリットがある品種と事業拡大のための資金、また生産体制、販路等の構築について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

私が思っている質問の意図とは全く違う返事が参りましたので、全く違う考えだなと。

まず、何かと申しますと、民間調理師学校、例えば、お名前出しているのかな、辻調理師学校とか、そういうのを誘致すると、6次産業化のきっかけになる可能性もあるなという話から入っていますもので、6次産業化をするためには、農業はこうしなけりゃだめだというんじゃないし、今まであの地域、農業の関係の皆さん方に、何も行政としてはヒントを与えてこなかったということのきっかけづくりだなと思っております、僕は。

それをやるために、一度こういうのを呼ばれたらどうですかと、一遍考えてみようかなと。そこから波及していくものを説明しただけで、そういう可能性は大なものですよ。これは、なぜここなのかというと、これが名古屋から10分でしょう。それで、名古屋市内で調理師学校をやっているメリットより、こっち来られたほうがメリットありますよという説明もできるでしょう。近辺に畑も田んぼもある、そこで農業している姿を見せる。いろんなことが考えられるんじゃないかなと。そういうきっかけづくりのためにお話しているだけで、余り6次産業化、6次産業化という考えじゃないもので。

これは、僕は先ほど申し上げましたよね。蟹江町の特性として、この地域特性として、どうしても保水地が要ります。そして、国の状況として、市街化も抑制してきております。その中でどういう方法があるか、こういうことを考えていくのが、行政のこれからのお仕事じゃないですか。だから、もう少し話をしっかりと膨らませて聞いて、もう少し判断をさせていただかないと。

だから、農地を守りたいという、守っていただく方法をこれから考えていかないと。というのは、収益が出ないから農業人口が減ってきているんでしょう。水稻をやっても、幾ら稲作やっても、これが本当にもうかるんだったら、跡継ぎどんどんできますよ。そこで頭痛いんでしょう、皆さん方は、農家の方は。そうしたら、また別の方法を我々は考えていって、こういう手だてをしていこうと。そして、水稻耕作やっているとこも、例えば、こういう調理師学校とかができます、そこからヒントがあるかもしれない、こういう野菜をつくったらどうだとか、そういう意味で言ったんですよ。

そして、これを6次産業化を、県の言われている6次産業化に当てはめると、地産地消という言葉になっちゃうもので、私の考えている地産地消は、先ほども申し上げたとおり、蟹江町にはたくさん魚を扱ったり、野菜を扱ったり、そしてまた、うどんを製造されたり、

ケーキをつくられたり、漬物をつくられたり、つくだ煮をつくられたり、そういう方がいっぱいいらっしやると。そういう集積地を目指せるんじゃないかと、インター近くだから。こういうことを思って申し上げているだけで、ちょっと話が食い違ったなと思っております。

そして、先ほど申し上げたとおり、1次産業という、農業にはすごく期待度が高いんですよ。何がいうと、やっぱり高齢者雇用や障害者雇用、こういうのが1次産業だったら考えられるかなと思って、障害者の方なんか特に、変な話だけれども、単純作業でいけるんだったら一生懸命やっていただけて、その人たちに少しでもお金が払えるんじゃないかなと、それが成功すりゃね。だけれども、その成功するときに何をしなけりゃいけないの、やっぱり行政のバックアップですよ。

だから、調理師学校にしても、これは夢物語だと言ったけれども、ここに補助金を出すとか、最初に建物をつくって貸し出すとか、そちらのほうに。ということを少しは考えていかれたほうが、開発の一助になるんじゃないかなというのが私の考えであります。

これを今すぐやれとは思いませんけれども、そういう考えも持っていないと、この町というのはどんどん疲弊していきます。人口減少は当たり前前の世の中になってきております。それで、開発はやらない、先ほども、須西の話でもそうですけれども、開発は今のところやらない。いつやるんだという話だね、そうしたら、人口減少になってきているときに。どういう手を打っていくのと、それなら橋上駅やりましょうかと、誰が使うようになるの、だんだん減ってきて。他の市町村に頼るの。先ほども少し出ましたけれども、他の市町村はお金出してくれないじゃないですか。そうしたら、自分のところの自治体で、保全も何もかもしていくということですから、利用者をふやすことを考えないと。

まず、今までこういうぐあいに、周辺ということで、JR蟹江駅前周辺ということで質問申し上げてまいりました。周辺というのは、例えば、ざっと普通で考えられまして、周辺というのは皆さん方、誰に聞いたらいいのかな、どの辺と思われませんか。どなたに聞いたらいいです、駅周辺というのは。副町長で、町長でも。どのあたりまでを周辺というと思いますか。

○町長 横江淳一君

唐突な質問で、周辺ですから、その周りだというふうに考えております。ということでございます。

○5番 戸谷裕治君

つまらん返事、本当に。周辺というのは、どこら辺までを考えておられるかと、駅周辺の開発、利便性を問われているんでしょう。それで、つくりたいとおっしゃっているんでしょう、JR橋上駅を。どこまで、そうしたら、別にあま市から要望書来なくてもいいじゃん、駅周辺じゃないので。どういう考え方。

○町長 横江淳一君

すみません、ちょっと私、質問の意図がわかりませんでした。申しわけございません。今回のJRの開発につきましては、再三申し上げましたとおり、当然、駅の南、駅の北は言うに及ばず、その周辺も全て巻き込む状況になると思います。

今、戸谷議員からいろいろご提案をいただいた調理師学校の問題、1次産業から6次産業の問題、数ある問題の中で、できる箇所とできない箇所、しっかり精査をさせていただきなきゃいけないのかな、そんなことを思っています。

まず、インターチェンジがあるところというのは本当に、そういう意味でいけば、開発の宝の山であります。そういう意味でいけば、農業振興地域、白地、青も含めてでありますけれども、混在している地域が蟹江町にまだあるということでもありますので、先ほど言いましたように、農業、1次産業に頼っているばかりでは当然収入も上がらない、これは戸谷議員おっしゃるとおりでありますけれども、それを何とか我々、推進会、農業振興のことをやってみえる皆様方に、些少ではありますけれどもお力添えをさせていただいているというのが、今現状であります。

特にイチジクにつきましては、やっとなんとなく、昔の勢いはまだまだ取り戻せませんが、1次産業から6次産業までの、ちょっと芽が出始めたのかな、それも一つの手助けだと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番 戸谷裕治君

先ほどはちょっと、かっとしちゃって失礼な言葉を言いましたけれども、今、真摯にお答えいただきまして、ありがとうございます。

今までこのような質問をいたしましたのは、一番大事なことというのは、やっぱりJRの蟹江駅から東名阪蟹江インターまで徒歩でも可能、自転車では10分程度の場所の距離で行けるということですね。そして、これが蟹江町の固有のインフラ資産なんですよ。JR蟹江駅の橋上化へ約30億円近い予算をかけ、セーブするには、僕は思います、このような町の固有のインフラ資産を含めた町全体の活性化を目指してやるべきであり、駅の橋上化を先行した議論だけではやる意味がないと私は考えております。

行政というのはもっと、僕の感覚では、町の活性化のために、また住民の夢のために、夢を持って働ける場所をつくるために、そういう施策を立案していくのが行政の役目であり、未来の、これを我々が未来に送るための行政が、そういう施策を立てていただかないとだめだと思っております。みんなが希望を持てるまちづくりが必要であります。

そういう意味では、町長も同じような考えだと思っております。だから、「キラッと光る蟹江」ですけれども、今、これから橋上駅をやる、30億円でやるんだと。そこには、僕らにもっと夢を持たせていただかないと。夢がないから反対しちゃう、こういうことです。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後4時33分)